

自己点検・評価報告書

—2020 年度—

城西国際大学

2021 年 8 月

目次

はじめに

第1章 理念・目的	1
(1) 現状説明	1
(2) 長所・特色	5
(3) 問題点	5
(4) 全体のまとめ	5
第2章 内部質保証	6
(1) 現状説明	6
(2) 長所・特色	13
(3) 問題点	13
(4) 全体のまとめ	14
第3章 教育研究組織	15
(1) 現状説明	15
(2) 長所・特色	17
(3) 問題点	17
(4) 全体のまとめ	18
第4章 教育課程・学習成果	19
(1) 現状説明	19
(2) 長所・特色	37
(3) 問題点	38
(4) 全体のまとめ	40
第5章 学生の受け入れ	42
(1) 現状説明	42
(2) 長所・特色	46
(3) 問題点	47
(4) 全体のまとめ	48
第6章 教員・教員組織	49
(1) 現状説明	49
(2) 長所・特色	57
(3) 問題点	57
(4) 全体のまとめ	58

第7章 学生支援	60
(1) 現状説明	60
(2) 長所・特色	71
(3) 問題点	71
(4) 全体のまとめ	72
第8章 教育研究等環境	73
(1) 現状説明	73
(2) 長所・特色	82
(3) 問題点	82
(4) 全体のまとめ	83
第9章 社会連携・社会貢献	84
(1) 現状説明	84
(2) 長所・特色	88
(3) 問題点	88
(4) 全体のまとめ	89
第10章 大学運営・財務	90
第1節 大学運営	90
(1) 現状説明	90
(2) 長所・特色	95
(3) 問題点	95
(4) 全体のまとめ	96
第2節 財務	97
(1) 現状説明	97
(2) 長所・特色	99
(3) 問題点	99
(4) 全体のまとめ	100

はじめに

本学は、建学の精神「学問による人間形成」及び教育理念「国際社会で生きる人間としての人格形成」の下、「城西国際大学自己点検・評価に係る規程」を定め、教育研究水準の弛まざる向上を図り、掲げる目標及び社会的使命を達成するため、教育研究活動及び管理運営等の状況について、自ら点検及び評価を行うこととしている。本学の自己点検・評価を推進する組織として、学長を委員長とする全学点検評価委員会を設置し、全学的課題と部局独自課題の改善プロセスを明確にした上で、毎年度の自己点検・評価に取り組む。学部・研究科及び部局等がそれぞれに作成する点検・評価シートを基に、この全学点検評価委員会が本学の教育研究活動を俯瞰的に点検・評価し、学長のガバナンスの下、抽出した問題点や課題の解決を図るとともに、大学全体での共通認識の形成にも努め、それぞれの取組を有機的に関連付けて包括的かつ持続的な改善を推し進める仕組みを整備している。

2017（平成29）年から2019（令和元）年までの3カ年度においては、第二期認証評価の指摘事項等に係る改善にも並行的に取り組み、2020年8月に、その成果や取組状況に係る大学基準協会への報告を終えた。本報告書は、これら3カ年度にわたる取組成果も含め、すでに構想・準備を進めていた中期計画【2020-2024】及び事務機構の再構築、組織改編等を念頭に置きながら、本学におけるこれまでの自己点検・評価の実施状況や改善の進捗等について取りまとめたもので、ここに中間報告書として公開する。

本学は、2022年4月に開学30周年を迎える。大学基準協会の第三期認証

評価を 2023 年度に受審するにあたり、この度の中間報告としての取りまとめを、より客観的な視点から検証と改善を重ねていくための新たな機会として位置付け、本学における自己点検・評価活動の更なる充実と、教育研究活動の発展に邁進する所存である。

2021 年 8 月 31 日

城西国際大学 学長室
自己点検評価 担当

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の教育研究上の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1

学部においては、学部・学科ごとに、研究科においては、研究科・専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2

大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

【大学の理念・目的の適切な設定】

学校法人城西大学は、創立者水田三喜男による「学問による人間形成」を建学の精神として1965（昭和40）年に発足した。城西国際大学は、その建学の精神を継承しつつ、「国際社会で生きる人間としての人格形成」を独自の教育理念とし、未来志向の人材育成を社会的使命とする。本学は、高い倫理観の下、地域社会及び国際社会のニーズに対応した先端的教育の提供及び研究の推進をもって、日本全国はもちろん、世界の様々な出来事を深い問題意識を持って理解し、他者と協働して活躍できる人材の育成を目指す、未来志向のグローバル大学である。

本学学則第1条に「広い分野の知識と深い専門の学術を教授研究し、知的、道徳的能力の涵養を図り、もって国家社会に貢献し得る人材を養成するとともに、人類文化の発展に寄与することを目的とする」ことを掲げ、具体的に次の6項目を教育目標として適切に定める。

城西国際大学 教育目標

- ① 総合大学としての教育研究環境の下、多様な文化・価値に対応し得る思考力及び判断力を修得する学びを創出する。
- ② 先端性を持った経営情報学、人文学、メディア学、観光学及び環境社会学の教育・研究に努め、文化を継承・創造し多様性を理解して地域や世界で活躍できる人材を育成する。
- ③ 先端性を持った社会福祉学、理学療法学、薬学及び看護学の教育・研究に努め、それぞれの専門能力をもって関連領域と連携できる職業人を育成する。
- ④ 地域社会及び国際社会で活躍する社会人として必要とされる人間力と教養、実務能力などの修得や帰属意識の形成を図る。
- ⑤ 本学が立地する地域社会と緊密な関係を保ち、産学民官の協働による地域の活性化及び文化の振興に貢献する「地域密着型」の総合大学、そして未来志向の大学を目指す。

- ⑥ 同一学校法人が設置する城西大学と相互啓発・協働を推し進め、相携えて発展することで、社会における学校法人城西大学の責務を果たす。

上記の教育目標を踏まえ、学部及び大学院の目的を学則及び大学院学則に、次のように適切に定める。

学部

本学は、建学の精神「学問による人間形成」及び教育理念「国際社会で生きる人間としての人格形成」に基づき、教育基本法並びに学校教育法の定めるところに従い、広い分野の知識と深い専門の学術を教授研究し、知的、道徳的能力の涵養を図り、もって国家社会に貢献し得る人材を養成するとともに、人類文化の発展に寄与することを目的とする。

大学院

本大学院は、建学の精神「学問による人間形成」及び教育理念「国際社会で生きる人間としての人格形成」に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を深めて文化の進展に寄与することを目的とする。

【大学の理念・目的を踏まえた学部・研究科の目的の適切な設定】

各学部・研究科においては、建学の精神と教育理念を踏まえた教育研究上の目的を、学部は学部・学科を単位として学則第2条第3項に、大学院は研究科・専攻・課程を単位として大学院学則第4条第2項に適切に定め、大学ホームページ及び学生便覧にて公表している。社会の変化等も勘案しながら、カリキュラム見直しの際に理念・目的等の検証を行い、改正の必要がある場合には各学部・研究科が自発的に改正する。

また、本学は、情報通信技術の発展や国際化・少子高齢化が進展する現代社会において、異なる文化や考え方を持つ人々と協力できる力、及び社会の問いかけを解決する力を養成し、国際感覚と豊かな人間性を備え、自らの能力を社会で発揮できる未来人材を育成するという観点から、2019（令和元）年に全学方針として人材育成の3本柱「国際教育」、「地域基盤型教育」、「キャリア形成教育」を掲げ、大学ホームページにて公表している。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の教育研究上の目的を学則に適切に明示した上で、教職員及び学生に周知するとともに、社会に対して公表しているか。

評価の視点1

学部においては、学部・学科ごとに、研究科においては、研究科・専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点2

教職員、学生、社会に対する刊行物、Web ページ等による大学の理念・目的、学部・研究科の教育研究上の目的等の周知及び公表

【大学の理念・目的、学部・研究科の目的の適切な明示】

本学は、理念・目的として、建学の精神、教育理念、教育目標を明示している。また、各学部・研究科の目的は、学則及び大学院学則に明示する。各学部の教育研究上の目的は学部・学科を単位として、各研究科の教育研究上の目的は研究科・課程・専攻を単位として、学則あるいは大学院学則において適切に明示し、いずれも大学ホームページ及び学生便覧にて公表している。

【大学の理念・目的、学部・研究科の目的の教職員や学生への周知、社会への公表】

本学は、理念・目的、学部・研究科の目的等について、教職員に対しては、全学 FD や学部・研究科にて個別に実施する FD 等にて周知し、それらの認知及び理解を促す。また、新任教職員に対しては、着任時の研修やガイダンス等により、その周知と理解の浸透を図る。

学生に対しては、全学生に配布する学生便覧及び『履修の手引き』に学則の抜粋を掲載し、これらを用いて、建学の精神と教育理念、各学部・研究科の教育研究上の目的を、毎年度初めに実施する在学生対象のオリエンテーションや新入生対象のフレッシュマン・セミナー等にて周知する。また、保護者に対しては、毎年、全国 11 カ所で開催する父母地区懇談会の全体会や、学部ごとの分科会において配布資料に基づき周知する。

社会に対しては、大学ホームページ、広く頒布する大学案内、大学院案内はもとより、千葉県で自治体と連携して開催する公開講座、東京都で展開するエクステンション・プログラム等においても公表している。

点検・評価項目③：大学の理念・目的や、学部・研究科の教育研究上の目的等を実現するため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1

将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

【中・長期の計画、その他の諸施策の設定】

本学は、2011（平成23）年に中期目標《J-Vision》を策定した。これらの目標は5カ年ごとに見直し、各Visionの具体的な達成状況や成果等を各部局より集約し、それを学長室において整理・統合した上で検証する。その検証結果を踏まえ、社会と時代の流れをくみ取った上で、「Vision 1：豊かな人間性の涵養と社会に有為な人材育成、Vision 2：国際性と日本文化を身につけたグローバル人材の育成、Vision 3：教育力の持続的向上と地域・世界と直結した連携教育の強化、Vision 4：研究力強化とイノベーションの推進、Vision5：キャンパス環境の充実とグローバル化・ネットワーク化、Vision6：教育、研究、社会貢献のダイナミックな展開を支える経営基盤の確立、Vision7：発信力強化と社会的存在価値の更なる向上」を新たな《J-Vision》(2016-2020)として策定し直した。2016（平成28）年7月の法人理事会における審議・決定の後、これを大学ホームページにて公表している。

そして、学校法人城西大学は、これからの社会を念頭において、単一の価値観では対応困難な様々な変化に備え、「学問による人間形成」という建学の精神の下、自律性を身に付け多様な価値観を尊重する人材の育成というミッションを改めて確認した上で、本法人の経営・運営の指針として中期計画【2020-2024】（以下、中期計画）を新たに策定した。本学は、この法人の中期計画を踏まえ、下記のように本学の中期計画を掲げる。

城西国際大学 中期計画（2020-2024）

- | | |
|-------------------|----------------------|
| (1) 「教育力」の強化 | (6) 「研究力」の強化 |
| (2) 「学生支援力」の強化 | (7) 「地域連携・社会貢献力」の強化 |
| (3) 「就職・進学支援力」の強化 | (8) 「JIU ネットワーク力」の強化 |
| (4) 「学生参集力」の強化 | (9) 「組織・運営力」の強化 |
| (5) 「国際力」の強化 | |

この中期計画に基づき、毎年度の事業計画を定め、各課題に対する方策・具体策、指標、目指す水準を設定し、予算編成や組織整備等を通じて具体化したところである。

(2) 長所・特色

本学は、日本、アジアそして世界のリーディングユニバーシティとなるべく中期目標《J-Vision》を掲げ、各学部・研究科はもとより、教務部、研究推進・社会貢献部、学生支援部等の部局が一致団結して、これらの目標の実現に向けて統合的な施策の立案、その実施体制、及び検証の基盤を整える。また、学生自身は、これを自らの学びと成長を振り返る指針とする。本学は、理念・目的を明確に示し、それらを踏まえて各学部・研究科における教育研究上の目的を定め、併せて総合大学として横断的かつ有機的な連携を図りつつ、豊かな学びの提供と学生の成長に向けた支援を最重要の事項として共有する。

また、中期計画に基づく運営により、教育研究への投資及び施設設備の維持更新に適切に取り組み、持続的な発展を支える財政基盤を強化する施策を実行する。

さらに、教学マネジメントの一環としてアセスメント・ポリシーを定め、教育目標の達成状況を継続的かつ可視的に計測・監視する指標の設定・見直しを行い、学位プログラムレベルあるいは授業科目レベルの教育活動に関して、「何をもって進捗したと判断するのか」を明確に打ち出し、その共有を徹底させている。

(3) 問題点

発展途上課題として、大学や学部・研究科の理念・目的に係る理解度・周知度の検証がある。本学は、現在「在学意識調査」や「卒業生意識調査」を活用しているが、更に数値的な推移を明確にし得る指標としての質問項目の追加、あるいは新たな評価フォームの導入を検討する。

(4) 全体のまとめ

本学は、「学問による人間形成」を建学の精神として継承し、「国際社会で生きる人間としての人格形成」を独自の教育理念として掲げ、新時代を見据えた人材育成を社会的使命として展開してきた。これらを学則及び大学院学則に明示し、時代が求める教育とは何かを常に検証し、改善と発展に向けたアクションに繋げている。

学生及び教職員に対する様々な取組により、大学や各学部・研究科の理念・目的の更なる周知と理解の促進に努めており、広く社会に対しては大学ホームページや大学案内、各種刊行物を通じて公表している。

また、経営・運営の指針として、将来を見据えた中期計画を策定し、各課題に係る方策・具体策、指標、目指す水準を設定し、事業計画における予算編成や組織整備等を通じて着実な取組を進めていく。

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示（簡易マニュアル）しているか。

評価の視点1

下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- 内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- 内部質保証の推進に責任を負う全学的な内部質保証推進組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- 教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCA サイクルの運用プロセス等）

【内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示】

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、内部質保証システムを構築し、恒常的かつ継続的に教育の質の保証に取り組む組織である。また、社会の負託を受けた自律的な組織体であることに鑑み、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等について、刊行物、インターネットその他の周知方法を通じて積極的に公開することで、社会に対する説明責任を果たさなければならない。内部質保証システム自体の適切性に関しても、これを定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に繋げていく。

本学は、「城西国際大学自己点検・評価に係る規程」に基づき、学長を委員長とする全学点検評価委員会を設置し、当該委員会が各学部・研究科、部局等に設置する個別点検評価委員会と連携して、自己点検・評価と教育研究活動の改善に取り組む体制で内部質保証を推進する。具体的には、建学の精神のほか、《J-Vision》や中期計画等の大方針に沿って大学執行部が目標項目を確定し、各学部・研究科が教育研究上の目的等を踏まえて目標値を設定する。この目標値に基づいて、学部・研究科等で実施した自己点検・評価の結果を全学点検評価委員会にて審議・総括し、その結果を法人の大学評価委員会に報告する。本学は、全学点検評価委員会を中心として、各学部・研究科、部局等が自己点検・評価を毎年実施し、各種検証を踏まえた改善に取り組むことでPDCAサイクルを機能させている。自己点検・評価の結果について、学校教育法に基づき、2011（平成23）年度より、教育関連情報や財務状況等を大学ホームページにて公表している。

内部質保証システムを構築、機能化させる一方策として、教職員のコンプライアンス（法令及びモラルの遵守）意識の徹底に取り組んでおり、毎学期当初に学長から全ての教職員に示達するとともに、新任教員に対しては、学内研修への参加を義務付けることでコンプライアンス意識を徹底させている。

点検・評価項目②：内部質保証を推進する全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1

全学的な内部質保証推進組織及び体制の整備

評価の視点2

全学的な内部質保証推進組織のメンバー構成

【全学的な内部質保証推進組織及び体制の整備】

本学は、「城西国際大学自己点検・評価に係る規程」の第2条に、「教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するために、教育研究活動及び管理運営等の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己点検・評価」という）を行う」ことを定める。教育研究の質の確保を目的として自己点検・評価を行い、その結果を踏まえた教育研究活動等の継続的な改善を推進する（以下「内部質保証」という）組織として、全学点検評価委員会を設置する。この全学点検評価委員会は、本学の内部質保証に係る全学的な方針に基づき、内部質保証の推進に責任を負う組織である。併せて、本学の自己点検・評価活動を実質的かつ持続的に機能させるため、自己点検・評価活動の推進、同結果の集約、同報告書の作成等を担う事務機能を学長室の中に配置する。

【全学的な内部質保証推進組織のメンバー構成】

全学点検評価委員会は、部門横断的な全学組織構成とすることとしており、学長を委員長として、担当副学長、学長補佐、学部長、研究科長、総務担当部長、教務担当部長、学生支援担当部長、入試担当部長、研究推進・社会貢献担当部長、国際担当部長、学術情報システム担当部長、事務局長、担当部次長、担当課長、担当事務長、その他委員長が必要と認めた者からなる。

このようなメンバー構成は、本学の理念・目的の実現に向けた諸活動に照らして、専門分野や職責等の観点から偏りのないものであり、全学の内部質保証を推進する組織としての適切性を確保している。

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1

学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点2

全学的な内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPD

CAサイクルを機能させる取組

評価の視点3

行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

評価の視点4

点検・評価における客観性、妥当性の確保

【各種方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定】

本学は、教学内容の精緻化や教学改革の基準として、「教学改革に係る全学指針」をガイドラインとして定め、これを運用する。2008（平成20）年4月に施行された大学設置基準等の改正への対応として、各学部・研究科における「教育理念」、「教育研究上の目的」、「人材育成目標」、「目標とする人材に必要な観点別目標」等を整理し、いわゆる3ポリシー（学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針）及び各学部・研究科が学則等に定める人材育成目的について定期的に検証し、特にカリキュラム改革の際には各ポリシーとの整合を必ず確認することとした。更に2020（令和2）年度には、カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリー、科目ナンバリング（科目番号制）、科目設置コンセプトを教育課程に係る基本文書と位置付け、全学的な共通理解の下、これらの見直し・修正を各学部・研究科において優先的に進めている。

【内部質保証推進組織による学部・研究科等のPDCAサイクルを機能させる取組】

内部質保証の推進にあたっては、大学という組織の重層的な構造を基本としながら、教務部、研究推進・社会貢献部、学生支援部、入試部、国際部、学術情報システム部、総務部という所掌領域に応じた内部質保証システムを活用する。特に、教学分野における内部質保証は、学長－全学点検評価委員会－全学教務委員会－学部・研究科という組織構造に照らして、トップダウンとボトムアップ双方のアプローチを展開する。総合大学である本学の内部質保証システムは、全学点検評価委員会を大学全体の内部質保証推進組織として、中・長期計画等の全般的かつ大綱的な方針を8学部6研究科が各々の特徴に応じて自律的に具体化して実行し、授業科目レベルの成果検証を含む教育プログラム全体の点検・評価の結果を、当該年度の部分的改善さらには中・長期的なカリキュラム改革に結び付ける、という形で機能化させている。

併せて、現行の教育プログラムやカリキュラムについて、各学部・研究科は毎年度、それらの適切性について包括的な検証の結果と改善の方向をまとめ、全学教務委員会及び学長室に提出する。カリキュラム改革に際しては、原則として、その完成年度（4年または6年）を迎える段階で、経年の総括と改善計画の蓄積に基づいて改善に係る議論を重ね、各学部・研究科における検討及び全学教務委員会での審議・承認を

経て次期改革を進める、という形でサイクルを回す。

学長及び常務理事会は、こうした各学部・研究科の取組を大学全体の基本方針の観点から点検・評価し、カリキュラム改革に伴う組織・財政面からの支援に係る判断を行うと同時に、各学部・研究科の到達水準と課題を踏まえ、必要に応じて全学方針を見直し修正する。そして、これらの取組や検証の結果を、大学全体の大綱的な方針策定や意思決定に反映させることにより、全学的な PDCA サイクルが効率的な仕組みとして機能化することとなる。

【行政機関、認証評価機関等からの指摘事項に対する対応】

学部等設置認可時における文部科学省の指摘事項については、教務部において、当該学部・研究科の改善状況を確認し、設置計画履行状況等調査を文部科学省に提出する。なお、改善取組の一括把握を徹底させるため、2019（令和元）年度より、全学点検評価委員会においても当該指摘事項に係る改善状況を確認することとした。

認証評価結果に係る認証評価機関からの指摘事項については、全学点検評価委員会において、毎年度、その改善状況を確認する。具体的には、2016（平成 28）年度の大学基準協会による第二期認証評価における指摘事項について、必要となる改善計画や改善状況を同委員会にて年度ごとに確認の上、2020 年 8 月に改善報告書を同協会へ提出した。

薬学部は、2019 年度に一般社団法人薬学教育評価機構による薬学教育第三者評価を受審し、「薬学教育評価・評価基準」に適合すると認定された。本件については、薬学教育評価・評価報告書を薬学部ホームページにて公表している。

【点検・評価における客観性、妥当性の確保】

本学の内部質保証推進組織である全学点検評価委員会それ自身が、学内における自己点検・評価に対して客観的かつ自律的に精査する役割機能を果たす点において、学内での客観性を担保する。これに対して、各学部・研究科、部局等より提出された自己点検・評価シートに基づき作成した全学の自己点検・評価報告書による「機関別認証評価」、「第三者評価（薬学教育評価）」等の受審をもって、学外からの客観的な評価を受ける仕組みとする。また、学校教育法施行規則の一部を改正する省令施行や大学基準等の改正への対応を通じて、自己点検・評価に係る視点の調整も併せて行う。このように、外部的な視点を貫徹する全学点検評価委員会の点検・評価及び第三者機関等による外部評価等に加えて、評価の視点に係る法令要件を適切に満たすことにより、本学における点検・評価は客観性及び妥当性を確保できていると判断する。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価、財務、その他諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1

教育研究活動、点検・評価、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点2

公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点3

公表する情報の適切な更新

【情報の公表（全般）】

本学は、学校教育法施行規則等の法令に従い、保有する情報を適宜公表し、教育研究等の諸事業及び財務状況に係る社会的説明責任を果たすことで、公正かつ透明性の高い運営、構成員による自律的な運営、そして教育研究の向上等に繋げている。大学基本情報として、(1) 法人及び学校の基本的情報、(2) 財務及び経営に係る情報、(3) 教育研究活動に係る情報、(4) 評価に係る情報、(5) コンプライアンス等に係る情報、(6) 監査に係る情報、(7) 学生の活動に係る情報、(8) 公費の助成に係る情報、(9) 情報公表に係る情報等について、大学ホームページにて公表している。また、2014（平成26）年度に、大学ポータルへの参加を決定し、原則として公表が任意となる情報のうち基礎的な数値情報は公表することとし、その他の情報に関しては公表する範囲を順次広げていくことで整備を進めている。

併せて本学は、個人情報保護法等の法令を遵守し、「学校法人城西大学個人情報の保護に関する規程」に基づき、個人情報の漏洩防止に努める。個人情報の取扱いを外部に委託する場合には、委託先と秘密保持契約を結ぶ等、管理・監督を徹底する。また、このように個人情報を保護するとともに、個人の意思を尊重した上で個人情報を取り扱うことが社会的責務との認識の下、今後は、本学のビジョンやポリシー等を反映させた情報公表を進める予定である。

【教育研究活動に係る状況の公表】

本学は、教員一人ひとりの教育研究等に係る情報公開ツールとして、独自の学術データベースを活用する。すでに、教育研究活動や地域貢献等に係る情報を公表しており、今後は研究者データベースである **research map** とも連動させる形で、更に公表を促進する予定である。また、兼任講師に係る情報は、所属する各学部・研究科のホームページにて公表している。

本学が導入する **JIU portal** のシステムを通じて、各科目の担当者、授業の概要・方法、受講学生の到達目標、授業スケジュール、成績評価方法等の情報を含む全科目のシラバスを公表し、教育研究活動の透明性を高めている。併せて、教職課程におけ

る教員養成の状況に係る情報を公表している。2020（令和2）年9月より、クラウド型教育支援サービス **manaba** を新たに導入し、学習ツールとして活用することで、新型コロナウイルス禍におけるオンライン授業に係る支援はもとより、本学全体の教育の質向上に努める。

【自己点検・評価結果の公表】

本学の自己点検・評価の結果は、全学点検評価委員会による精査を経て、自己点検・評価報告書として取りまとめ、大学基礎データとともに大学ホームページにて公表している。

【財務状況の公表】

本学は、大学ホームページにて財務状況を公表するとともに、私立学校法や各種通知等による財務情報公表の取組として、予算・決算に係る計算書類、事業報告書等を公開している。また、中・長期計画に対応する財政運営の基本方針や学費政策、学内奨学金の仕組み等を解説し、これらに対する理解の促進を図る。

【公表情報の正確性、信頼性の確保】

本学は、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表にあたり、情報の正確性及び信頼性を確保するための仕組みや体制を整えている。教育研究活動については、IR推進室による教学情報の収集・分析・評価を行い、データベースを構築するとともに、**FACTBOOK** を作成・公表している。自己点検・評価結果については、全学点検評価委員会による最終的な精査を経ることにより、社会への情報公表における正確性及び信頼性を確保する。また、財務情報については、会計監査及び監事の審査を受けた上で監査報告書を付して公表することにより、社会への情報公表の正確性及び信頼性を確保する。このように、点検及び評価を常態化させることにより、公表情報の正確性及び信頼性を確保できていると判断する。

【公表情報の適切な更新】

本学は、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表にあたり、当該情報に係る議決を行う最終会議体の開催タイミング等と連動させ、最新情報に基づく速やかな更新に努める。教育研究活動の情報については、毎年4月1日または5月1日を基準日とするものが多く、自己点検・評価の結果は全学点検評価委員会を経て、財務状況については理事会を経て、それぞれに必要な手続きを経た上で、毎年度、速やかに更新する。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているか。

評価の視点1

全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性に関する点検・評価の実施

評価の視点2

適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの適切性についての点検・評価の実施

評価の視点3

点検・評価結果に基づく改善・向上

【全学的なPDCAサイクル等の適切性・有効性についての点検・評価】

本学は、中期目標《J-Vision》及び経営・運営の指針として作成した中期計画に即して、教育研究やその他の諸活動及び管理運営に係る計画・実行・検証・改善に取り組む。全学点検評価委員会の横断的なメンバー構成が示す通り、本学の理念・目的、教育研究組織、教員組織、教育課程・学習成果、学生の受け入れ、学生支援、社会連携・社会貢献、教育研究等環境、大学運営・財務の各領域において、中期計画を確実に実行すべくそれぞれに具体化させた達成目標設定シートに基づき、それぞれのPDCAサイクルを自律的に稼働させている。大綱的かつ全学的な枠組みを整えた上で、各領域の自律性を尊重する形でのPDCAサイクルの稼働は、理系・文系双方の学部・研究科・研究機関等を擁する本学に適した仕組みとして機能している。

【適切な根拠に基づく内部質保証システムの適切性についての点検・評価】

本学は、毎年度における各部局等の自己点検・評価の仕組みについて、改善プロセスの概念図を更新・活用するなどして明確化させ、全学的課題と部局独自課題の抽出及び改善に取り組む。各部局等は、根拠を明示した上で自らの判断と責任においてその諸活動を点検・評価し、その結果について全学点検評価委員会が客観的な立場から評価する。この全学点検評価委員会の評価結果を踏まえ、委員長である学長は改善指示を明示し、さらに担当副学長が部局別面談を通して指示の徹底と支援を行い、具体的な改善に繋げる、というサイクルが適切に機能している。

【点検・評価結果に基づく改善・向上】

各学部・研究科、部局等は、全学点検評価委員会を経た評価結果を踏まえて、持続的な改善・向上に向けた活動に取り組む。全学的課題は、学長またはその委任を受けた担当副学長の責任の下で改善計画を策定の上、関連する組織が連携・協働して改善に取り組む。部局独自課題は、部局の長の責任の下で改善計画を策定の上、部局が改

善に取り組み、その結果を担当副学長に報告する。併せて、全学的課題の改善結果については担当副学長から、部局独自課題の改善結果については部局から、自己点検・評価担当の副学長に報告する。報告を受けた自己点検・評価担当の副学長は、それらを取りまとめて委員長である学長に報告する。このように恒常的な確認サイクルを機能化させるとともに、具体的な改善事例や先行的な取組については、全学 FD にて大学全体で共有するなどして、全学的な自己点検・評価活動の促進に努めている。

(2) 長所・特色

本学は、内部質保証を推進するにあたり、大学という組織の重層的な構造を基本としながら、教学、教育研究等環境、入試、学生、社会連携、大学運営・財務等という領域に応じた内部質保証システムを活用する。そして、理系・文系双方の学部・研究科を擁する総合大学として、部局横断的な形で全学点検評価委員会を設置することにより、組織構造に照らした内部質保証システムを機能させている。

また、内部質保証システムに係る主体として、学生参画の観点を重視する。本学は、成績優秀かつ、建学の精神「学問による人間形成」を体現する学生を水田奨学生として毎年度表彰しており、これら学部を代表する学生が学長、副学長、学部長・学科長等の執行部教員及び事務局と懇談する機会を設けている。そのほか在学意識調査や授業評価等も併せて、教育内容や施設設備、学生支援サービス等、大学生活全般に係る意見や要望を収集し参考にすることとし、学生の視点も含めた形での内部質保証を推進する。

(3) 問題点

全学点検評価委員会は、各学部・研究科の改善課題を具体的に提示し、これに対して各学部・研究科等が逐次対応する、また、新たな取組案を策定・実施するなどして、恒常的な自己点検・評価活動を踏まえた改善に取り組む。設置計画履行状況に係る指摘事項や大学評価に係る認証評価機関の指摘事項についても、概ね適切に対応しているが、自己点検・評価プロセスにおいて、学外からの視点による意見聴取の機会を設けることを課題と認識している。この点において改善の余地があり、学外から外部委員を招聘することで、より多角的な見地から本学の質保証に取り組むことを目指す。

また、IR 体制を機能化させるために、2020（令和2）年4月に IR 推進室を学長直属の組織として設置した。これを契機として、学内外の多種多様なデータの収集・分析、FD の実質化、教員及び部局の活動評価に向けた準備等を促進し、学修者本位の教育指導体制を確立することに努め、持続的な検証プロセスの下に質保証を更に徹底させていく。

(4) 全体のまとめ

本学は、掲げる理念・目標の下、中期計画に沿って教育研究やそのほかの諸活動及び大学運営に取り組む。全学的に内部質保証を推進するにあたり、大学という組織の重層的な構造を基本としながら、教学、教育研究等環境、入試、学生、社会連携、大学運営・財務という所掌領域ごとに内部質保証システムを機能させ、根拠に基づく検証を経て改善・向上、あるいは新たな課題の抽出ないし特定に取り組む。全学点検評価委員会を組織することにより、自己点検・評価の仕組みと改善プロセスはより明確なものとなり、各部局の機能化と自律的な改善活動の促進に繋げている。

本学の内部質保証システム自体の適切性及び有効性については、主に大学評価委員会における指摘や示された改善課題を基に検証する。具体的には、全学点検評価委員会の下でまとめた点検・評価の結果を、学外の有識者も含めた大学評価委員会に諮ることにより、本学の内部質保証システムに係る客観的な検証の機会は確保できている。さらに、それらの改善状況を大学評価委員会に報告することで、内部質保証システムに係る点検・評価のサイクルを機能化させている。

以上、本学は、掲げる理念・目的の実現に向けて、学長のガバナンスの下、それぞれの組織が主体的、自律的に計画・実行・検証・改善を進めることとしており、総体として、内部質保証システムは適切に機能している。加えて、内部質保証システムの適切性について、定期的に点検・評価を行っており、その結果を基に持続的な改善に取り組んでいると判断できる。今後も、大学として内部質保証システムの安定的な運用に努め、関連機関とも連携して着実な改善に取り組み、全学挙げての質保証を推進する。

第3章 教育研究組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1

大学の理念・目的と学部・学科の構成及び研究科・専攻の構成との適合性

評価の視点2

大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点3

学問の動向や社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等を踏まえた教育研究組織の整備

【大学の理念・目的と教育組織の適合性】

本学は、建学の精神及び教育理念に基づき、教育研究や科学技術に係る動向、社会の要請等を踏まえて教育研究組織を設置する。本学の校地は、千葉県東金市にある東金キャンパス、東京都千代田区にある紀尾井町キャンパス、千葉県鴨川市にある安房キャンパス等からなる。2020（令和2）年10月1日現在、本学は8学部6研究科を設置し、それぞれの教育研究上の目的は個別に学則あるいは大学院学則に示し、それに基づき教育研究活動を展開する。また、大学全体の教育研究活動やその改善を横断的に支援する組織として、研究支援推進センター等を設置する。

【大学の理念・目的と研究組織等の適合性】

本学は、各キャンパスの特色を活かしつつ教育研究上の目的を実現するために、国際部の下に国際教育センター、語学教育センター及び留学生センター、学生支援部の下にキャリア形成・就職センター、学術情報システム部の下に情報科学研究センター、研究・社会貢献部の下に研究支援推進センター、地域連携推進センター、ジェンダー・女性学研究所及び国際グリーンマテリアル研究所を設置し、学生の修学支援や教員の研究支援の体制を整えた上で教育研究活動に取り組む。各組織の理念・目的は、大学ホームページにて公表しており、各組織はそれに基づき活動する。

【中期計画を踏まえた教育研究組織の整備と成果】

本学は、中期計画に掲げる教育研究の質向上を軸とする教学改革を更に推進するために、教育研究組織の改編に取り組む。

第一は、学部統合及びキャンパス移転である。2018（平成30）年度に環境社会学部の学生募集を停止するにあたり、持続可能な社会の実現に貢献できるグローバル環境人材を育成するという教育理念は、大学に与えられた重要な責務であることから、環

境の学びに新たな視点を交えて経営情報学部へと移行させ継続することとした。また、2022（令和4）年4月に、安房キャンパスにて展開する観光学部を千葉東金キャンパスへ移転することとし、千葉県東金市の郊外型キャンパスと東京都千代田区の都心型キャンパスに教育研究資源を集約する。観光学部の東金キャンパス移転は、都市観光、地域観光という新たな観光教育スキームの下、より拡充した地域・社会連携による実践的な教育研究価値の向上をもたらすことから、他学部においても複合的な教育効果を期待できる。

第二は、新しい教育展開を実現するためのコース改編である。メディア学部は、2020年度より、既設のクロスメディアコースをニューメディアコースへと改編した。福祉総合学部は、2021年度より、福祉行政コースを新設する予定である。このように、社会の変化に即応できる人材育成の実現を目指し、大学教育の在り方を常に検証し、新しい可能性に向けた取組を展開している。

第三に、カリキュラム改革の一環として、全学的視点に立った基礎教育を構想・検討している。本学の建学の精神に基づく人格形成、幅広い教養や知識の習得、未来志向の問題意識の醸成、社会人として求められる基礎能力の向上等を主たる目的とし、全学教務委員会が学部間の調整を果たす役目を担うことで、体系的かつ全学的な基盤教育の展開を可能とする全学部共通基盤科目群の設置を計画している。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているか。

評価の視点1

適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成についての点検・評価の実施

評価の視点2

点検・評価結果に基づく改善・向上

【適切な根拠に基づく教育研究組織の適切性についての点検・評価】

○教育組織

既設の学部・研究科は、毎年度の自己点検・評価活動において、それぞれの執行部及び教授会等を中心に年次目標・計画等を策定し、それぞれに設置した個別点検評価委員会を中心に、達成状況や成果等について検証する。その結果について、全学点検評価委員会は全学的観点からの検証を行い、改善へのアプローチを学部等に対し明示する。中期計画に基づき、すでに環境社会学部は学生募集停止、観光学部はキャンパス移転することとし、理事会決定の下で諸準備を進めている。

○研究組織

本学は、設置した研究組織が社会ニーズを踏まえた組織であるかについて検証しており、設置から一定期間（5－10年）が経過した後、それぞれの活動状況を総括した上で、当該組織の廃止、継続等について見直し、必要に応じて後継とすべき新規組織を設置する。

2019（令和元）年度には、地域連携の窓口として設置した地域教育医療福祉センターを地域連携推進センターへと改め、地域社会との協働を学びに結び付け、学術研究の成果を広く地域社会へ還元するという本学の目標を実現するための中核組織として、その位置付けをより明確なものとした。学生が所属する学部の枠組みを超えて、地域の課題解決に取り組む「域学共創プロジェクト」や専門職連携教育「IPE99」の推進、地域住民の生きがい健康づくりを支援する公開講座やコミュニティ・カレッジ、シニア・ウェルネス大学の運営等、地域連携推進センターは地域連携や社会貢献活動の促進、支援に取り組む。また、本学の教職員及び学生を会員とする独自の研究組織としてJIU学会を組織しており、機関誌や会報等の発行、会員によるグループ研究活動による地域社会への寄与、研究成果発表会の開催等、学生の主体的な研究活動の支援を行う。

【点検・評価結果に基づく改善・向上】

本学は、教育研究組織の開設以降、年度ごとの自己点検・評価において、それぞれの教育内容や学生の受入状況、活動状況等を点検する。その際に、部局独自課題と全学的課題を区分して抽出し、学長のガバナンスの下で改善と向上に努める。2019年度に完成年度を迎えた理学療法学科は、設置時等に付された留意事項について改善に取り組み、2019年5月に設置計画履行状況等報告書にて履行状況を報告した。

（2）長所・特色

本学は、各キャンパスの特色を踏まえた産学官連携（80を超える組織・企業等）や地域社会への継続的な貢献に努め、柔軟性、即応性及び機敏性に富んだ教育研究活動を推進する。併せて、各センター・研究所や附属機関を特定の学部あるいは研究科には分属させず、学部・研究科、また理系・文系という枠を超えた横断的な共同研究活動を推奨する。これまで以上に、斬新で多面的な研究に取り組みやすい環境を整え、より活発な連携教育や研究交流を促進する。

（3）問題点

研究活動の規模拡大や新規研究センターの設置等に伴い、規程の制定・改廃が必要となるが、規程の記載内容や文言、規程改廃の議決機関等に係る表現の統一及び時機的な更新に課題があると認識している。各研究センターの特性を踏まえた上で規程を

持続的に整備する必要があり、2020年8月に実施した事務局の組織改編と連動させて、全学的な見直しを行う予定である。

(4) 全体のまとめ

本学は、建学の精神や教学理念に基づき学部・研究科等の教育組織を設置しており、学則、大学院学則、各学部則あるいは研究科則、規程等にその旨を明示する。また、規程に定めた定期的な検証に基づき、学術研究の動向、社会的要請、国際化等に対応させる形で教育研究組織の改編に取り組む。

教育組織においては、中期計画に基づく取組の一環として、環境社会学部の募集を停止し、併せて観光学部の千葉東金キャンパス移転を決定したところである。環境社会学部の一部教育内容を経営情報学部へ組み込むことにより、持続可能な社会の実現に貢献できるグローバル環境人材の育成を本学として継続する。また、観光学部の東金キャンパスへの移転により、他学部においても複合的な教育効果を引き出すことに努め、総合大学としての学びの価値を更に高めていく。学部の自律的な取組として、メディア学部ニューメディアコース、福祉総合学部行政コースというコースの改変・設置を行い、新たな社会的ニーズに即応できる人材育成を目指す。

研究組織においては、各キャンパスの特色を踏まえた柔軟性、即応性及び機敏性に富んだ研究活動の推進を目的とした組織運営に努め、学生の修学支援や教員の研究支援の体制を整えている。これらの組織については、設置から一定期間後に継続・廃止等を検証することにより、常に社会の流れを汲み取る形での研究活動の推進を目指す。2019（令和元）年度には、地域教育医療福祉センターを地域連携推進センターへと改め、地域社会との協働による学びの機会の拡充、並びに学術研究成果の地域社会への更なる還元を努めていく。

今後も、中期目標及び中期計画に掲げる基本施策の実現に向けて、教育研究組織の継続的な整備に取り組む。

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

点検・評価項目①: 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1

課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

【課程ごとに学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表】

学習成果を教育目標の形で明示した学位授与方針の策定・公表は、全学的な方針に基づき、教授会・研究科委員会での審議・承認及び執行部会議・大学院委員会における最終的な決定を経て実施している。執行部会議及び大学院委員会は、教育上の諸事項に関わる全学的な意思決定機関であり、学長を議長とし、副学長・学長補佐をはじめ、事務局長・教学部門の担当部長及び課長等、教職員の役職者により構成し、学位授与方針の策定・公表・検証を行う。

本学は、「学問による人間形成」を建学の精神として定め、その上で「国際社会で生きる人間としての人格形成」を教育理念とし、グローバル社会で活躍し、地域の発展に貢献することのできる高度専門職業人の育成を目指す。2011（平成23）年度に策定した中期目標（2011-2015）《J-Vision》に基づき、学部・研究科ごとに学問分野の特性を活かした「教育研究上の目的」を学則及び大学院学則に定めた。全ての学部・研究科において、カリキュラム改革時には必ず人材育成目的、教育目標、3ポリシーの適切性を検証する。

こうした方針及び中央教育審議会大学教育部会の「3つのポリシーの策定運用に関するガイドライン」（2016年3月31日）を踏まえ、2016年（平成28）度には、教育課程の編成・実施方針及び学生受け入れの方針をあわせた3ポリシー全体の整合性・体系性を高める観点から、改めて各学部・研究科に学位授与方針の点検と必要な見直しを要請した。2016年度以前に改訂済み、あるいは2017年度以降にカリキュラム改革を予定しているなどの理由でこの期間に改訂を行わなかった学部・研究科においても、毎年度の自己点検・評価の過程で、各ポリシーの点検や改訂に係る検討を行っている。

こうした継続的な取組を経て、現在全ての学部・研究科において学位授与方針を策定・公表し、卒業または課程修了までに学生が修得すべき知識・技能・態度等を明示している。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1

下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表

- ◆教育課程の体系、教育内容
- ◆教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点2

教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

【教育課程の編成・実施方針の設定及び公表】

教育課程の編成・実施方針の策定・公表は、全学的な方針に基づき、学部・研究科で策定・検証し、全学的な意思決定機関である執行部会議・大学院委員会で最終的に決定する。2011（平成23）年度以降、3ポリシーの策定と改訂は一体として取り組んでおり、その過程については前項で学位授与方針について述べた通りである。

現在、全ての学部・研究科において教育課程の編成・実施方針を策定・公表し、その中で教育課程の基本的な体系と内容及び教育課程を構成する授業科目の区分を示す。また、教育課程の編成・実施方針を踏まえて、学則・大学院学則において、授業形態を示している。

【教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性】

教育課程の編成・実施方針と学位授与方針の関連を含めて、3ポリシー全体の一貫性・体系性を高めていくことは、2016（平成28）年度に3ポリシーの精緻化を学部・研究科に要請した際にとりわけ重視した視点である。

教育課程を構成する科目の区分及び科目（群）の配置と、学位授与方針に明記した教育目標がどのように関連しているか、個々の教育目標で定めた知識・技能・態度等が主としてどの科目（群）の履修を通じて形成・修得されるのかを明らかにするために、2020（令和2）年度には3ポリシーに加えて、カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリー、科目ナンバリング、科目設置コンセプトを教育課程に係る基本文書と位置付け、各文書の位置付けについて理解の共有を徹底させた。さらに、新入生のオリエンテーション時に配布する学部独自の『履修の手引き』にも盛り込むことで、系統かつ効果的な履修について初年次より学生に周知している。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1

各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ◆教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ◆教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ◆単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ◆個々の授業科目の内容及び方法
- ◆授業科目の位置付け（必修、選択等）
- ◆各学位課程にふさわしい教育内容の設定
- ◆初年次教育、高大接続への配慮【学士課程】
- ◆教養教育と専門教育の適切な配置【学士課程】
- ◆コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等
【修士課程】【博士課程】

評価の視点2

グローバル化やSDGs、Society5.0等に対応した教育プログラムの整備・充実

評価の視点3

学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

【体系的な教育課程の編成】

学部・研究科の教育課程の編成にあたり、体系性・系統性や学年・semester進行に沿った段階的な構成とすることに留意すべきことを「教学改革に係る全学指針」の中で明示し徹底させる。また、カリキュラム改革時にはこの点についての検証を十分に行い、その結果を改革案に反映させることを学部・研究科に求める。

前掲のカリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリーの作成を学部・研究科に要請し、教務部及び全学教務委員会を通じて、定期的な打ち合わせを行いながら作成を支援する。カリキュラム・ツリーは、個々の科目区分・科目群と全体の教育目標の達成との関係を時間軸（学年進行、semesterなど）に沿って示すもので、これによってカリキュラムの体系性はより明確になる。ただし、研究科においては、標準修了年限が短いことや、必ずしも積み上げ型の学習形態をとらないことに鑑み、一律にカリキュラム・ツリーの作成を求めてはいない。また、カリキュラム・マップの作成にあたっては、それぞれの学問特性に応じた多様な表現スタイルを認めている。

教育課程の編成・実施方針を各科目レベルで貫徹させるためには、個々の科目の基本的な内容や到達目標、授業方法などについて、教育課程における当該科目の位置付けや教育目標との関係性を踏まえてあらかじめ定めておく必要がある。「教学改革に係る全学指針」の中には、この科目設置コンセプトの整備を盛り込むこととし、学問的・

教育的な創意を十分に尊重した上で、これに沿った授業運営を徹底させていく。カリキュラム改革時には、教授会あるいは研究科委員会において、科目設置コンセプトもあわせて提起し、審議・決定することを原則としていく。

これらに関連し、各科目の分野や学習順序を示す科目ナンバリングの導入を教務部及び全学教務委員会が進めている。科目間の連携や科目内容の難易を表す番号を付し、教育課程の構造を分かりやすく明示する仕組みを構築することを目的とし、各学部・研究科は、各々のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーにふさわしい科目構成としているか、分野に偏りが無いか等について、カリキュラム・マップの作成とあわせて点検を行い、順次性のある体系的な教育課程の構築に役立てることとする。今後は、科目ナンバリングの運用に係る整理すべき課題を明確化し、その改善により精度を高めて教育課程の体系が容易に理解できるようにし、質保証へと繋げていく。

今後の展望として、2022（令和4）年4月からの「全学部共通基盤科目」の設置に向けた準備を進めていく。8学部10学科を擁する総合大学としての強みを活かし、学問の基盤となる幅広い知識や考え方や、研究で得た最先端の知を学生へ還元することを目的として、全学共通の科目群を設置する。縦軸のカリキュラムに対して、横軸となる学部横断型の科目群を設置し、就職活動あるいは就業後に必要な経営学、経済学、マーケティング、統計学、AI、データサイエンス、デザイン思考、歴史学など、これからの社会で求められる教養の修得を促すことで、本学のディプロマ・ポリシーで明示する「社会が求める職業人として相応しい教養や倫理観を有する」人材の育成を目指す。

【グローバル化やSDGs、Society5.0等に対応した教育プログラムの整備・充実】

○学部

グローバル化に対応した語学教育を実現するため、学部教育の中に「学科共通科目群Ⅰ（語学）」を設け、少人数の能力別クラス編成の下、専門教育との接合・連携等を図りつつ、ネイティブスピーカーの教員による実践的な指導を行う。語学教育センターを主体として各学部に適した語学教育を構成し、全学的見地から、学生の外国語の総合的運用能力を高めるための諸事業を展開する。また、国際教育センターとの連携により、国際理解・交流事業の展開、国際教育プログラムの拡充にも取り組み、2018（平成30）年3月に株式会社ベネッセコーポレーションが発表した「THE世界大学ランキング日本版 分野別ランキング（国際性）」では全国第13位に位置付けられ、学外からも本学の国際教育は高く評価されている。

社会経済情勢に適合した多面的なキャリア形成教育を実現するため、学部教育の中に「キャリア形成科目群」を設け、円滑な学生生活を送るための基礎知識にはじまり、将来の職業を視野に入れたキャリア設計に必要な意識の醸成、知識の習得のための仕組みを構築している。キャリア形成・就職センターを主体とし、本学の教育理念及び

3 ポリシーと関連付けながら、学内全ての学部等が有機的に連携して、生涯にわたって利用可能なキャリアの形成及び能力の汎用に役立つ教育プログラムを展開する。

本学の特徴的な学びの一つとして、全ての学部・研究科を対象とする教育プログラムである「未来講座」を設置する。“教育力の JIU”を掲げる本学は、本法人の創立者である水田三喜男の志に倣い、時代のうねりを大局的観点から見据え、現代社会のキーワードであるグローバル社会、デジタル社会、少子高齢社会をモジュールとするオリジナル映像教材を作成した。実際の授業では、映像教材を視聴した上で学生同士のグループワークを行い、SDGs や Society5.0 に主眼を置く未来志向のアイデアを創出し、その成果を社会へ発信する。この未来講座は、本学の産学連携企業の支援の下、本学卒業生や各学部の専任教員が携わり、未来社会を共に創り上げていく想像力と創造性を身に付けるための取組である。

国際大学として海外の教育機関と連携した教育にも力を入れており、協定に基づく共同教育プログラム（Double Degree Program）により、主に中国と韓国から日本語で学ぶ留学生を受け入れている。2019（平成 31）年 2 月には、海外協定校である Management & Science University（マレーシア）との間で新たに協定を交わし、全科目を英語で学び、インターンシップ経験も経て学位取得を目指すプログラムの新設に向けて準備を進めている。

○大学院

人文科学研究科の博士課程においては、中国の協定校である大連理工大学、大連外国語大学、東北大学との連携により、日中連携大学院「国際日本学」分野を運営する。これは国際版社会人プログラムであり、中国の大学で教鞭をとる現職教員を対象とし、日本語、日本文学、日本文化、日本社会、比較文化等の日本研究に携わる研究者の育成を目指す。単に、博士号の学位取得に留まらず、学術や教育研究における日中間の交流を進展させ、もって日中友好の更なる発展に寄与することを目的とするものであり、現在までに 26 名の修了者を輩出している。同研究科の修士課程においては、1+1 の共同教育プログラム（Double Degree Program）を設置しており、中国の協定校を中心に学生の派遣・受入を相互に展開し、74 名が修了している。国際アドミニストレーション研究科では、英語圏留学生向けに All-English コースを設けて英語で修士号取得が可能なプログラムを展開し、58 名が修了している。

最後に、学部と大学院を併せた留学生の受け入れは、2019（令和元）年度実績で 30 カ国・地域から 1,118 名（「留学」の在留資格を満たす者）である。一方、派遣は 656 名（単位取得を伴う派遣のみ）である。なお、本学が国際交流協定を締結している大学・機関数は、2019 年度時点で 30 カ国、195 大学・機関等に及ぶ。今後は、アフターコロナの世界情勢を踏まえながら、国際大学としての国際教育に更に注力していく。

【学生の社会的及び職業的自立に必要なための能力育成】

○学部

本学は、学部におけるキャリア形成教育を、単なる職業人養成のためとしてではなく、学部の人材育成目標と結び付けて、学生が4年間（あるいは6年間）の総合的な学びの意味を将来の人生設計との関わりから考え、自律・自立に向けた成長を促す教育として位置付けている。各学部の教育目標は、育成すべき人材像に欠かせない意欲の形成と能力の獲得に関する項目を含んでおり、各学部はその達成のために、社会の動向やニーズを見据えつつ、正課の中で、また正課と密接に関連付けながらキャリア形成教育を推進する。進路・就職支援の全体的な状況については第7章に記載することとし、ここでは正課に係る取組を中心にまとめる。

キャリア形成に係る本学の取組は、学部のキャリア教育科目（縦軸）と、キャリア形成・就職センターが全学的に提供する学部横断型の資格取得・試験対策講座（横軸）を相互に関連させる形で展開する。キャリア教育科目として、経営情報学部「ビジネスキャリアⅠ、Ⅱ」、国際人文学部「基礎演習 a、b、c」、福祉総合学部「基礎ゼミ a、b」、薬学部「医療薬学基礎ゼミ」、メディア学部「基礎ゼミⅠa、Ⅰb、Ⅱa、Ⅱb」、観光学部「キャリア形成 a～h」、環境社会学部「キャリア形成Ⅰ～Ⅳ」、看護学部「プロジェクト教育 a、b」などを配置し、初年次から体系的に当該科目を履修することで、将来設計のデザインに繋げる仕組みとしている。同時に、キャリア形成・就職センターは、TOEIC®、SPI、公務員試験、教員採用試験対策など学部横断型の対策講座や、学部学科の専門性を活かす資格取得のための対策講座を開講する。資格の大原や東京リーガルマインドのほか、資格講座を開設する学校や企業と連携することで、これら講座の受講費用を低く抑え、短期集中での資格取得やスキルアップが可能な機会をできるだけ多く提供し、学生の潜在能力を引き出すアプローチの一つとしている。

本学は、学生が職業適性や職業選択について自ら考え、企業・団体・病院・施設等の現場で高度な知識・技術に触れることで主体的な学びの意欲を高める機会として、インターンシップ（実習を含む）を重視する。大学と企業・機関等との協定に基づき、専門的な学びの特徴と結び付けた教育機会を各学部において創出している。国際的な取組として、アメリカ・フロリダ州バレンシアカレッジの講師からビジネスやホスピタリティ、ディズニーの理念を学びながら、ディズニー・ワールド・リゾートで就業体験するディズニーインターンシップ、日本語教員養成課程（副専攻）の学生を対象とする、台湾やノルウェーなど海外の日本語教育の現場で日本語教授法を実践する海外日本語インターンシップ（国際交流基金による支援）、海外協定校のパリ東大学クレティユ校（UPEC）を拠点とし、日本貿易振興機構（ジェトロ）や経済開発協力機構（OECD）の協力の下、フランスで実施する海外ビジネス研修などがある。

○大学院

大学院の人材育成目的の達成及びキャリアパスの明確化に向けた支援として、(1) 修士課程を中心とした研究者・教育者・高度職業人としての共通認識を踏まえたキャリアビジョンの描き方と社会環境理解の支援、(2) 博士課程における基礎認識と社会環境理解の支援、(3) 博士課程におけるキャリア開発支援に大きく分類している。これを踏まえ、各研究科の正課を中心とし、また大学院生の多様な属性（外国人留学生、社会人など）を踏まえて、これらの取組についてキャリア形成・就職課、研究推進課が連携して支援する。就職活動の支援については、大学院進学予定者を対象とする入学前セミナーや、大学院初年次生を対象とする就職活動スタートアップセミナーを開催し、研究活動（とりわけ修士論文の作成）と進路開拓の両立について、大学院進学予定者や大学院生が必要な情報を得て自ら考える機会を設けている。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1

各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ◆各学位課程の特性に応じた1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限の設定
- ◆授業の実施内容とシラバスの記載内容との整合性の確保
- ◆学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法
- ◆適切な履修指導の実施
- ◆基盤教育を全学生が学ぶ仕組みの構築
- ◆授業形態に配慮した1授業あたりの学生数【学士課程】
- ◆研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施【修士課程】【博士課程】

【本学における学びの枠組み】

学位授与方針に示す教育目標の実現に向けて、効果的な教育を展開すること、学生の学習を活性化させること、すなわち教育と学習の質向上を図ることは不可分である。本学は、(1) 国際教育、(2) キャリア形成教育、(3) 地域基盤型教育を「教育の3本柱」（前出 p.2）として掲げており、情報通信技術の発展や国際化・少子高齢化が進展する現代社会において、異なる文化や考え方を持つ人々と協力し、社会の問いかけに向き合い、解決に向けて努力できる力を養成する。

【学びの制度と運用】

○履修登録上限単位数の設定

学生が、履修登録した科目を集中して効果的に学ぶためには、その科目数を適切に設定することが必要である。本学は、学生便覧及び『履修の手引き』に、年間の履修登録単位数の上限は 50 単位未満であることを明示する。2018（平成 30）年度には、1 学期（セメスター）の履修登録単位数の上限を 30 単位未満と定め、授業時間以外の学修に必要な時間の確保を促した。なお、教育職員免許状の取得あるいは複数の国家試験の受験資格に関わる履修の有無などにより、この上限を超えて履修を認める場合があるが、当該学部においてはカリキュラム構成や配当年次等の履修要件を変更し、既定の限度内で履修登録できるよう調整している。

2022（令和 4）年 4 月より、従来のセメスター制からクォーター制へと移行すべく、全学教務委員会が中心となって議論し、検討を進めている。この移行に合わせて、単位の実質化と学習成果の可視化の徹底を図るため、GPA スコアと関連付けて年間及び 1 クォーターの履修登録上限までの履修を認める仕組みについても検討している。

○シラバスの整備と活用

シラバスは、科目設置コンセプトに基づいて、個々の授業の具体的な内容を学習方法や成績評価方法などと併せて学生に明示するものである。このシラバスを充実させることは、一つひとつの授業内容を充実させるための出発点と認識している。本学のシラバスは、JIU Portal を用いて全学統一様式で作成する。シラバスの作成に際しては、毎年度、シラバスの編集・公開方針、スケジュール等を教務部及び全学教務委員会で確認し、全教員にシラバス作成要領を提供する。作成されたシラバスは、全学教務委員会で確認した点検項目に沿って各学部・研究科、語学教育センター、留学生別科の執行部が点検し、その結果を全学教務委員会に報告する。

学部において、授業内容を標準化しているキャリア形成科目や外国語教育科目などは、シラバスを科目ごとに統一している。このほかに、中核的な主要授業科目、専門の基礎となる科目については、複数クラス開講の場合であっても統一した到達目標を設定するとともに、成績評価方法・基準等の標準化や FD 等による組織的な情報共有を求めている。また、シラバスは授業時間外での学習を促す役割を担っており、本学では各回の項目ごとに、授業内容及び事前学習・事後学習の内容を明示し、学生が授業時間外でも勉学意欲を保持できるように工夫している。シラバスに、科目担当教員のオフィスアワーまたは連絡手段（メールアドレス）を明記することで、学生の質疑に応答できる体制を整えている。

○学生の主体的参加を促す授業の工夫

シラバス作成時の要点として挙げたように、授業内容を踏まえた事前学習・事後学習を明示することで、当該授業への積極的な参加と主体的な取組を促す。当該授業に対する意識や理解状況、要望などを確認する手段として、各セメスターの3週目をめどに中間アンケートを実施する。担当教員は、このアンケート結果を踏まえて受講学生の修学状況を把握することにより、爾後の授業の工夫や改善をすることができる。

本学が掲げる「教育の3本柱」の一つである地域基盤教育の実践として、地域連携推進センターによる「域学共創プロジェクト」を2019（令和元）年度より開講している。当該プロジェクトは、地域の課題解決に取り組む学生主体の授業であり、プロジェクトを通じて「まち」を活性化するとともに、企画力やマネジメント力、創造性を養うものである。いわゆる座学の講義とは異なり、指導教員は相談役に徹し、学生自身が試行錯誤してプロジェクトを進めていく。他学部の学生・教員とチームを組むことで、専門分野をまたぐ複合的な教育効果を生み、「共創」という言葉に込められた体験を通じた学びから、未来社会を共に創る力を身に付けることに大きな特徴がある。

○系統的な履修指導

学期初めにオリエンテーション期間を設け、学年を一つの単位として学部・研究科によるオリエンテーションを行う。その際に、カリキュラム・ツリーを明示した上でコース・専攻ごとに履修モデルを作成し、履修前提科目を確認するなどして、習熟度に応じた段階的な履修計画を立てる。全体での説明と並行して、アドバイザー教員あるいはゼミ担当教員による小グループでの履修指導を徹底することで、進級及び卒業に関わる要件に対する理解を深めている。2022（令和4）年4月に、現行のオンライン履修システムの更新を予定しており、学生が履修登録する際に、進級・卒業、資格等に係る要件を満たしているかを画面上で確認できるよう Version アップし、システム活用による効率的な履修補助機能を強化する。

○受講学生数

授業の特性や開講形態に即して、適正なクラス規模となるよう管理・運営を徹底している。学科共通科目群 I（語学）に配置する語学科目は、事前にプレイスメントテストを実施し、履修希望者の学力水準に応じて30名規模のクラスに振り分け、語学教育センターの管理の下で少人数授業を行う。実験及び実習に関する科目は、各施設や教室の規模に応じて当該学部で授業クラス数を設定し、学部事務室と連携した履修管理により、適正な規模での授業運営を行う。受講学生数の多い講義系科目や情報リテラシーなどの基礎科目については、大学院生のティーチングアシスタント(TA)や学部生の授業サポーターを配置することで、互いにコミュニケーションを取りながら授業に参加し、理解を深めることができる環境を整備している。

【学習支援】

○学習支援の仕組み

学習支援には、授業の一環として行うものや、授業外の取組として行うものなど様々な形態がある。それらは全て、各学部の教育目標の実現に向けて、教育課程の編成・実施方針に基づいて展開すべきものであるが、同時に、学生支援に係る基本的な考え方を全学的に整理し、重点課題を明確にした上で、各学部における学習支援を促進、支援していくことも重要である。

以上の観点から、本学は、学習支援に係る基本的な考え方として、(1) 学習支援は、学生が所属学部の教育目標を達成するためのものであること、(2) 学部カリキュラムの正課（授業外学習を含む）はもとより、学生が自ら計画し自発的に取り組む資格取得のための学習等正課外での学びや、課外活動を通じた学びまでも射程に入れた支援を展開すること、(3) 特定分野における学びの支援（海外留学、実験・実習、フィールドスタディ、資格取得、大学院進学準備など）は、当該学部での位置付けや卒業後進路を視野に入れた初年次からのキャリアパスの明示等に基づくものであること、(4) 一定の特徴を有する学生群（優秀層、基礎学力困難層など）に対しては、正課としての学びや学部としての組織的なアドバイジングと関連付けつつ、学生一人ひとりの到達点や課題に応じた支援を行うこと、以上4点に整理している。具体的な支援方策は、学生支援委員会を中心に、国際教育委員会やキャリア形成・就職委員会が連携して取り組み、自己点検・評価を踏まえた改善を行うこととしている。

【特徴的な授業の実践】

個々の授業では、教育課程における位置付けを踏まえて、学生の学習を活性化させ、教育効果を高める取組を実践している。全学教務委員会は、「学生の授業外学習の活性化、主体的学習の促進、グローバルな学びの支援等の観点から教育におけるICTを活用すること」、「グループワーク、ピアラーニング等、学生同士の学び合いを促進するための授業運営上の工夫を各授業の特性に応じて行うこと」、「PBL(問題解決型学習)をはじめとする特色ある学びを学部の教育目標、カリキュラムに位置付けること」等を指針として掲げ、各学部具体的な取組を求めている。以下に、代表的な事例を紹介する。

国際人文学部は、アメリカ、ベトナム、ハンガリーなどの協定校を拠点とする短期留学プログラム「国際交流研修」(2単位)を初年次から開講し、語学実践や異文化体験の機会を多く設けている。これらは導入期教育と専門教育への橋渡しを兼ねた科目で、英語力・交渉力・プレゼンテーション能力・チームワーク力・異文化理解力を養うとともに、上級生との交流や助言を基にキャリアデザインに取り組む良い機会でもあり、爾後の中・長期留学へと繋がることも少なくない。このプログラムの多くが独立行政法人日本学生支援機構の助成を得ており、学生の経済的な負担の軽減に努めて

いることも特筆できる点である。

全学的なクォーター制導入に向けたモデル事業をいち早く展開した観光学部は、観光学を基礎として「観光ビジネス・観光まちづくり・観光メディア」という3視点からカリキュラムを構成する。「観光プロジェクト」(4単位)や「地域連携プロジェクト」(4単位)では、地域に密着したPBL(問題解決型学習)を実践しており、新たな観光プランの開発や地域資源を活用した商品制作に携わることで、地域活性化に資する取組を実践しながら就業へと繋げる経験を蓄積する。また、観光学部は、初年次から「キャリア形成a~h」(各2単位)を配当して一貫したキャリア形成教育を実践している。これらを通じて、観光業界に必要な実務能力やホスピタリティの修得を促すとともに、学生の志望分野に係る資格取得率・就職実現率を高い水準に引き上げている。

看護学部は、「資格+ α (専門性)」の学びを総合大学の利点を活かす形で実践しており、(1)薬に強い看護師、(2)福祉の知識を持つ看護師、(3)国際的に活躍できる看護師、(4)災害現場で活躍できる看護師という4本柱を軸とする「次世代ナース」の育成を教育理念とする。他学部との連携教育を礎とする仕組みを構築し、学生のキャリアニーズを満たしている。また、JIU看護学会を組織しており、学生による研究活動成果の発表や、他大学あるいは地域の医療機関から講師を招く講演会の開催など、学生同士の主体的な学びを促進し、もって研究に取り組む意識の向上に努めている。

【学習活性化のための支援】

本学は、城西国際大学(JIU)学会を組織し、地域社会に寄与する学部横断型の研究テーマを設定することで、他の学問領域の学生や教員が交流し合う場や機会を創り出している。併せて、学生研究活動助成金制度を設立し、学生の探究心の醸成や情報伝達能力の向上に資することを目的に、研究1件につき20万円を上限に支援する。これに採択された研究は、最終的に学会形式で成果発表を行い、優れた研究を表彰するとともに、次年度以降も研究活動が継続できるよう支援する。授業単位での学習の活性化や効果的な教育のための取組や支援として、学生同士の相互的な学び合い、教え合いを促進するピアサポートを推奨している。大学院生によるTA、学部学生による授業サポーターのほか、情報科学研究センターではフィールドサポーターを配置して、JIU Portalシステムの利用方法やPCの基本操作に係る相談窓口を設けている。また、語学教育センターでは、上級生あるいはネイティブスピーカーの留学生によるメンター制度を設けており、会話パートナーを通じて語学力の向上や相互理解、留学促進に取り組む。

正課外の学習活性化を目的とし、福祉総合学部の学生を対象とした教育サポートを提供する福祉教育センターを設置する。当該センターは、ボランティアの派遣、実習の事前・事後指導、国家試験対策講座の開講、自主勉強会の開催等に取り組み、福祉

の理論を実践する力の修得や、持続的かつ効率的な国家試験準備のための支援を行う。

【大学院における取組】

○研究活動への支援

研究面での具体的な支援として、研究スキルの向上を目指した各種セミナーの開催、研究活動経費の一部補助、奨学金などがある。これらの効果については、各研究科委員会や大学院委員会にて検証しており、大学院生及び指導教員に対する当該制度の認知度向上の必要性を確認している。大学院生にとって、学会発表の機会は学術的な経験を積む貴重な研鑽の場となることから、JIU 学会の学生研究活動助成金制度の一環として、一人でも多くの大学院生が学会発表を経験できるように必要な経費（学会登録料や学会発表に要する交通費）を補助している。

○社会人への機会提供

文部科学省は、社会人のキャリアアップに必要な、高度かつ専門的な知識・技術・技能を身に付けるための大学院プログラム事業を推進しており、社会的なニーズもあることから、本学においても現役社会人のためのプログラムを提供している。

人文科学研究科の博士課程では、中国の協定校と連携した日中連携大学院「国際日本学」分野の指導、経営情報学研究科の博士課程では在日中国企業協会と連携した論文博士の指導、修士課程では中小企業診断士養成講座の設置、薬学研究科の博士課程では企業研究者の積極的な受け入れなど、社会人の学ぶ機会を幅広く創り出している。それぞれの課程において、社会人が学びやすい時間割編成や開講日時の設定に努め、組織的かつ体系的な研究指導を行っている。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1

成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ◆単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ◆既修得単位等の適切な認定
- ◆成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ◆卒業・修了要件の明示

評価の視点2

学位授与を適切に行うための措置

- ◆学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ◆学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ◆学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ◆適切な学位の授与

【成績評価、単位認定の適切性】

本学における成績評価は、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた当該科目の位置付けにふさわしい到達目標に照らして、学生の学習到達度を客観的に評価して行うこととする。すでにシラバスの箇所ですべて（前出 p.26）ように、各授業の到達目標及び成績評価方法・基準等は、全学方針に基づいて策定または点検した上で確定する。また、シラバスにて学生に公開した成績評価方法・基準の年度中途の変更は不可としており、やむを得ない事情により変更せざるを得ない場合は、所属組織の執行部への事由説明及び承認を必要とする。成績のグレードに関しては、素点との対応関係を学則に明記する。具体的には100点法で、Sは90点以上、Aは80～89点、Bは70～79点、Cは60～69点、Fは60点未満に対応するものとし、このうちFは不合格として単位を付与しない。一度確定させた成績を変更せざるを得ない場合は、文書による事由説明を添えて事務局に届け出る必要がある。このような成績変更については、学部・研究科ごとに当該件数の一覧を作成し、全学教務委員会にて報告する。

GPAについては、Sを5.0、Aを4.0、Bを3.0、Cを2.0、Fほか（不合格）を0として、全学統一の計算式により算出する。GPAの算出方法は、学生便覧及び大学ホームページにて周知している。このGPAは、全学共通の学修到達指標として、成績優秀者を表彰する水田奨学生制度・水田国際奨学生制度の主要な選考基準として活用するほか、本学のJEAP(Josai Education Abroad Program) 留学制度による派遣学生の選考等にも用いる。

海外留学やサマープログラム等で履修した授業については、1単位当たりの基準授業時間数を設定し、それに基づく単位数の認定を行う。認定する科目区分については、当該科目のシラバスに基づいて精査し、学部教務委員会による慎重な判定を経て、教授会において単位振替認定案を承認する。

【学位授与の適切性】

○学部

本学は、学則に定める卒業要件の充足をもって所属学部の教育目標を達成したとみなし、学士学位を授与することを各学部の学位授与方針に明記する。教授会は、対象となる学生について、既定の卒業要件に基づき厳正に卒業合否の判定を行う。この卒業要件は、学生便覧及び大学ホームページにて学生に周知し、また毎年のオリエンテーション時に繰り返し説明を行う。教育課程の編成・実施方針の項目で述べた（前出 p.8）ように、個々の科目及び科目群の位置付けを明示したカリキュラム・マップに基づき、卒業要件の充足、具体的には科目区分ごとの所定の単位取得により教育目標を達成したとみなす根拠とする。また、図表やカリキュラム・ツリー等を用いて科目区分や学年進行との対応を明確にするなどして、学生便覧にカリキュラムの全体像を

わかりやすく掲示することに努めている。学士課程での学びの最終到達点を明確にするために、卒業時の質保証を行う方策（卒業論文、卒業研究、卒業制作等を含む）の必修化、もしくはこれに代わる検証可能な仕組みの構築を各学部にて求めている。

○大学院

本学は、大学院学則に定める所定単位数の取得及び学位論文（経営情報学研究科の中小企業診断士養成課程では課題論文）の提出と審査の合格をもって、当該研究科の教育目標を達成したとみなし、それぞれの課程に応じて修士または博士の学位を授与することを各研究科の学位授与方針に明記する。学位論文等の作成にあたっては、学位論文の作成等に係る指導（研究指導）計画を策定し、体系的に教育課程を編成することが大学院設置基準で求められており、本学では入学時に提出する研究計画書に基づいて指導教員を選出・決定し、既定の年間スケジュールに沿った形で研究指導を行う。

博士の学位請求論文の審査基準は、学位授与方針の中で基準またはその概要を明示するとともに、学生便覧及び大学ホームページにて周知している。学位請求論文の提出は、博士論文提出資格審査に合格することを前提条件としており、この資格審査は第一の資格試験（Qualifying Examination）、第二の論文作成計画審査（Prospectus 審査）という2段階からなる。また、予備審査の実施、及び公表論文の件数等を含む提出要件を定めることにより、提出される学位請求論文の水準の担保を図っている。修士論文の提出は、論文作成計画発表会での発表及び修士論文概要発表会での審査を経て、論文提出許可を得た上で修士論文の審査を願い出ることができる。

学位請求論文の審査は、学位規程に基づき、学長から各研究科委員会に論文審査等を付託する。論文の審査を付託された研究科委員会は、当該研究科所属教員からなる審査委員会を設け、論文審査、試験及び学力の確認を行う。主査と副査からなる複数の審査委員による口述試験を実施し、審査報告書の作成・提出をもって研究科委員会において審議し合否を判定する、という手順により厳正な審査を行う。

学位審査に合格した博士論文は、学位規程（文部科学省令）に基づき、2013（平成25）年4月以降、公表を差し控える特別な事情が認められる場合を除いて、全文を城西国際大学学術情報リポジトリにて公表し、研究成果の社会への還元を努めている。また、全文公表を行わない場合は、その理由の妥当性について、学位申請者から提出された申請書及び根拠となる文書を当該研究科委員会で審議し、大学院委員会にて最終的な確認、決定を行う。

研究方法の適切性に関しては、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）の研究倫理教育プログラムの受講を推奨するとともに、各研究科における講義、研究指導等を通じた研究倫理教育を行い、研究倫理の涵養と研究不正防止を図っている。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1

各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するためのアセスメント・ポリシーや指標の適切な設定

評価の視点2

学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法（例）》

- ◆アセスメント・テスト
- ◆ルーブリックを活用した測定
- ◆学習成果の測定を目的とした学生調査
- ◆卒業生、就職先への意見聴取 など

【課程ごとの学習成果の適切な把握・評価】

○学部

本学は、学位授与方針に明示した学生の学習成果を可視化し、教学情報の測定・検証を踏まえた教育方法の改善を図ることを目的として、「アセスメント・ポリシー」の周知徹底を図る。学習成果を機関レベル（大学全体）、課程レベル（学部、学科、コース）、科目レベル（各授業）の階層ごとに検証し、多面的に評価するために、まず教育に係る情報の把握を徹底して行う。そして、定期的な点検・評価・改善を通じて自律的な質保証に努めるとともに、教育目標に照らして学生が何をどこまで身に付けたか、利用可能なデータやエビデンスに基づいて多角的に捉え、その結果をカリキュラムの部分的な見直しや中・長期的改革へと繋げていく。

また、学生自身の認識の把握を目的として、学年進行に合わせて「新入生意識調査」、「在学意識調査」、「卒業生意識調査」を順次実施する。これらの調査は全学生を対象としており、学生は、教育目標の達成度、学習成果に係る自己認識、学修への取り組み方（授業外学習時間、授業経験）、学生生活の満足度、正課・正課外活動への意欲、進路・将来への見通しに係る設問に回答することで自己評価を行う。これらの調査結果は、各学部・研究科に提供するとともに、全学の学生支援委員会において検証し、次年度の改善計画に反映させることにより、全体としてPDCAサイクルを機能化させている。

○大学院

研究科の学習成果においても、前述の「アセスメント・ポリシー」に基づき、教学情報の測定と検証を実施する。課程教育に占める学位論文の比重が大きいという現実を踏まえ、論文の審査基準と教育目標の関係を明確に示し、それぞれの達成状況の評価を行う。論文作成以外については、日常の研究指導の状況、個々の授業科目の成績、

研究発表会での発表、研究指導計画、アンケート調査などを活用して、教育目標の達成状況に係る評価を行う。なお、修了生を対象とするアンケート調査の結果、修了生の70～90%が教育目標を「かなり」あるいは「ある程度」達成できたと回答した一方で、グローバルな変化への関心、SDGs や Society5.0 等への取組に対する達成度の自己評価が相対的に低いことが判明し、その対策について各研究科のFD等で検討することとしている。

<階層別評価項目>

	入学前（入学直後） アドミッション・ポリシー	在学中 カリキュラム・ポリシー	卒業時（卒業後） ディプロマ・ポリシー
機 関 レ ベル	<ul style="list-style-type: none"> ・入学試験 ・新入生調査 ・プレースメントテスト ・外部語学検定試験 	<ul style="list-style-type: none"> ・GPA（全学） ・成績評価（全学） ・履修状況（全学） ・外部語学検定試験 ・在学生調査 ・DP ループリック ・海外プログラム ・課外活動 ・退学率/休学率/進級率 	<ul style="list-style-type: none"> ・学位授与 ・外部語学検定試験 ・卒業後の進路 ・卒業時調査 ・資格取得/国家試験合格実績 ・養成課程 ・DP ループリック ・卒業生（OB・OG）調査
課 程 レ ベル	<ul style="list-style-type: none"> ・入学試験 ・新入生調査 ・プレースメントテスト ・外部語学検定試験 	<ul style="list-style-type: none"> ・GPA（課程別） ・成績評価（課程別） ・履修状況（課程別） ・外部語学検定試験 ・在学生調査 ・DP ループリック ・海外プログラム ・授業評価アンケート ・課外活動 ・退学率/休学率/進級率 	<ul style="list-style-type: none"> ・学位授与 ・実習/演習/卒業論文（研究） ・外部語学検定試験 ・卒業後の進路 ・卒業時調査 ・資格取得/国家試験合格実績 ・養成課程 ・DP ループリック ・卒業生（OB・OG）調査
科 目 レ ベル	<ul style="list-style-type: none"> ・プレースメントテスト 	<ul style="list-style-type: none"> ・成績評価（科目別） ・履修状況（科目別） ・学修ポートフォリオ ・授業評価アンケート ・外部語学検定試験 	
学 生 個 人 レ ベル	<ul style="list-style-type: none"> ・プレースメントテスト ・外部語学検定試験 	<ul style="list-style-type: none"> ・GPA（個別） ・外部語学検定試験 ・DP ループリック ・海外プログラム ・課外活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・実習/演習/卒業論文（研究） ・資格取得/国家試験合格実績 ・養成課程（成績等） ・外部語学検定試験 ・DP ループリック

【学習成果の把握・評価を踏まえた取組】

学習成果の検証目的は、直接的には、学生の学びと成長を教育目標に照らして評価することである。併せて、この検証を通じて確認できた成果や課題は、カリキュラムの部分的な見直しや中・長期的な改革材料として活用できる。学生が到達すべき能力・状態を規定する教育目標の達成状況や課題点を明らかにすることで、よりいっそう学習者の視点に立った改革の実現が可能となる。

学習成果の把握と検証は、在学生を対象とするカリキュラムの中間評価という側面を有し、これを踏まえた次年度改善計画は、短期の視点と中・長期の視点を整合的に繋ぎ合わせる側面をより色濃く持つこととなる。すなわち、中・長期の視点から教育目標の達成度を評価し、短期の視点から、教育目標を踏まえて設定した到達目標に対する、当該年度における個別的な取組の達成度を評価する。このような二重の意味合いを持つ検証の定着に向けて、学習成果の検証結果を参照しつつ、取組ごとの適切な目標設定、また検証方法等について、教務部及び IR 推進室にて検討を重ねる。

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているか。

評価の視点1

適切な根拠（資料、情報）に基づく教育課程及びその内容、方法の適切性についての点検・評価の実施

評価の視点2

点検・評価結果に基づく改善・向上

【適切な根拠に基づく点検・評価及び改善・向上】

本学は、確定した3ポリシーやカリキュラムを前提に、その点検・評価を実施し改善に繋げるために、(1) 教務部が定めた全学指針に基づく部局等の次年度改善計画の策定、全学点検評価委員会による当該策定案の確認・共有を基本とする年度ごとのPDCA サイクル、(2) 3ポリシーやカリキュラムそのものの点検・評価を行う中期的なPDCA サイクル、(3) 教育を享受する主体である学生の代表との定期的な協議から得た意見・提案を改善に活かす仕組み、以上3種の枠組みを中心に据えることで、全学的な見地から到達状況の評価や課題の抽出を行う。

毎年度の点検・評価については、教育目標の達成度、授業科目の到達目標を踏まえた成績評価方法・基準の設定、資格課程の教育目標の達成度、毎年度の開講方針の実行状況について、各学部・研究科にて各々の検証指標を定めて検証することとし、その検証結果の取りまとめを IR 推進室が行う。アセスメント・ポリシーに定めた学習成果検証の本格的導入に際し、「評価項目別評価指標」にて検証の方法と指標算出基準を

明示する。このようにして統一的指標からなる教学データベースを構築し、全学的な傾向や経年比較による推移を検証している。

全学の自己点検・評価活動にあたっては、学長室が教学改革に係る全学指針やアセスメント・ポリシー等の評価項目を組み入れた自己点検・評価シートの統一様式を作成し、学部・研究科等に対して到達目標に照らした評価（成果と課題の確認）の実施、評価を踏まえた次年度改善計画の作成、適切な根拠資料の提出を依頼する形で全体を統括する。具体的な取組項目として、(1) 人材育成目的、教育目標、3 ポリシーに基づく教育課程・資格課程の達成度及び目的・目標・ポリシーの適切性の検証、(2) カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーに沿った教育実践、FD、卒業時の質保証を含む学習成果、学習支援などの取組の達成度と適切性の検証、(3) 以上 2 項目を踏まえた改善課題の明確化及び次年度改善計画の作成、等を掲げる。

学長を委員長とする全学点検評価委員会において、全学的かつ客観的な立場から、(1) 評価結果の検証と達成状況の確認、(2) 当該年度改善計画の適切性の検証、(3) 改善プロセスに従った全学的課題と部局独自課題への対応などを徹底するとともに、各部局等に対して、委員会所見として成果・好事例、あるいは是正勧告や改善課題をフィードバックする。加えて、自己点検・評価の担当副学長と学部長・研究科長、部局長等との懇談の場を設定し、フィードバック内容等の確認や、具体的な改善計画の執行手順について協議するなど、主体的な改善活動を推進している。

中期的な点検・評価という点では、本学はこれまで、学部・研究科のカリキュラム改正や学費改定等に合わせて中期的な視点から全学的な点検・評価を行い、改善・向上に活用してきた。カリキュラム改正に際しては、学部・研究科内での現行カリキュラムの到達点と課題の抽出、それを踏まえた教育目標や 3 ポリシーの見直し、それに基づく新カリキュラム案や教学上の諸政策等の策定という流れを一連のものとし、策定した諸案について教務担当部長と各執行部との懇談を行い、全学教務委員会での審議を経て、最終的に大学運営会議にて実施の可否を決定する。

こうした教学上の取組と並行して、各種奨学生として選定された学生、JIU 学会で研究活動に励む学生らを対象に、学長・副学長との懇談会を開催している。教学上の課題や学生支援施策等に係るヒアリングなども行い、学生の建設的な意見を全学的な観点からフォローアップし、大学運営に適切に反映させることが重要であると認識している。また、全授業科目を対象に実施する学生による授業評価に関しても、教育方法の適切性を確認する指標として注視しており、評価結果を改善・向上に繋げている。

上記の全学方針に基づく自己点検・評価とは別に、2018（平成 30）年度に薬学部が一般社団法人薬学教育評価機構による「薬学教育第三者評価」を受審し、当該学部で実施している教育プログラムが「薬学教育評価」に適合であると認定され、その際の指摘事項を爾後の改善に活用している。

本学は、このような準備・検討・承認のプロセスを経て、5 カ年度（2016～2020 年

度)のうちに福祉総合学部理学療法学科(2016年4月)の新設をはじめ、8学部で延べ40回、6研究科で延べ15回のカリキュラム改革を実施した。

(2) 長所・特色

本学は、2016年度以降、人材育成目的・教育目標・3ポリシーの設定から検証・改善サイクルの確立へと、段階的かつ継続的な取組を進めてきた。この過程における取組の基本的な特徴として、以下の諸点を挙げる事ができる。

第一は、学部・研究科における教育上の特性・特色を踏まえた多様な展開を尊重しつつ、その多様さを表現し説明するための共通の枠組みを着実に構築してきたことである。教学面での全学的な政策決定・調整機関としての全学教務委員会が提示する全学的方針に沿って、人材育成目的、教育目標、3ポリシー等、教育課程の基本的なあり方に係る基本文書の策定と改定に加えて、カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリー、科目ナンバリング、科目設置コンセプト等の整備により、教育目標と個々の科目(群)との関係性、カリキュラム全体の中での科目(群)の位置付けや相互の繋がり、そして個々の科目の到達目標については、原則として最新のものを明示することとしている。この原則に従って、カリキュラムにおける科目(群)の位置付け及び到達目標に基づき、個々の授業を効果的に運用するための枠組みを整えつつある。ただし、カリキュラム・マップは全学での作成完了には至っておらず、未完了の学部・研究科に対して2022(令和4)年度のクォーター制への全面移行に合わせて公開できるよう、実践的な作成支援を行う予定である。併せて、これらの作成・更新が自己目的化・形式化しないよう、引き続きカリキュラムの設計、運営、見直し等の一連の流れを踏まえた活用の促進に努める。

第二は、カリキュラムの体系化と並行してグローバル教育の充実化に注力し、独立行政法人日本学生支援機構の海外留学支援制度による奨学金獲得や海外教育機関との新たな協定締結など、教育内容の拡充に継続して取り組んできたことである。語学教育における到達目標及び検証方法の設定、複数国への留学や国外でのインターンシップ・実習の実施、英語による授業のみで学位取得ができるプログラムの設置及び新設構想の検討、海外協定校との共同教育プログラム(Double Degree Program)による編入学生の受け入れ等が具体的な事例であり、これらを通じて留学派遣数・受入数及び協定件数は持続的に増加している。

第三は、学部・研究科での学びを社会的自立に結び付けるキャリア形成教育について、それぞれの人材育成目標・教育目標に基づき、学部等が正課の一環として独自科目を設置し、講義形式あるいはインターンシップという形で実践していることである。全学で定めるキャリア教育ポリシーの下、正課外の補助教育と体系的に関連付けることで、より高い教育効果をあげている。

第四は、学位の授与について、学部では、単位取得により教育目標を達成したとみ

なせる根拠をカリキュラム・マップに明示するとともに、卒業時の質保証の観点から学びの集大成としての卒業論文（卒業研究、卒業制作等を含む）の比重を高めている。卒業論文については、各学部において学部共通の審査基準の見直しを進めており、今後、学部での学びの集大成としてふさわしい評価手法を整えていく予定である。大学院では、修士論文（一部では課題論文）と博士論文の双方について論文審査基準を作成・公表し、それらの基準に基づき厳格に審査する。また、適切な方法に基づいて論文を作成するように、大学院生に対しても研究倫理に係るオンライン教材の受講を推奨している。修士論文と博士論文については、現行の審査基準を、評価の観点と到達度（グレード）を組み合わせたルーブリック型の基準へと発展させていくことが今後の課題である。

第五は、全ての学部・研究科が毎年度、全学共通の自己点検・評価シートを用いて教学的な総括と次年度改善計画の作成に取り組み、前年度に立てた計画及び到達目標に照らして1年間の教育実践の結果を点検し、前進点や課題等を明らかにする仕組みを持続的に整えてきたことである。併せて、学長を委員長とする全学点検評価委員会による検証、及び迅速なフィードバックを通じて、PDCAサイクルを恒常的に機能させている。中・長期的な視点からの点検・評価という点では、毎年積み上げてきた教学総括や次年度改善計画を通じて明らかにし得た課題の解決や社会状況の変化への対応として、全学的あるいは学部・研究科単位でのカリキュラム改正を実施する。これらの取組は、いずれも教授会あるいは研究科委員会の発意で始まり、全学教務委員会での審議、大学運営会議の承認を経て最終的な決定に至るまで、既定の手順に則った前向きな議論の賜物として完遂する。

（3）問題点

問題点の第一は、授業の予習・復習や授業内容に係る発展的な学びに本来必要とされる時間（単位制度が前提とする1単位あたりの学習時間）に対して、学生の平均的な授業外学習時間がなお十分とは言えないことである。これまでの学習活性化に係る取組を通じて若干の改善傾向を看取れるものの、最新の実態調査の結果を踏まえて、「主体的に学ぶ素養」に立脚した学びの実質化には至っていないと認識している。クォーター制の全学的導入（2022（令和4）年4月）に向けて準備を進める中で、単位の実質化と学習成果の可視化を徹底させていくための工夫として、1クォーターあるいは年間の履修登録単位数の上限をGPAスコアと連動させることを検討しており、現況をしっかりと見定めた上で適正な数値設定を目指す。学生の授業外学習時間の上積みとその質的な充実、一朝一夕に実現できるものではなく、カリキュラムや個々の授業の充実はもとより、授業内外での学習支援全体に係る持続的な努力を必要とする課題である。これまでの取組を継続することに加えて、学びの土台を形成する初年次教育において授業外学習の習慣付けを徹底させること、4年間（あるいは6年間）を

通じた学びの道筋及び中途の到達水準を明示すること、学びの系統性を高質化するために科目を精選（開講科目数の抑制）し適切に配置すること、個々の授業において授業外学習の比重を高めること、そして、これらを可能とする授業規範を定め遵守の徹底を図ることなどが重要であると認識しており、今後は全学的かつ持続的に取り組むこととする。

第二は、カリキュラムの体系化とは裏腹に、学科・専攻・コース等の履修上の区分が増加し、新旧カリキュラムの移行措置ともあいまってカリキュラム全体が複雑化し、開講科目数がむしろ増加する傾向が生じたことである。このような状況が続くと、科目担当における専任率の改善に支障が生じるだけでなく、教室割り当てという施設面での負荷を高めることになりかねない。主に学部におけるカリキュラム改正にあたっては、教育目標に照らして、また学びの実質化という観点から、開設科目の精選に取り組み一定の進展をみている。学びの選択幅を保持することとのバランスを図りつつ、科目数の適切性を点検・検証する仕組みの整備を通じて、引き続き無用の複雑化や科目数の増加の抑制に努めなければならない。

今後、発展的に取り組むべき課題の第一は、カリキュラムの体系化の促進、とりわけ個々の科目と教育目標との関連付けを踏まえて、科目レベルの意識共有をFD等で積極的に進めていくことである。すでに学部・研究科・センターによって多様な取組が行われ、自己点検・評価に合わせて報告されている。しかしながら、現時点では、カリキュラムレベルの改善と科目レベルの改善を、どのようにして統合的かつ融合的に進めていくかという点について、全学的な方針を掲げるに至っていない。個々の授業科目の内容や方法を、自己完結的なものとしてではなく、そのカリキュラム上の位置付けや到達目標に照らして持続的に改善する仕組みについて、学習支援ツールや学生による授業評価の活用のあり方と併せて検討を重ねる必要がある。

第二は、アセスメント・ポリシーに示した学習成果の検証について、各学部・研究科の取組を共有しつつ、検証方法と活用方法という両面からの充実を図ることである。教育目標の達成を真正面に据えた成果検証の取組は始まったばかりであり、評価指標をどのように用いるか、それらをどう解釈し意味付けるか、検証の結果を教育の向上にどのように役立てていくかといった点について、検討・研究すべきことが少なくない。これらと関連して、卒業論文（卒業研究、卒業制作等を含む）や修士論文・博士論文が、卒業時あるいは修了時の学習成果の中核的な指標たり得るよう、それらの審査基準を整備・改訂し、指導及び審査において組織的に活用するための取組を強化することが求められる。論文の位置付けや、現時点での審査基準の整備状況には違いが見られるものの、いずれの学部・研究科においても、教育目標と明確に関連付けたルーブリック型の審査基準の策定・運用に向けて、段階的な取組を進めていく。

(4) 全体のまとめ

本学は、学部・研究科ごとに学問分野の特性を活かした「教育研究上の目的」を学則及び大学院学則に定め、それに基づき学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を策定・公表し、併せて継続的な点検と改訂に取り組む。近年においては、カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリー、科目ナンバリング、科目設置コンセプトの整備を通じて、教育目標とカリキュラムの関連性及び体系性に意を配りつつ、人材育成の3本柱とする「国際教育」、「キャリア形成教育」、「地域基盤型教育」という切り口を重ね合わせることで、厚みと広がりのあるカリキュラムの構築に努めている。

学生の学びの活性化という面では、大学での学びの起点となる初年次教育の推進、単位数やシラバスに係る制度・枠組みの整備、学習支援ツールを活用した組織的な支援や多様な取組を展開し、特色ある授業を基軸として学生同士が主体的に学び合い、教え合える環境整備に注力している。また、カリキュラムとシラバスに沿って適切に授業を行うためのFD活動を推進し、大学院においては研究指導力の強化に取り組む。

本学における学位授与は、形式的には学位規程に基づいて、内容的には教育目標や卒業論文、学位論文等の審査基準に照らして、厳正に審査し判定する。学部卒業時の質保証という面では、これまで卒業論文（卒業研究、卒業制作等を含む）を必修化していなかった学部においては、カリキュラム・マップの中でその位置付けを明確にし、履修モデルの中でその重要性を説明するなどして、これらの履修登録率・提出率・合格率の向上に努める。大学院における学位論文の審査基準及び遵守すべき研究倫理等については、オリエンテーションを通じて大学院生に対し周知徹底している。

学修成果に関して、各学部は教育目標の諸項目について、アセスメント・ポリシーに定める教学情報に係る客観データと、学生の自己認識を示す主観データに基づく達成度を総合的に評価するとともに、相対的に達成度が低調な項目に関しては、問題の所在を明らかにした上で課題を抽出する。各研究科においても、学位論文の評価を中心に据えつつ、教育目標の全体的な達成度を検証する取組を始めている。学習成果の検証結果は、全学FD等で共有を図りつつ、カリキュラムの見直しの検討材料として活用する。

カリキュラムの定期的な点検・評価という面では、学部・研究科は、毎年度末に作成する自己点検・評価シート及び次年度改善計画に基づき、年度単位の点検・評価を行う。さらに、経年での点検・評価を通して認識した現行カリキュラムの成果や問題点、外部評価における指摘事項、そして社会状況の変化等を踏まえ、4-8年程度のサイクルで学部・研究科における検討・議論、そして教務部・全学教務委員会における全学的な議論・調整等を経て、大学運営会議の承認の下でカリキュラム改正を決定、運用を開始する。本学は、恒常的なPDCAサイクルの機能化を重要課題として認識しており、自己点検・評価の結果を課題解決のための制度変更へと繋げていくことを更に徹底させる。

以上のように、本学は、いくつかの課題を残すものの、全体として教育課程の編成・実施及び学習成果の把握・評価に適切に取り組んでいると判断できる。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1

学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2

下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ◆入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ◆入学希望者に求める水準等の判定方法

【学生の受け入れ方針の設定・公表】

本学は、建学の精神及び教育理念に基づき、各学部・研究科における学位課程ごとに、学生受け入れの方針としてアドミッション・ポリシーを定める。受験生やその保護者、高等学校関係者等が確認、理解しやすいよう、大学ホームページ、学生募集要項、大学案内、大学院案内及び学生募集に関わる広報物等にこれを明示し、広く公表している。

【募集要項等における求める学生像の明示】

各学部は、求める学生像として入学前の学習歴や学力水準、能力等をアドミッション・ポリシーに定め、募集要項において出願資格、選考方法とともに明示し、公表している。入学希望者に求める水準等の判定方法については、全学入試委員会において毎年度検証を行い、課題等がある場合は、試験種別ごとの実施要領やマニュアルを見直すなど、次年度の学生募集及び入学者選抜に反映させる。各研究科においても同様に、アドミッション・ポリシーに基づいて、入学試験方式を検討し、各入学試験方式の出願要件や求める能力等を定め、学生募集要項や大学ホームページ等にて明示し、公表している。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1

学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点2

責任の所在が明確な入学者選抜実施体制の適切な整備

評価の視点3

公正な入学者選抜の実施

評価の視点4

入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

【学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の設定】

○国内募集の展開

本学は、アドミッション・ポリシーを具現化するため、各学部・研究科の教育方針にふさわしい人物を、学力の3要素（「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」）等を踏まえて、多面的な指標により評価・選抜することを入学者選抜の基本方針として学生募集要項に明示し、公表している。また、入学者選抜の制度として、総合型選抜、学校推薦型選抜（指定校、公募制）、一般選抜、大学入学共通テスト利用入学試験を設ける。

本学は、学生募集活動及び入学者選抜の計画等に係る諸事項を審議するため、「城西国際大学入学者選抜に係る規程」を定め、全学入試委員会を設置する。この全学入試委員会においては、(1) 学生募集の活動方針に係る事項、(2) 学生募集の広報に係る事項、(3) 入学者選抜の基本方針に係る事項、(4) 入学者選抜の成果等の検証に係る事項について審議し、毎年度の見直しと改善を図りながら適切に運営している。なお、中期計画においては、志願者の多様な情報をオンラインで収集するシステムを2022（令和4）年度までに開発し、能力・意欲・適性等を多面的かつ総合的に評価する入学者選抜の仕組みの構築を掲げる。

○海外募集の展開

外国籍の学生を対象とする外国人留学生特別入学試験においては、日本国内での実施はもとより、海外提携機関との協力関係の下、中国、韓国、台湾にも試験会場を設け、国外在住の留学希望者にとって受験しやすい体制を整えている。中期計画には「国際力」の強化を掲げており、海外協定校との大学間協定に基づく共同教育プログラム（Double Degree Program）を中心に、引き続き多くの留学生を受け入れていく。また、大学院国際アドミニストレーション研究科ではAll-English Programを提供し、英語圏からの留学生受け入れにも対応できる制度を設ける。

【入学者選抜における責任体制の整備】

本学は、「城西国際大学入学者選抜に係る規程」を定め、入学者選抜の実施に係る事項及び合否の判定に係る事項等について審議するために、入試実施委員会を設置する。この入試実施委員会の下に試験実施本部を置き、入学者選抜の実施組織として、各試験会場に試験場本部を設置して運営する。委員長及び本部長はいずれも学長が務め、入学者選抜を統括する。また、入試実施委員会の下に入試問題作成委員会を設置し、

(1) 問題及び回答用紙の作成に係る事項、(2) 問題及び回答用紙の点検に係る事項、(3) 答案の採点に係る事項の業務を行い、入試担当部長がそれを統括する。入学試験の採点は、入試問題作成委員会を責任主体として実施する。合否判定については、入学定員に照らして合格者数が適切な人数となるよう、過年度実績を踏まえて各学部・研究科の執行部との協議により、公正かつ適正にこれを実施する。

【公正・公平な入学者選抜の実施】

本学は、全学入試委員会の下で入試実施要領を作成し、入学試験の実施手順を明確化しており、入学者選抜の公平性と適切性を確保している。また、公正な入学者選抜のための取組として、一般選抜における入学者の最高得点と最低得点を公表するとともに、成績開示請求による成績開示を行い、入学者選抜の透明性を確保している。

本学は、公平な入学試験実施のため、病気・負傷や障害等のある受験生への対応として、全ての入学試験に際して配慮の申し出を受け付けており、その旨を学生募集要項に明示している。具体例としては、脚が不自由な受験生に対する座席位置の配慮や車いすの持込許可、難聴の受験生に対する座席位置の配慮や医療器具の試験室への持込許可等がある。また、入学後の学習に関して配慮を希望する者に対しては、入試課が窓口となり、受験を希望する学部・研究科の事務室や学生サービス課（学生支援委員会）との面会の機会を設定し、受け入れ体制や条件等について事前に説明及び確認を行う。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1

入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

【学士課程】

- ◆入学定員に対する入学者数比率
- ◆編入学定員に対する編入学生数比率
- ◆収容定員に対する在籍学生数比率
- ◆収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

【修士課程・博士課程】

- ◆収容定員に対する在籍学生数比率

【学部・大学院における入学定員及び収容定員等】

学部の学生受け入れについては、過年度の入学試験結果及び入学者数を踏まえ、入学者数・在籍学生数が入学定員・収容定員と大幅に乖離することのないように、教授会及び大学運営会議にて合否判定を行う。毎年度の定員及び在籍学生数は、大学ホー

ムページにて公表する。

学士課程における入学定員に対する入学者数比率は0.97（2020（令和2）年10月1日時点）、入学定員充足率の5年平均は0.91である。2020年度の編入学定員に対する編入学生数比率は0.61であり、渡航制限を含めた留学機会減少の影響を色濃く受けたが、新型コロナ禍にあっても留学説明会をオンラインで開催し、海外協定校と連携した学生募集を展開することで海外募集学生数の減少を最小限に抑えている。また、2020年度の収容定員に対する在籍学生数比率は0.90である。過年度の収容定員に対する在籍学生数比率は、2019年度0.90、2018年度0.87、2017年度0.89、2016年度0.89である。本学は、各学部の収容定員比率を踏まえて収容定員の適切な管理に努めており、自律的な改善の一環として、2019年4月より環境社会学部を募集停止とした。中期計画では、入学定員に対する入学者数比率の平均、及び収容定員に対する在籍学生数比率の平均を1.00とすることを掲げている。毎年3月に開催する全学入試委員会では、次年度の学生募集方策を学部ごとに発表、共有し、特に定員充足状況が芳しくない学部に対しては、必要に応じて方策の見直しや強化を指示する。学部においては、このように適切な定員を設定して、一定の学力・意欲・適応能力等のレベルを維持しつつ、国際大学にふさわしい学生募集の実現に努めている。

大学院の学生受け入れについては、研究科の特色や重点分野、人材育成目標及び各種方針、社会情勢等を踏まえ、研究科として適切な人材育成規模についての検討を毎年の自己点検・評価の中で行い、恒常的な検証と改善に取り組む。収容定員の管理については、大学基準協会が基準として示す収容定員比率を踏まえつつ、定員充足に向けて自律的に改善方策を検討することで適切性を確保している。

大学院全体の収容定員に対する在籍学生数比率（2020年10月1日時点）は、修士課程0.74、博士課程0.93である。大学院委員会において、適切な定員管理について審議及び検証を行い、研究科ごとの定員充足率の目標値を設定するとともに、中期計画では修士課程全体の入学定員充足率を1.00とすることを掲げている。2022年度以降は、この目標値を踏まえて入学試験方針を策定することとし、掲げる目標を形骸化させることなく、取組内容の見直しや年次更新を促す仕組みを機能化させていく。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているか。

評価の視点1

適切な根拠（資料、情報）に基づく学生の受け入れの適切性についての点検・評価の実施

評価の視点2

点検・評価結果に基づく改善・向上

【適切な根拠に基づく学生の受け入れの適切性についての点検・評価】

入学試験については、入試部入試課が全学の事務局としての役割を果たし、全学入試委員会の下で入試実施要領の作成から入学試験の実施手順に係る点検・評価を行い、次年度以降の入学試験の企画・実施に反映させる。その際、アドミッション・ポリシーに基づき公正かつ適切な入学試験を実施できたかについて検証し、課題等がある場合は、試験種別ごとのマニュアルの見直し等の対応を取る。全入学者数が確定した後、入学試験結果を大学運営会議及び執行部会議、大学院委員会にて報告し、全学的に情報を共有する。

また、本学が毎年度実施する自己点検・評価においても、アドミッション・ポリシーに基づく公正かつ適切な募集・入試選抜の実施状況を評価の視点として設定しており、各学部・研究科は、この点について継続的に検証を行う。

【点検・評価結果に基づく改善・向上】

点検・評価結果に基づく改善・向上に向けた取組として、(1) 各学部の収容定員の見直しや社会的ニーズに対応する学部等の改編、(2) 大学教育ニーズの変化を踏まえた各学部の教育内容（コース、カリキュラム等）の改革、(3) 各年度の入学定員充足に向けた学生募集活動の充実、といった施策を挙げることができる。具体的には、2019（令和元）年4月：環境社会学部の募集停止、2020年4月：メディア学部のコース改編、2021年4月：福祉総合学部の福祉行政コース設置、2022年4月：観光学部の千葉東金キャンパスへの移転等である。引き続き、中期計画として学部新設や学科再編といった施策を掲げ、順次、検討・実現させていく。

（2）長所・特色

学部の入学試験においては、受験生が受験しやすい環境づくりの一環として、学部別・入学試験方式別に入学者の最高得点と最低得点、並びに志願者及び受験者の実数を大学ホームページにて公表する。また、総合型選抜、学校推薦型選抜（公募制推薦・指定校推薦）、一般選抜（大学入学共通テスト利用も含む）、スポーツ総合型選抜、帰国生徒選抜をインターネット出願対応としており、受験生の利便性向上に努めている。併せて、海外募集では現地での入学試験を実施することで、留学希望者が受験しやすい体制を整えている。新型コロナ禍の影響が懸念される中、本学の各種方針に対する理解及び留学の促進を図る機会として、海外協定校及び関係機関との協働によるオンライン留学説明会を複数回開催した。

大学院の入学試験においては、学内進学を促進を目的として、大学院進学個別相談会を開催する。この取組に対する学生の認知度は向上しており、各学部のキャリア形成教育と連動させることにより、本学学生が大学院進学を検討する出発点として機能している。学部教育と大学院教育の連環について、シラバスや科目ナンバリング等で

俯瞰的、可視的に把握できるよう工夫し、学生にとって学士課程と修士課程の接続性を確認しやすいものとする取組を進める。この大学院進学個別相談会をオープンキャンパスと連動させることにより、キャリアアップを志望する社会人の参加にも繋げている。

(3) 問題点

目前の課題として、収容定員に対する在籍学生数比率の適正化に対する検証、並びに定員に対する在籍学生数の未充足及び超過に対する対策の検討・実行が挙げられる。ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づく人材育成の成果を、アドミッション・ポリシーと関連付けて比較検証を行うとともに、中期的には入学定員に対する入学者数比率の平均、及び収容定員に対する在籍学生数比率の平均を 1.00 と安定化させることを目指して、適切な定員設定（外国人留学生を含む）の下、一定の学力・意欲・適応力等のレベルを維持しながら、国際大学にふさわしい学生募集方法を検討し実践する。

また、中・長期的な課題として、高大接続システム改革の流れを受けた入学者選抜への具体的な対応と、次期学習指導要領に対応した入学試験問題の検討が挙げられる。本学は、アドミッション・ポリシーに定めた資質・能力を有する学生を受け入れるため、志願者の多様な活動歴等の情報をオンラインで集約するシステム（ポートフォリオ等）を 2022 年度までに整備し、高等学校等で習得した基礎的な知的能力の評価に留まらず、能力・意欲・適性等（留学生は日本語力を含む）を多面的かつ総合的に評価する入学者選抜の仕組みの構築を目指す。

大学院における課題は、収容定員に対する在籍学生数比率が低調な課程が複数見受けられることである。この点に関して、全学入試委員会及び大学院委員会において、中期計画に基づく組織の改廃・新設、入学定員の見直し、柔軟かつ機動的な組織設計等の改善取組に着手する。

(4) 全体のまとめ

学生の受け入れ方針の策定と公表については、学部・研究科の学位課程ごとにアドミッション・ポリシー、出願要件、求める学生像を明示し、大学ホームページ、大学案内、大学院案内、入学試験要項にて周知している。

学生募集及び入学者選抜における適切な制度・体制整備と公正実施については、全学入試委員会を設置し、(1) 学生募集の活動方針に係る事項、(2) 学生募集の広報に係る事項、(3) 入学者選抜の基本方針に係る事項、(4) 入学者選抜の成果等の検証に係る事項について審議し、入試実施要領の作成から入学試験の実施手順に係る点検・評価を含め、毎年度の見直しと改善に取り組む。この全学入試委員会の下、入試実施委員会と入試問題作成委員会が連携して全体を管理統括することにより、公正かつ適切な

入学試験を実施できている。

病気・負傷や障害等のある受験生への対応については、学生募集要項に明示するとともに、対象者から申請がなされた場合は、全学入試委員会で審議し、合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜を学部・研究科ともに実施する。

在籍学生数の適正管理については、入学定員及び収容定員を適切に設定し、各学部・研究科の収容定員比率を踏まえながら自律的な改善に取り組む。具体的には、2019（令和元）年4月：環境社会学部の募集停止、2020年4月：メディア学部のコース改編、2021年4月：福祉総合学部の福祉行政コース設置、2022年4月：観光学部の東金キャンパスへの移転を計画、実施する。引き続き、中期計画に基づいて学部新設や学科再編といった施策を、順次検討、実現させていく。

また、学生受け入れの定期的な点検・評価と、その結果に基づく改善・向上の取組については、全学入試委員会や大学院委員会を通して各種入学試験の実施・方法に係る点検・評価を行い、その結果を次年度以降の入学試験実施計画に反映させることにより、恒常的な改善・向上に取り組む。

さらに、中・長期的な入学試験実施方策の課題として、高大接続システム改革の流れを受けた入学者選抜改革の取組と、次期学習指導要領に対応した入学試験問題の作成など、2021年度以降の入学者構成や選抜のあり方について検討を重ね、遅滞なく実行できるよう準備を進める。

以上のことから、学生の受け入れに関しては、入学定員あるいは収容定員の未充足等、引き続き改善を要する点は見られるが、本学の理念・目的の実現に向けて、中期目標に掲げる目標値を達成するために、恒常的な改善に取り組んでいると評価できる。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1

大学として求める教員像の設定

◆各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2

各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

【大学の理念・目的に基づく教員像の設定】

本学は、建学の精神及び教育理念に基づく教育研究を遂行することを旨とし、このことを本学学則第1条及び大学院学則第1条に明示する。このことを踏まえ、教員公募に際しては、建学の精神及び教育理念に従って教育目的の実現に邁進し、本学の方針に沿って教育研究成果をあげ、本学の社会的評価及び名声の高揚に努め、大学人としての社会的責任を果たすことを求める。加えて、教育職員としての自覚とふさわしい人格及び品格を備え、教育研究者としての適格性はもとより、学部・研究科が掲げる教育研究上の目的等を実現できる能力、かつ教育及び研究を遂行する熱意を有することを求める。なお、本学が求める教育職員像や要件については、本学の職務規程第3条に明示する。

【大学の理念・目的に基づく学部・研究科の教員組織編制に関する方針の明示】

○教員組織編制に係る基本方針の設定

本学は、建学の精神、教育理念、教育目標、中期目標、学部・研究科の教育研究上の目的等を実現するために、本学の求める教員像及び教育組織の編制方針を定め、大学ホームページにて公表している。

本学の求める教員像及び教育組織の編成方針

本学は、建学の精神、教育理念、教育目標、中期目標、学部・研究科の教育研究上の目的等を実現するために、以下の能力・資質を有し、本学の教育課程に相応しい教員からなる組織を編制する。また、教員組織の編制にあたっては国際性、特定の範囲の年齢、性別等について著しい偏りがないよう多様性に配慮する。

- ①本学の建学の精神、教育理念、教育目標、中期計画、学部・研究科の教育研究上の目的等の実現に邁進し、新たな教育価値の創造に熱意を有すること。
- ②教育者、研究者、大学人としての活動歴、社会的経歴及び業績等を有し、学生の教

- 育研究指導、生活指導ができる能力を有すること、またその向上にも努めること。
- ③国際教育を推進する本学の教育職員として、相応しい国際的経歴・経験及び業績を有すること。
- ④本学の方針に従って教育研究成果を挙げ、本学の社会的評価及び名声の高揚に努め、大学人としての社会的責任を果たすこと。
- ⑤本学及び本法人の運営に協力・貢献し、社会や支援団体との関係強化に努め、本学及び本法人の発展に持続的に寄与すること。

さらに、これらの方針に基づき、各学部・研究科における教員組織の編制方針を定め、大学ホームページにて公表するとともに、教授会・教員連絡会等にて全教員に周知している。

○教員組織整備計画の策定

教員組織は、教育の質向上に向けた基礎的な要件を形成するものであり、専任教員の体制の充実、大学の発展にとって不可欠の課題である。本学は、建学の精神及び教育理念に基づく中期計画を掲げ、それを踏まえた課題の抽出、及び改善・向上のための事業計画を策定している。これに対応させる形で教員組織整備計画を整え、教育ニーズの変化やカリキュラム改正と連動させて、中・長期的な視点から学部・大学院の教育拡充を目指す。教員配置や組織変更については、その必要性及び合理性を確認するとともに、それを前提とする組織管理上のリスクの点検・評価を行う。これまでの整備計画に基づく教員の充足・増員の状況や、カリキュラム内容を踏まえた専任教員率の向上、教育体制の改善・拡充等、計画内容の取組状況及びその効果について検証し、その検証結果を踏まえて新たな計画を策定する。

○教育研究に係る責任体制

本学は、研究活動における不正行為への対応等に係るガイドライン(2014(平成26)年8月26日文科科学大臣決定)に基づき、「研究活動における不正防止及び不正行為への対応等に係る規程」を定め、本学における研究の信頼性及び公正性を確保する。同規程第4条には、「本学における全ての研究に係る最高管理責任者は、学長とする」ことを明記し、研究倫理の保持、研究費及び公的研究費の適正な運用・管理を遂行する体制を整備している。また、全学に係る理念・目的、教育研究組織、教員・教員組織、教育課程等に係る事項の審議、及び決定事項を承認する機関として、学長を議長とする執行部会議、並びに大学院委員会を組織する。なお、執行部会議及び大学院委員会の議題に係る事項を審議するため、学長、副学長、事務局長、学長補佐等による大学運営会議を組織し、学長のリーダーシップの下、教育研究活動の管理運営を適切に行う体制を構築している。

各学部・学科に学部長及び学科長、各研究科に研究科長、各センターにセンター長等を置き、部局における責任の所在を明確にしている。また、各学部の教授会、各研究科の研究科委員会は、教育研究に係る事項について審議する基礎的な組織であり、教授会規程及び研究科委員会運営規程の下、当該学位課程に係る事項、教員人事等について審議する。また、学則及び大学院学則に定める教育研究上の目的を達成するため、教授会あるいは研究科委員会の審議を経て、科目の配置や担当体制を学部長あるいは研究科長が決定する。そのほか教育研究の円滑な運営のために、各学部・研究科における委員会の組織構成や教員一人ひとりの役割を決定し、更に授業や研究指導の内容・方法の改善を図るための組織的な研修を実施する。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1

大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点2

適切な教員組織編制のための措置

- ◆各学位課程の目的に即した教員配置
- ◆国際性、男女比及びバランスのとれた年齢構成に配慮した教員の配置
- ◆教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授、准教授又は助教）の適正な配置
- ◆研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ◆教員の授業担当負担への適切な配慮

評価の視点3

グローバル化やSDGs、Society5.0などに対応した教育プログラムの充実を支える教員組織の整備

評価の視点4

教養教育の運営体制（学士課程）

【教員組織の編制方針に基づく教員組織の編制】

本学の専任教員数は、2020（令和2）年度において253名（教授111名、准教授76名、助教58名、助手8名）である。教員組織の整備単位は、基本的には学部・研究科であり、それぞれの学部あるいは研究科は、本学の教員組織の編制方針に基づき、大学設置基準及び大学院設置基準に定める必要専任教員数を満たす形で組織編制を行う。

本学では、専任教員の多くが学部に分属するが、必要に応じて大学院を担当する場合がある。本学の大学院担当教員選考基準に基づき、各研究科は選考基準に係る内規を定め、任用時や昇任時だけでなく、全ての研究科において大学院の研究指導資格

審査を定期的実施する。この審査基準を満たす教員が大学院生の研究指導にあたり、全ての研究科において基準となる教員数を満たしている。

教員組織整備計画に基づいて新規任用を進めつつ、教育研究組織の改編、キャンパスの移転、国際化の推進、全学部共通基盤教育の構築等を中期計画に掲げた上で、全学的な視点も踏まえた教員配置を行う。具体的には、組織改編に係る教員配置変更計画の策定、国際化の推進及び留学生の受け入れ促進を見越した外国人教員の充当、研究科間における人材交流等、教学的課題の解決に向けた全学横断的な教員配置を計画し、実行する。

【各学位課程の目的に即した教員配置】

本学は、各学位課程の目的に即した教員配置という観点から、専任教員を適切に配置する。教育目標及び3ポリシーとの関係の中で、それぞれの学びのコアとなる科目を明示し、原則としてこれらを専任教員が担当する体制とする。また、専任教員のみ的人员体制では、全ての授業科目の担当者確保が困難な状況にあることから、一定割合の非常勤講師を任用する。授業科目と担当教員の適合性については、専任・非常勤を問わず、各学部・研究科の教務委員会及び教授会において、担当予定教員の教育及び研究業績に基づきこれを審議する。学部・研究科の教育目標及び達成目標に対する理解を得るため、非常勤講師を対象とする研修や拡大FD等を開催し、全学的な共通認識の形成に努める。

教員の年齢構成については、2007（平成19）年度以降の採用者を対象に、業務規則に定める定年を70歳から5年繰り上げて65歳とすることとし、年齢構成の高年齢化を抑制している。一方で、大学院の研究指導担当者や本学の教育研究において特に必要と認められる者、役職または大学運営上特別に必要とされる任務に就く者を対象として、65歳から70歳までの期間を特別任用教員として雇用できる規程を整備し、学部・研究科の教育目標及び教育実態に即して教員組織を編制できることとする。

多様性の確保については、教員の性別構成比が男性64.8%、女性35.2%であり、女性教員比率は全国平均よりも高い状況にある。また、国際教育を推進する教員の編制にも注力し、医療系の薬学部・看護学部を除く全ての学部と語学教育センターには外国籍や外国出身の教員を配置しており、外国人教員数は全体の11.8%である。同様の観点から、日本人教員の任用にあたっては、留学経験や海外赴任経験等にも留意する。

【時代に即した教育プログラムの充実を支える教員組織の整備】

将来予測が困難な時代にあって、グローバルな視点の下で、高度な専門的知識・能力、及びその応用力を備えた社会人や専門職業人に加えて、国連によるSDGsの実現、あるいはSociety5.0の社会で新たな課題に挑む人材の輩出が求められている。

この点を踏まえ、本学は、教学ガバナンス及びマネジメントの実質化・効率化の推

進に取り組む。その一環として、教育研究等に係る特定の課題を限られた期間内に効率的に処理するため、学長、副学長、学長補佐または学長室長を設置責任者とするプロジェクトチーム等（プロジェクトチーム、ワーキンググループ、タスクフォース）臨時的な職員組織を編制できることとし、スピード感溢れる戦略展開を目指す。2020年度では、新型コロナ禍において学生の学びを止めないために、オンライン授業に係るワーキンググループを設置し、ICTを主分野とする専任教員を中心に、本学におけるオンライン授業の実施手順を整え、専任教員及び非常勤講師のための技術的サポート体制をいち早く構築したところである。また、学習成果の可視化への取組として、次期基幹システム選定のためのワーキンググループを設置し、教育職員と事務職員の協働により、教務システムの検証及び新規導入に向けた調整に取り組む。

【教養教育の運営体制】

本学は、特色ある全学部共通基盤教育カリキュラムの構築を通じて、全学的な教養教育の充実を目指す。全学部の学生が受講できる教養科目の検討を行うとともに、初年次教育に繋げる入学前教育の改編や英語・数学等のリメディアル教育の拡充を進めている。全学教務委員会が学部間の調整を担う役目を果たすことで、総合大学としてのメリットを活かした、文理融合型リベラルアーツ教育の強化に注力する。

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1

教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点2

規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

【教員の募集、採用、昇任等の実施】

本学は、学則及び大学院学則に掲げる目的を実現するため、「専任教員任用に係る規程」、「特別任用教員に係る規程」、「非常勤講師の任用に係る規程」、「専任教員昇格審査に係る規程」及び「専任教員ステップ評価制度に係る規程」等を定め、教員の募集・採用・昇任等に係る手続きを適切に管理・運用する。

教員の募集については、法人との調整に基づく全学的な人事方針を踏まえて、各学部・研究科において教員組織整備計画を策定し、大学運営会議での審議・承認の下で適切に実施する。教員の採用は、春季・秋季の年2回とし、学内手順及び手続きに係るスケジュールを年度当初に明示する。授業担当に支障が生じないよう年次計画に基づく募集を行うとともに、予定外の事由により速やかな後任補充等の必要が生じた場合に備え、年2回の採用ができる体制を整えている。各規程に基づき、学内推薦募集

あるいは大学ホームページや JREC-IN 等による公募を行う。

教員の採用に際しては、「業績審査委員会に係る規程」に基づき、当該の学部・研究科に業績審査委員会を設置し、書類審査及び面接審査、模擬授業による選考を実施する。本学の職務規程に照らして総合的に審査し、職位及び適用ステップを判断し、教授会あるいは研究科委員会の承認を得て、学長に報告する。学長は、全学教員審査委員会を設置し、報告を受けた審査結果の妥当性について審議し、当該委員会での審議結果に所見を添えて理事長に上申する。理事長がこれを決定し、総務部人事課において内定通知と辞令交付の手続きを行う。

本学は、職位ごとに複数の段階を設けて教員評価を行うステップ制度を導入する。ステップ制度とは、本学が独自に設けた教員の業績評価に係る仕組みで、教員各自が教授、准教授、助教という職位内での位置付けを客観的に把握できるよう複数の段階（ステップ）を設け、ステップごとに明示した果たすべき役割、職責及び業績等を踏まえて、総合的な教員評価を公正かつ適切に行う。学部・研究科による評価を年度ごとに行い、全学業績評価委員会によるステップ評価（アップ、維持、ダウン）を2年単位で行う。教員の昇任等に係る審査に際しては、当該の学部・研究科に業績評価委員会を設置し、既定のステップ評価基準を満たし、昇任にふさわしい業績及び成果をあげたことを確認の上、学部長あるいは研究科長より学長に報告する。学長は、全学教員評価委員会を立ち上げ、学部長あるいは研究科長より報告された審査結果について審議し、総合的にみて妥当であると判断した場合にはこれを理事長に上申し、承認を受けることとする。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上に繋げているか。

評価の視点1

ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点2

教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

【FD 活動の組織的・多面的な実施による教員の資質向上、教員組織の改善・向上】

本学は、職員の意識の啓発及び資質の向上のため、FD 及び SD を恒常的に実施することを内部質保証に係る方針の一つとして掲げる。FD 活動等を組織的に推進するため、本学における教育の質向上及び教育方法の改善について組織的に検討し、より高質な教育活動の支援を目的として、学長室が中心となり FD 等を企画・実施する。学長が指名する担当副学長を委員長とし、全学的なテーマ設定を行い、講演会及び研修会等を企画・実施し、情報集約と分析によって得られた知見を報告書の形で各学部・

研究科、各センター等に提供する。

授業の質保証に関しては、全ての授業担当教員に対して教務部がシラバス作成要領を明示し、シラバスの適正な作成を促す。各学部・研究科の教務委員及び執行部教員は、全ての開講科目のシラバス内容を点検し、必要に応じて修正を指示することで改善・向上に繋げている。また、授業内容については、各学部・研究科の教務委員会や科目担当者会議等において、教授内容及び教授方法、成績の評価方法に係る点検を行う。新型コロナ禍の中で普及したオンライン授業に関しては、執行部及び教務委員を中心に授業巡回することで相互研鑽や質保証に繋げており、今後はこれを全学的な取組とすることを目指したい。さらに、学生による評価及び改善を図る指標として、各授業の初期段階でのアンケート、及び学期末での学生授業評価を実施する。学期末での学生授業評価はオンラインで実施するため即日結果を集計でき、担当教員は個別に確認と点検を行い、爾後の改善へと繋げる。一方で、教務委員会及び執行部教員は、授業内容、学生満足度、適正な成績評価といった観点から総括的な点検を行い、問題や課題が見受けられる授業科目に関しては、担当教員にヒアリングをするなどして早期改善に努める。

研究活動については、競争的資金の獲得に向けた情報発信、申請業務の支援、研究環境の拡充、研究倫理審査の主催及び研究倫理の周知徹底等を目的として、全学組織である研究支援推進センターを設置する。当該センターは、研究活動の活性化や科学研究費に係る動向、研究倫理等をテーマとするFDを企画、講師として学外有識者を招いてこれを実施するほか、全ての専任教員及び研究支援に従事する事務職員を対象に、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）のeラーニング・プログラムの受講を義務付けるなどして、研究倫理の周知徹底を推進する。

今後は、教学改革の一環として、クォーター制度の全学的導入、及び学修者本位の教育の実現に向けて優れた先進事例を取上げるFD等を企画・実施するなどして、全学的な意思共有と併せて魅力的なカリキュラムの開発・展開に邁進する。

【教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用】

専任教員は、毎年度、本学の教員個人業績データベースの情報を更新し、教育活動、研究活動、地域・社会貢献活動等の取組を大学ホームページにて公開する。毎年度、教員は研究業績を報告し、この報告を受けた所属長は、教員一人ひとりの研究活動の進捗及び活動状況等を把握し、昇任審査に際してのステップ評価に反映させる。

なお、2022（令和4）年4月より、科学技術振興機構が管理するデータベース型研究者総覧であるresearch mapと本学の教員個人業績データベースをリンクさせ、広く社会に向けて最新の研究成果を効率的に発信できるよう、システムの整備と情報コンテンツの更新の徹底に努める。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているか。

評価の視点1

適切な根拠（資料、情報）に基づく教員組織の適切性についての点検・評価の実施

評価の視点2

点検・評価結果に基づく改善・向上

【適切な根拠に基づく教員組織の適切性についての点検・評価】

教員組織の適切性を検証する責任主体は、各学部・研究科の教授会あるいは研究科委員会であり、全学的な見地からは執行部会議あるいは大学院委員会がその役割を担う。

教授会あるいは研究科委員会においては、学部長あるいは研究科長が適切性を検証する責任者として、それぞれの執行部メンバー、教務委員会、学部構成員一人ひとりへのヒアリングを実施し、個別の業績報告書及び学生による授業評価の結果等を用いてステップ評価を行う。また、全学的な方針を踏まえて、専任教員比率の低い分野あるいは強化すべき分野等に対する手当てについて検討し、学長に報告する。学部に係る事項は執行部会議、大学院に係る事項は大学院委員会を主体として、各々からの報告を受けてその妥当性を検証するとともに、教員の昇任及び教員組織に係る事項について審議する。また、教育の質向上を含む教学全般については、学生懇談会での意見交換や各種アンケート調査による学生意見の検証結果を基に、課題の抽出や満足度向上に向けた全学的な改善に取り組む。これらに係る議決結果については、執行部会議及び大学院委員会の議長である学長より、必要に応じて、理事長に報告・上申することとしている。

授業科目及びカリキュラムの適切性については、担当体制の調整、専任教員率の向上、適切な専任教員の配置の実現に係る点検・評価を各学部・研究科で行い、全学教務委員会に報告する。また、これらの取組を毎年度実施する自己点検・評価の項目に組み込むことで、継続的な改善を徹底させることができ、全学点検評価委員会もこの点について検証する。

【点検・評価結果に基づく改善・向上】

教員組織整備計画の策定及びその着実な実施により、設置基準を満たすことはもとより、学部・研究科の教育研究に資する適切な専任教員の配置を実現する。ST比率の適正化、教員一人当担当科目数の平準化、コア科目の専任教員率の向上等に計画的に取り組む、いずれにおいても改善傾向を認めることができる。

(2) 長所・特色

本学は、建学の精神及び教育理念に基づく中期計画を掲げ、それを踏まえた課題の抽出、及び改善・向上のための事業計画を策定する。これに対応させる形で教員組織整備計画を作成し、教育ニーズの変化やカリキュラム改革とも連動させて、中・長期的な視点から学部及び大学院の教員組織を編制する。

また、「城西国際大学の求める教員像及び教員組織の編制方針」に基づいて、国際教育を不断に推進できる教員の編制を目指し、医療系の薬学部・看護学部を除く全ての学部と語学教育センターには外国籍や外国出身の教員を配置しており、その比率は全体の11.8%である。日本人教員を任用する際にも、留学経験や海外赴任経験等に留意する。さらに、教員の性別構成比は男性64.8%、女性35.2%であり、女性教員比率は全国平均よりも高く、男女共同参画の体現に努めていることが特筆できる。

専任教員の業績評価として、本学独自のステップ制度に基づいてアカデミックキャリアを可視化させ、公正かつ適切な運用を実現する。学部・研究科における教員の役割や連携に関しては、教授会あるいは研究科委員会の下で明確化し、教学全般についての議論や意見交換ができる環境を整えている。中期計画及び事業計画に係る大学全体の共通事項については、学生目線からの意見を反映させる仕組みを整えつつ、執行部会議あるいは大学院委員会での審議を経て、課題の改善と満足度の向上に取り組む。

(3) 問題点

本学は、既定の教員組織整備計画に基づき専任教員比率の改善に取り組んでいるが、今後は、教学改革の一環としてカリキュラムの合理化とクォーター制度の全学的導入、さらには中期計画に掲げる学部移転や学科再編等を視野に入れ、学部・研究科による計画策定のスピードアップと、その内容の速やかなアップデートを実現させる。

これまでのFDは、原則として、全学対象の全体会と個別グループに分ける分科会の2部構成とし、分科会ではテーマごとに情報共有し議論を重ねる形式で実施してきた。ニューノーマルを基本とする社会の動きに合わせて、対面とオンラインを併用する形でのFD等を企画し、その効果を検証する仕組みを新たに整えることが課題であると認識している。この点については、学長室を中心に検討・計画を進め、2021(令和3)年3月には新型コロナ禍の中、教職員の安全面を重視する形で完全オンデマンド型のFD開催を試み、クォーター制度の全学的導入、及び学修者本位の教育の実現を題材として2021年度に繋がる形で実施することができた。2021年6月には、オンライン授業をテーマとしたオンデマンド型のFDを計画している。

本学の教育研究成果を広く学内外に発信するため、教員個人業績データベースの改善に取り組み、2022(令和4)年4月よりresearch mapとの連動型システムへと移行させるべく、引き続き情報コンテンツの集約及び充実に努める。

(4) 全体のまとめ

本学は、建学の精神及び教育理念に基づき、教育研究及び社会連携・社会貢献に取り組むことを旨とする。そのため、教員公募に際しては、建学の精神及び教育理念に従って教育目的の実現に邁進し、本学の方針に従って教育研究成果をあげ、本学の社会的評価及び名声の高揚に努め、大学人としての社会的責任を果たすことを求める。このことを踏まえて、学部・研究科は、それぞれが定めた人材育成目標の下、教育研究、また社会連携等を遂行する。

本学は、中期計画に基づいて事業計画を策定し、これに対応させる形で教員組織整備計画を整える。教育ニーズの変化やカリキュラム改革と連動させて、極力財政的な努力を重ねながら専任教員の増加を図ること、多様性に配慮した組織構成とすること、ST バランスを保つことなどを基本原則とする。また、これらを着実に実現させながら定期的に点検し、かつ教学上の新たな課題を念頭に置いて、次期の計画策定に取り組む。こうした計画策定に際しては、学部長あるいは研究科長等を通じて全教員に広く意見を求めるほか、学生の声を吸い上げる機会を設けることで、より多角的な視点から検討を重ねる。今後は、全学部共通基盤教育の構築と発展のために、コアカリキュラムと連動させた教員組織構成とすることを目指す。

本学は、教授会あるいは研究科委員会を基礎として、学部・研究科における委員会及び教員一人ひとりの役割の明確化に努め、教員間の連携を取りやすい組織構成とする。全学的課題に対しては、各々を所掌する全学委員会や部局がこれにあたり、担当の副学長あるいは学長補佐を介して上位組織である大学運営会議との意思疎通を図りやすくし、学長によるガバナンス機能が働く体制を整備している。こうした体制整備により、学部・研究科の取組と全学での取組との整合あるいは連動を担保し、組織的な教学マネジメントを機能化させる。

教員の任用及び昇任については、規程に定める基準の下、各学部・研究科の教育目標と独自性を活かしつつ、中・長期的な視点から人事計画を策定し、学長が主導する大学運営会議において確認、承認するプロセスを構築している。教員の質向上に係る取組については、学長室を中心に、全学的なテーマ設定、及び講演会・研修会等の企画・運営を行い、これらによって得られた知見を各学部・研究科、各センター等に提供し共有する。また、授業内容やシラバス等に係る分野は教務部と、研究活動や研究倫理に係る分野は研究支援推進センターと連携し、本学の実情を踏まえて計画的に改善・向上に取り組む。学部・研究科の課題については、原則として教授会あるいは研究科委員会において対応・解決を図り、自己点検・評価と連動させた PDCA サイクルの下、全学的視点から改善・向上に向けた取組を行う。

以上のことから、本学は、掲げる理念・目的に基づき、大学として求める教員像や教員組織に係る方針を明示し、教育研究活動を展開するための教員組織を適切に編制し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上に繋げていると判断する。

今後も、教員組織整備計画の確実な実行、専任教員率の向上、教員の多様化に積極的に取り組むことと併せて、FD等の活動を組織的かつ多角的に展開して教員の資質向上、教員組織の改善及び強化に継続的に取り組む。

第7章 学生支援

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1

学生支援体制の適切な整備

【大学の理念・目的等を踏まえた学生支援に関する方針の明示・共有】

本学は、中期計画において、「学生支援力」の強化と「就職・進学支援力」の強化を掲げる。また、学生指導に係る方針として、アドバイザー制度による指導の充実と併せて、教育支援体制の充実及び教育環境の向上に努めることを掲げる。加えて、全ての教職員に対し、障害を理由とする差別の解消と合理的配慮の必要性に係る理解、また障害のある学生が置かれた状況や障害特性への理解を促すため、「城西国際大学における障害のある学生の支援に関するガイドライン」を定め、本学の基本方針を明示する。

学生支援に係る方針

- ①学生を経済的に支援するため、奨学金制度・授業料減免制度を整備・充実し、学生への周知徹底を行い、その有効な運用を実現する。
- ②配慮を必要とする学生に学修支援するため、教職員が連携して学修指導体制及び総合的相談体制を整備し、学生の多様性に配慮した学修環境の整備を進める。
- ③学生が人間関係を育む上で有用な課外活動について、そのサポート体制の整備を進めるとともに、大学の責任に基づく準正課教育としての位置付けを検討する。
- ④退学・休学の真因を定期的に把握・分析し、退学率については本中期計画期間中に対2019年度比で50%以上減少を目指した年次の目標を設定の上、学生一人ひとりの授業出席状況等を把握し、関係者が連携しながら、迅速かつ丁寧に退学防止対策を実行する。

就職・進学支援に係る方針

- ①新たに策定する「キャリア教育・ポリシー」に基づき、「キャリア教育課程」を構築し、経済社会の動向や学生ニーズを捉えたプログラムを展開する。
- ②通年採用のもとにおける就職支援体制の点検・見直しを行った上で、インターンシップへの参加拡大を支える環境整備などを行うとともに、大学院進学者については本中期計画期間中に対2019年度比で50%以上増加を目指した多面的支援を充実する。

学生指導に係る方針

- ①学部執行部の主導のもと、学生に対して適切な導入教育、初年次教育及び履修指導

を行う。

- ②学生の基礎学力の向上、教養の涵養等について、学内プログラムへの積極的な参加を促し、かつ適切な指導を行う。
- ③学生一人ひとりの学修目標の達成状況や、キャリア形成状況（社会人基礎力の向上・資格取得等）を適宜把握し、一層の取組を促す。
- ④教職課程、学芸員課程、日本語教員養成課程等の課程教育及び各種国家試験対策等に関して、学期ごとの状況把握と適切な指導を行う。
- ⑤授業の出席状況や課外活動状況等をこまめに把握し、適切な生活指導を行う。
- ⑥保護者との密な連携を図り、学業生活全般に係る阻害要因を取り除くとともに退学を予防する。
- ⑦就職活動に必要な対策、情報提供等に恒常的に取り組むとともに、準備・活動状況を適宜把握し、適切な指導を行う。

障害のある学生の支援に関する方針

- ①学生の個別の意志、選択、自己決定を尊重する。
- ②支援の在り方を考えるにあたっては、学生本人を交えて（必要に応じて保護者またはそれに代わる支援者も同席して）話し合い、その支援ニーズを尊重する。
- ③実施される支援については、学生本人に合理的な説明を行う。
- ④全学の関係者が協力して支援を行う。
- ⑤障害のあるなしに関わらず、全ての学生に等しく教育・研究の機会を保障する。
- ⑥個人情報の保護を徹底する。
- ⑦支援の情報を学内外に向けて発信する。

いずれも大学ホームページにて公表し、学生に広く周知している。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1

学生支援体制の適切な整備

評価の視点2

学生の修学に関する適切な支援の実施

- ◆学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ◆正課外教育
- ◆留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ◆配慮を必要とする学生に対する学修指導体制や総合的な相談体制の整備
- ◆成績不振の学生の状況把握と指導
- ◆留年者及び休学者の状況把握と対応

- ◆退学希望者の状況把握と対応
- ◆奨学金や授業料減免制度の整備・充実
- ◆学生への経済的支援制度に関する情報の周知

評価の視点3

学生の生活に関する適切な支援の実施

- ◆学生の相談に応じる体制の整備
- ◆ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ◆学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

評価の視点4

学生の進路に関する適切な支援の実施

- ◆キャリア形成教育の実施
- ◆学生のキャリア形成支援を行うための体制及び環境の整備
- ◆進路選択に関わる支援やガイダンスの実施
- ◆博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

評価の視点5

学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点6

学生や教職員の意見、要望等を反映させるための体制整備及び適切な学生支援の実施

【学生支援体制の整備】

本学は、学部単位の学生支援体制として、学生支援委員会、障害学生支援委員会、退学防止委員会、スポーツ推進委員会、オリエンテーション委員会、キャリア形成・就職委員会、国際教育委員会、留学生委員会、ハラスメント防止委員会を設置し、修学支援や学生指導、学生実態の把握等に努める。大学院においては、基礎となる学部の教員がこれを兼ねる。

大学全体の学生支援体制として、各学部から選出した委員により、全学の学生支援委員会、キャリア形成・就職委員会、国際教育委員会、留学生委員会を組織し、規程に定める事項の審議を通じて、各学部・研究科と課題を共有し、解決に向けた取組及び適切な支援の実現に努める。

【学生の修学支援の実施】

○新生の修学支援

本学は、新生のためのオリエンテーションウィークを学期初めに設け、学修支援及び学生生活支援に係る集中的な指導を行う。課程ごとの履修に係る説明、学修支援ツールや図書館の利用方法に係る説明、国際教育の一環としての留学プログラムに係

る説明、課外活動を含めた学生生活全般に係る説明等を入念に行う。併せて、この期間中に、全ての新生入生に対して英語のプレイスメント・テスト（留学生は日本語）を実施し、各自の学習レベルに合わせた適切なクラスでの受講を実現させている。

新型コロナ禍の影響拡大が懸念される中、2020（令和2）年度は大学ホームページを活用し、オンデマンド型の視聴資料等を用いてオンライン上での支援を充実させた。また、入学前教育として各学部が課す独自課題に加えて、今後はコンプライアンスに係る教育、さらに薬物犯罪をはじめとするリスク教育にも力を入れることで、本学の目標とする人材育成の第一歩として、より質の高い教育の提供へと繋げていく。

○初年次教育・補充教育・留学生の日本語力向上

本学は、アドバイザー制度を導入し、大学での学修に必要なスキルの修得、及びキャリア形成や生涯教育に資する主体的かつ自律的な学びを実現するため、初年次教育に係る指導に注力する。学生は、アドバイザーセッションの機会やオフィスアワーを活用し、自身の課題発見と主体的な学修に取り組むほか、JIU portal 及び manaba の修学支援システムの併用による全体指導と個別指導を通して学習環境を整える。

補充教育については、学生支援部が設置する学生相談室にて、学生からの支援依頼に基づく形で個別にサポートを行う。また、福祉総合学部では、福祉の理論を実践する力の修得を支援する福祉教育センターを設置し、ボランティアの派遣、実習の事前事後指導、国家試験対策講座の開講、自主勉強会の開催等の教育支援を行う。

留学生の日本語力向上については、協働学習であるピアラーニングの充実を図り、語学教育センターを主体とする会話パートナー制度を導入する。原則として、国際人文学部国際交流学科の日本人学生が留学生の日本語会話の練習相手となり、日本の生活習慣や若者文化を知る機会を提供する。また、日本語教授法の授業を履修する学生が留学生の日本語クラスにサポート役で参加するなど、学生間の交流を通して、語学力の向上や相互理解を促進させる機会の充実にも取り組む。

○メンター制度

授業以外の時間を活用し、英語あるいは第2外国語である中国語、韓国語、ハンガリー語、フランス語、ポーランド語、チェコ語を母国語とするネイティブスピーカーの留学生や上級生をメンターとして、授業で学習した内容の復習や反復練習を行う制度を導入する。国際大学として、このような「内なる留学環境」を整えることで、自然な発音の習得や会話力の向上に繋げている。

○成績不振、留年、休学、転学部・退学希望学生の把握・対応

本学は、学生支援部の下に退学防止委員会を設置し、学籍異動者に係る情報（休学、除籍、退学、転籍の事由及び人数）を集約し、全学的動向の把握及び分析に係る事項

に取り組む。また、各学部・研究科が独自に把握する学生生活実態、学業不振者の状況等は、それぞれの学生支援委員会が集約し、教授会あるいは研究科委員会等での報告、情報共有を経て改善策を講じる。単位取得状況や授業への出席状況が芳しくない学生への対応として、アドバイザー教員との個別の面談・指導を行う。この面談・指導を通して、より専門的な支援が必要と判断した場合には、学生支援室に在中するカウンセラーと相談しながら、状況に応じて保護者とも連携して、包括的なサポートを展開する。

休学及び退学の手続きについては、申し出がなされた時点でアドバイザー教員との面接を行い、保護者にも状況確認をした上で、学生からの願い出書類を受理する。アドバイザー教員は、これに所見を付して所属長に報告し、教授会あるいは研究科委員会で審議の上、承認することとしている。病気を理由とする休学については、診断書の提出を求め、復学時には当該学生の主治医の診断書に基づき、休学事由の解消を確認する。

○障害のある学生の支援

本学は、障害者基本法並びに障害を理由とする差別の解消の推進に係る法律、その他法令の定めに基づき、「城西国際大学における障害のある学生支援に関するガイドライン」を定め、大学ホームページにて公開している。また、全学組織として障害学生支援委員会を設置し、学生からの支援の申し出に対し、その教育上のニーズ及び本人の意思を十分に尊重した上で関係各部署と協議し、個別の支援計画を策定することで合理的配慮の提供に努める。具体的には、(1) 施設・設備利用、支援機器・用具の利用に対する配慮、(2) 履修登録、学習支援、(3) 教材に係る配慮（電子データ、文字拡大、資料の事前配布等）、(4) 情報伝達・コミュニケーションに係る配慮（口話や筆談、ノートテイク、文書伝達等）、(5) 定期試験に係る配慮（時間延長、別室受験等）、(6) 学内生活に係る配慮（移動、トイレ、食事等）、(7) その他の項目を支援申請書に明示し、当該学生一人ひとりのニーズに対して適切な支援を提供する。

○奨学金・授業料減免制度等の経済的支援の整備・周知

経済的な支援を目的とする奨学金制度等は、大学全体で約 2,000 名が受給する日本学生支援機構奨学金制度を基本とし、それを補完する制度として、本学独自の奨学金制度を運用しており、大学ホームページ等にて周知している。新型コロナウイルス感染症に関連するオンライン学習環境の整備のため、2020（令和 2）年度の当初に、全ての学生に一律 5 万円の臨時奨学金を支給した。また、家計が困窮し、支援を必要とする学生に対し、学びの継続のための緊急コロナ特別奨学金（経済支援奨学金）の創設、学費納入期限の延期等の策を講じたほか、その他の奨学金制度及び各種教育ローンの案内等と併せて大学ホームページにて周知した。

派遣留学の日本人学生に対しては、選考の上、水田国際奨学金制度及び海外姉妹校交換留学制度を適用し、留学支援金としての奨学金授与及び海外協定校との交流協定に基づく授業料免除を行う。外部資金として、主に独立行政法人日本学生支援機構の海外留学支援制度を活用する。毎年、多数の短・中期プログラムがこの支援制度に採択され、返済不要の奨学金として、留学を希望する学生の経済支援に寄与している。受け入れ留学生に対しては、外国人留学生奨学生制度、外国人留学生授業料減免制度を設け、国際教育推進施策の一環として、対象・条件に応じて入学金免除、授業料 30% 減免、留学生宿舍貸与等を行う。

大学院生に対しては、ティーチングアシスタント (TA) 制度を設ける。当該制度の適用を受けた大学院生は、学部学生や修士課程の学生に対する授業、実験、実習及び演習等の教育的補助業務に従事することにより、単なる経済的支援としてではなく、本学における教育の充実並びに当該院生自身の教育・研究能力の伸長に資することを目的とする。TA 採用時には、本学と雇用契約を結んで教育補助業務に携わるため、一定額の手当てを支給されることに加え、その経験を教歴として履歴書や個人調書などに記載することができる。

【学生の生活支援の実施】

○学生の相談に応じる体制の整備

本学は、千葉東金、東京紀尾井町、安房鴨川のいずれのキャンパスにおいても学生相談室を設けている。学習面での不安、人間関係や心の悩みへの対応、障害を持つ学生の学生生活等に係る諸問題の把握とその早期解決等を目的として、個別相談やカウンセリングを行う。

○ハラスメント防止のための体制の整備

本学は、ハラスメント防止のためのガイドラインを定め、学生便覧及び大学ホームページにて公開している。ハラスメントに係る情報の収集、苦情処理、広報、防止対策等の活動を推進する組織としてハラスメント防止委員会を設置し、併せて学部長あるいは研究科長、事務局長の推薦により学長が指名する相談員を相談窓口として配置する。本学は、相談窓口や相談員の氏名、連絡先等を JIU portal に掲示することにより、学生及び本学関係者が常時、相談員に相談し、その助言、救済等を受けることができる体制を整えている。

○学生の健康管理・疾病管理

本学は、学生支援部を主体として、全学生を対象とする健康診断の実施、及び事後指導を行う。学生の健康診断については、2017(平成29)年度 95.2%、2018年度 97.7%、2019年度 98.9%と高い水準での受診率を達成した。一方で、2020年度は新型コロナ

禍により例年と異なる時期に健康診断を実施し、受診率は87.8%であった。帰国先あるいは帰省先から戻れない学生の対応に苦慮したのが実情である。本来、未受診の学生に対しては、健康診断実施後に学生本人及び保護者と連絡を取り、予備日での受診を促すとともに、当該学生のアドバイザー教員にも指導要請を行い、未受診者ゼロを目指す。なお、本学の医務室には、看護師資格を有する事務職員を東金キャンパスで2名、紀尾井町キャンパスで3名、安房キャンパスでは1名を配置しており、2020年度は延べ1,479名（2019年度は1,995名）の学生が医務室を利用した。

○安全・安心・健康のための啓発活動

安全で快適な学生生活を送るための留意事項等については、オリエンテーションウィークにおける割当時間の中で、学生便覧及びCANPAS LIFEといった本学の刊行物と併せて、薬物・交通ルール・悪徳商法に係る資料を用いるなどして、学生支援部が解説や注意喚起を行う。また、外国人留学生を対象とする安全講話の時間を設け、地元の警察署より講師を招くなどして、日本での交通ルールの理解促進と安全通学の啓発に努めてきたが、新型コロナ禍の中、2020年度はオンデマンド型の視聴資料を配信することでこれに代えた。

【学生の進路支援の実施】

○学部等との連携による進路選択のための体制・支援

キャリア形成・就職センターは、新入生向けオリエンテーションの中で、学生生活の充実と希望進路の実現との繋がりについてガイダンスを実施する。また、キャリア形成教育に係る授業の中で、企業担当者やいわゆるOB・OGを招聘、また同センター職員を派遣するなどして、レクチャーやワークショップ等を実施する。さらに、進路選択の幅を広げるために、各種の求人情報、セミナーの開催情報、正課外インターンシップの募集等を大学ホームページにて周知、案内するなど、学生向けの最新情報を多数発出している。上位学年向けに、全学規模から学部別の小規模企画まで、企業担当者を本学に招く形で就職ガイダンス等を開催して、学生と企業とのマッチングの機会を積極的に設ける。全学的にみた就職決定率（就職決定報告者／就職希望者）は、2018年度は98.1%、2019年度は99.0%と推移し、新型コロナ禍の影響が危惧された2020年度においても94.9%という高い水準を維持することができた。

本学は、中期計画の中で、キャリア教育ポリシーの策定及びキャリア形成プログラムの充実・展開を掲げる。本学の教育理念や3ポリシーと連動する形でキャリア教育ポリシーを策定し、学内全ての学部等が有機的に連携して、生涯にわたって利活用できるキャリア形成能力の涵養に資する教育プログラムを開発・展開していく。

○進路・就職・資格取得等に係る支援

本学は、進路・就職・資格取得等に係る支援を推進する部署として、キャリア形成・就職センターを設置する。各学部においては、これと連携する形でキャリア形成・就職委員会を置き、学生支援の方針や各種方策を決定する。また、同センターの職員を学部担当者として配置し、学部教育とより深く関連付けながら、学生一人ひとりの進路選択と適職探しを支援する役割を明確に示す。さらに、各々の教育分野に適した各種資格の対策講座も企画・開講する。全学的対応という点では、就職適性検査を毎年実施しており、経年の効果測定と検証結果に基づき、2021（令和3）年度より株式会社マイナビのMATCH plus と全国一斉WEB模擬テストを導入するなど、支援内容を拡充していく。このように、学生の資格取得やキャリア形成を徹底してバックアップするとともに、就職活動準備をサポートし、就職試験突破力を高めるために、一人ひとりに寄り添う形での支援を徹底して行う。

新型コロナ禍への対応として、対面式と非対面式の併用によるサポート体制の構築に注力しており、バーチャルオフィスを提供できるremoのシステムを活用し、イベント会場をオンライン上にて仮設する形で企業研修会や就職ガイダンス等を開催し、利用した学生からは高い評価を得ている。

○大学院生に対するキャリア形成支援

大学院生に対するキャリア形成支援については、研究科ごとの人材育成目標の達成、及びキャリアパスの明確化に向けた取組を行う。研究者、教育者、高度職業人として必要な知識・スキルの習得と社会環境理解を促し、その後のキャリアを見据えた進路及び就職支援を個別に行う。

【学生の正課外活動支援の実施】

○課外活動団体・個人に対する支援・助成

本学は、学生支援部及びスポーツ振興運営委員会を主体として、課外活動団体や個人活動への支援・助成を行う。各団体の活動支援を目的とする助成金制度を設け、団体の規模と活動内容を勘案して必要な経費を支給・補助する。また、関東学生連盟・全日本学生連盟に加盟し、全日本大会に出場できる水準に達する団体を強化指定部として認定し、選手の指導及び強化に係る年次計画書に基づく支援をスポーツ振興運営委員会にて審議・決定する。個人対象の支援としてスポーツ奨励生制度を設け、入学金・授業料・施設設備費の免除等の経済的支援を行う。また、年間を通して顕著な活躍をした団体及び個人は課外活動特別表彰の対象とし、次年度の支援・助成を強化する。

○安全な正課外活動のための支援・倫理教育

本学は、各学生団体からの要望を踏まえて、キャンパス整備や課外活動施設の充実

を図り、キャンパス特性に応じた学生活動・学生交流に安心して取り組める環境を整えることで、大学全体の活性化に繋げている。また、課外活動団体に所属する学生向けのガイダンス、部長等の役割を担う学生向けのリーダーズ研修を実施するとともに、指導者向けの研修も併せて行うことで、学生スポーツの在り方とコンプライアンスに係る意識付けを徹底させる。こうした取組に関連して、大学スポーツ協会（UNIVAS）に2019（令和元）年度の開設時に加入し、当該協会の各種ガイドライン及び研修会で得た知見を学内研修にも活用し、スポーツを主とする課外活動に対して安全・安心の環境を提供する。そして、各々が競技力の向上に邁進できるよう支援内容を拡充していく。

【外国人留学生に対する支援】

○国際教育センター等による総合支援

本学は、国際的な学びをサポートする基幹部署として国際教育センターを設置し、在留資格申請や入国手続き等、留学生の受け入れ全般においてサポートを行う。この国際教育センターの下部組織として、留学生センター及び語学教育センターを設置する。これらは国際教育センターと連携して、留学生の学業・生活支援を行うほか、留学生と日本人学生、そして地域社会を結び付ける国際交流活動の促進・支援にも取り組む。学内外での様々な交流活動は、留学生が実践的な語学力やコミュニケーション力を身に付けたり、日本理解を深める良い機会となる。

○学生寮等の整備による居住支援

本学は、世界各地に広がる教育ネットワーク（195の海外提携機関）を活用し、独自の留学制度プログラムであるJEAP（Josai Education Abroad Program）をはじめ、交換留学制度、サマーセミナー等の多彩な国際教育プログラムを提供する。海外協定校の留学生が入寮できる宿舎として、東金市内に208部屋（1人部屋）を確保するほか、本学敷地内にはJOSAI I-HOUSE 東金グローバル・ヴィレッジ（東金キャンパス：132人入居可、2人・4人部屋）、JOSAI I-HOUSE 安房グローバル・ヴィレッジ（安房キャンパス：101人入居可、2人・4人部屋）という国際学生寮を保有する。これらの国際学生寮には管理人を配してサポートの質を高めるとともに、入寮手続終了後すぐに生活を開始できるように、インターネット環境や家電・寝具・各種備品類を完備している。また、留学生のみならず、海外留学を希望する、あるいは国際的な活動を目指す日本人学生の入寮も認めており、留学生の来日当初の生活拠点として多面的な支援が得られる環境を整えている。さらに、これらの寮は講義室等を備えており、多様な背景を持つ学生たちが「共に暮らし共に学ぶ」ことで相互理解を深めていけるよう、双方向的なコミュニケーションを誘発する様々な課外プログラムや自主活動に取り組むこともできる。

○経済的支援

外国人留学生の定員枠を有する学部（経営情報学部、国際人文学部、福祉総合学部、メディア学部、観光学部）に入学及び在籍する外国人留学生で、他の機関からの奨学金、授業料減免制度の適用を受けていない者に対して、年間授業料の30%を減免するJIU外国人留学生授業料減免制度を設けている。また、学部内に在籍する外国人留学生のうち、成績及び人物に優れ他の学生の模範となる者に対して、本学教職員の業務補助に携わるワーク・スタディ・プログラム制度を適用し、奨学金を授与する機会とする。さらに、本学の留学生宿舎とは別に、キャンパス周辺地での賃貸住宅物件の契約を希望する留学生に対しては、留学生住宅総合保障制度の利用を認めるなど、入居手続きに係る支援を行う。

○キャリア形成・就職支援

キャリア形成・就職センターは、留学生に向けて、日本での就職活動及び在留資格の変更に係る個別ガイダンスや講習会等を年間4回開催する。また、SPI等の対策にも注力し、事前に試験環境に慣れるための支援として、テストセンター型と自宅受検型の模試プログラムを導入した。2020（令和2）年度の外国人留学生の就職決定率は90.5%で、グローバル化に対応した支援実績の一つとして評価できる。中期計画には、外国人留学生の就職率の維持・向上を掲げており、学外の就職支援機関とも連携しつつ、民間企業等の求人開拓に特に力を入れる。

○正課外活動における支援

本学の留学生は、留学生センターを窓口として、地域社会やNPO法人が主催する国際交流会等に参加し、母国の文化や風習、伝統芸能を披露するなど国際理解の促進に積極的に取り組む。また、地元の小学校や高等学校が主催する国際理解に係るイベントやセミナー、語学の授業等に協力するほか、保育園が主催するクリスマスイベント等に参加するなどして、豊かな人間性の涵養、汎用的能力の向上等にも繋げている。留学生の支援・交流を目的とする本学の学生任意団体、J-Bridge（日本語教育研究会）を中心に、入学式と連動させた留学生歓迎会、定期的な日本文化の体験イベント等を企画・実施するなど、多くの留学生や日本人学生が自主的に参加できる交流活動の場を設けている。

【各種意見・要望等を踏まえた学生支援の実施】

学生支援の施策や各キャンパスの整備等については、学生参加型のワークショップや在学生・卒業生を対象とする意識調査アンケート等により広く学生の声を集め、学生の視点に基づく意見やアイデア等を集約して活用する。学習面においては、Microsoft アカウントを全学生に支給することで学業全般の支援に繋がったほか、2020

(令和2)年9月より、課題やレポート等は manaba による電子形式での提出へと全面移行し、事務窓口での手続きを省くことで学生負担を軽減するとともに、紙資源消費の低減も目指す。学生生活面においては、2017(平成29)年より同一法人の城西大学、城西国際大学、城西短期大学が合同で「3J Festival」を紀尾井町キャンパスにて定期開催することとしたほか、シャトルバスの新ルート開設や、ネットラウンジの学生サービス拡充等に取り組む。加えて、新型コロナ禍の拡大が懸念される中、学生の学びを止めないための支援として、2020年4月より電子図書館「LibrariE(ライブラリエ)」サービスの導入、図書郵送貸出サービスの実施、公式 Twitter による最新情報及び図書館活用方法の配信等、図書館サービスの拡充にも努める。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているか。

評価の視点1

適切な根拠(資料、情報)に基づく学生支援の適切性についての点検・評価の実施

評価の視点2

点検・評価結果に基づく改善・向上

【適切な根拠に基づく学生支援の適切性についての点検・評価】

本学は、学生支援部による在学生及び卒業生への意識調査アンケート、教務部による学生授業評価を実施し、学生支援部は学生支援委員会、教務部は教務委員会において集計結果に基づく現状分析を行い、年次計画の下で改善・向上に取り組む。また、これらの分析結果を学部・研究科へフィードバックして、それぞれの自己点検・評価及びFD活動に活用するなど、持続的な改善に努めている。

【点検・評価結果に基づく改善・向上】

本学は、優秀な学業成績を修めた学生を表彰する水田奨学生制度を設けており、経済支援とモチベーション向上を目的として、次点である学習奨励賞の授与者も奨学金支給対象とするように、2020年度より当該制度の設計を変更した。これは、本学が独自に設ける奨学生制度について点検し、その結果を踏まえて大学運営会議にて見直し案を策定、審議を経て実現したことによる。

国際分野における学生支援については、日本人学生の派遣及び留学生の受け入れ状況、派遣・受け入れに係る環境の整備状況、各プログラムの実施状況、国際的ネットワークの整備状況等について、国際教育センター及び国際教育委員会の下で総括と点検を行う。目に見える成果として、独立行政法人日本学生支援機構の2019年度海外留学支援制度に全学部で24プログラムが採択され、返済不要の奨学金として、本学独自の留学プログラムへの参加を希望する学生への経済支援として大きな役割を果たし

た。2020年度は同制度の仕組みが変更されたことを受け、中・長期留学の支援プログラムへと移行する形で12プログラムが採択されている。

(2) 長所・特色

本学は、掲げる理念・目的等を踏まえて学生支援に係る方針を明示し、学生からの意見や要望を組み込む形で各種支援策を講じる。それらのうち特徴的なものは、以下の通りである。

国際大学ならではの修学支援として、多彩な留学プログラムと奨学金を整備し、独立行政法人日本学生支援機構が発表した「2018年度協定等に基づく日本人学生留学状況調査結果」(2020年4月公表)において、全国18位という高い水準に位置する成果をあげた。また、同機構が発表した「2019年度外国人留学生在籍状況調査結果」(2020年4月公表)において、在籍する外国人留学生数は全国24位と、こちらも高い水準に位置するものであった。いずれも、学生の派遣及び受け入れに係る支援体制の拡充を図ってきたことによる成果である。

社会情勢に適合した就職支援として、従来の就職支援体制の抜本的な見直しを行い、これまで蓄積してきた就職関連情報や人的ネットワークを学内で共有し、同窓会等との連携による就職支援、社会で活躍する卒業生との交流会等の機会提供など、本学の学生が多様な進路を選択できる仕組みを構築した。また、個別就職相談や、民間企業及び諸団体と連携した説明会等の機会拡充、企業や諸団体との良好な関係の構築と新規及び継続的な求人枠の獲得、短・長期のインターンシップへの参加機会を広げるための環境整備、公務員試験対策講座の開講及び各種資格取得の支援強化等に引き続き取り組む。さらに、外国人留学生の就職率を向上させるため、学外の就職支援機関との連携を強化しつつ、民間企業等の求人開拓にも力を入れる。経年の効果測定の結果を基に、2021(令和3)年度には、新たに株式会社マイナビと提携する形でMATCH plus、全国一斉WEB模擬テストを導入し、就職活動の変容に対応する支援サービスの拡充を進める。

(3) 問題点

学生支援に係る課題として、学生の意識や生活スタイルの変化に伴う新たなニーズへの対応がある。メンタルヘルス、ハラスメントなど、生活相談やカウンセリングの利用者が増加傾向にあることに着目し、学生からの相談、要望、意見、苦情等を学生相談室やアドバイザー教員等の窓口で適切に対処しつつ、必要に応じて関連部署との速やかな情報共有や連携を図り、より迅速に対応、回答できる体制を再構築する。また、新型コロナ禍の影響拡大により、学生及び保護者の経済的負担増も顕在化し始めたことを受け、奨学金制度や授業料減免制度の拡充に努めつつ、その有効な運用のためにICTを活用して、学生・保護者へのわかりやすく迅速な情報提供、及び諸般事務

手続きを簡便なものとするためのオンライン化を進めていく。

本学は、学生支援部の下、学生支援委員会による毎年度の検証と改善に取り組む。中期計画に基づく支援策を実施しつつ、今後はこれまで以上に、アンケート調査等による学生実態の把握に注力し、学生の視点を一層重視した形での支援の改善・充実に取り組む。

(4) 全体のまとめ

本学は、学生募集施策の一環として、多様な学生の受け入れに力を入れてきた。多彩な才能を持つ入学希望者を評価し、受け入れるための入学試験制度を整備、運用してきた結果、本学の日本人学生の出身地は全国各地に及ぶ。また、外国人留学生の受け入れにも積極的に取り組み、キャンパスの国際化を進めている。学生支援もこれに対応させて、多様性や個性に十分配慮した入学から卒業までの一貫した支援策を講じてきたが、今後の持続的な改善・拡充を視野に入れた上で、従前には見られなかった問題や課題が生じる可能性にも留意する必要がある。全ての学生及び教職員が、今日的な多様性についての理解を深めていくことを前提に、更に広い視野からの多角的な学生支援策を起案し実行する。

第8章 教育研究等環境

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1

大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

【大学の理念・目的、学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境整備方針の明示】

本学は、教育研究環境の整備に係る方針を以下の通り明示し、各キャンパスの教育研究等環境の整備を進める。

教育研究環境の整備に係る方針

本学は、建学の精神、教育理念、教育目標、中期計画、学部・研究科の教育研究上の目的等の実現に向け、以下の方針に沿って、本学の施設・設備の計画的な整備及び拡充に努めている。

- ①教育課程の規模や特性等に十分配慮した上で、安全・衛生を確保した校地・校舎、教室の整備、情報通信環境の拡充に努める。
- ②本学学生の学修及び教員の教育研究活動に資するために、相応の水準を満たす蔵書、学術情報サービス、個別・グループによる学習室等を備えた図書館の運営に努める。
- ③教員の教育研究活動に適した研究費・研究室の提供及び研究専念時間の確保に加えて、競争的資金の獲得支援、研究助成制度、ティーチングアシスタント制度等による研究支援体制の拡充に努める。
- ④関係法令及びガイドラインを踏まえた研究倫理に係る諸規程等を整備するとともに、コンプライアンス体制の構築及び拡充に努める。

また、中期計画において「研究力」の強化を掲げ、本学を特色付ける研究領域を再構築し、研究成果を創出して、その成果を国内外に公表し、相互研鑽の研究拠点として、社会に貢献する研究環境を創出することを明示する。学長のリーダーシップの下で、戦略的な展開とコンプライアンスの徹底が両立するマネジメントを実践するため、2020（令和2）年度より研究支援推進センターを新たに設置し、教育研究活動に対する持続的な支援体制の強化に取り組む。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1

施設、設備等の整備及び管理

- ◆ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備
- ◆施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ◆バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ◆学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点2

教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取組

【教育研究等環境に関する方針に基づく施設・設備等の整備】

○キャンパス環境

本学の校地は、第3章で述べた（前出 p.15）通り、千葉県東金市にある東金キャンパス、東京都千代田区にある紀尾井町キャンパス、千葉県鴨川市にある安房キャンパス等からなる。本学は、各キャンパスの特性や教学展開を活かした運営を重視しており、創立30周年を迎えるにあたり、中期計画においては時代に適した教育研究環境の整備に力点を置く。2022（令和4）年4月に、安房キャンパスで展開する観光学部の教育組織を東金キャンパスへ移転し、郊外型の東金キャンパスと都心型の紀尾井町キャンパスに教育研究資源を集約する。このキャンパス移転事業により、観光学部は、都市観光、地域観光の両面を学ぶ教育スキームを整え、新たな地域・社会連携の下、実践的な教育価値の更なる向上を目指す。併せて、総合大学としての教育研究環境を充実させることで、他学部においても相乗的な効果を期待する。紀尾井町キャンパスにおいては、人と情報のシームレス化を目指し、いわゆる専門分野という垣根を越えたスマート教室をコンセプトとする2号棟の建て替えに着工する。2022年4月に予定する同棟の竣工により、本学の新たな教育研究拠点として、学生が知識と感性を互いに刺激し合える最新の教育研究環境を提供する。

○施設・設備等の維持・管理、整備等

本学は、総務部を主管部署として、施設・設備等の維持・管理、継続的な整備等に取り組んでおり、学内設備管理委託企業及び学内警備委託企業とも提携して綿密な維持・管理体制を敷く。年次計画の基で実施する施設・設備等の保守点検、休業期間も含めた日常的な学内巡回等により、安全面及び衛生面の問題を常時把握し、これを是正・改善する体制を構築する。なお、耐震面における安全管理については、キャンパス内の全ての建物は建築基準法に基づく現行の耐震基準を満たしており、現時点にお

いて耐震補強を要する建物は無い。また、千葉東金キャンパスは、災害発生時における東金市の避難場所に指定されており、東日本大震災の際には、避難収容所の機能も果たした。学内には備蓄倉庫を設置し、災害の発生や非常時対応に備える。

また、本学は「防災管理に係る規程」を定め、防災に係る最高機関として防災管理委員会を設置する。同規程の中で、地震、火災等による人的、物的被害を予防ないし最小限に止めるための対応策に係る諸事項を定める。職員組織においては、少なくとも年1回、地震あるいは火災等の発生を想定し、通報、連絡消火、非常持ち出し及び避難等の防火訓練を実施することで、防災に対する意識の向上に努める。

○ネットワーク環境等の整備

本学は、学術情報システム部を主管部署として、学内におけるネットワーク環境を管理・保全し、事業計画に基づく整備を進める。また、全学的な機能を果たす組織として情報科学研究センターを設置し、情報基盤の整備はもとより、情報倫理及び情報セキュリティの整備に注力するとともに、教育研究活動の情報化、ネットワーク化、国際化を積極的に推進する。

こうした取組は、各学部より選出した委員からなる情報科学実施委員会が企画立案し、その効果測定とともにPDCAサイクルを機能化させる形で改善・向上を促進する。

○学習環境の整備・バリアフリー

本学は、学生の多様な利用形態や学習スタイルの変化に対応する学習支援を目的として、ラーニングコモンズやスタディーエリアの拡充に努める。学生の能動的学習を促す環境整備を進めるとともに、インターネットの普及による図書館利用ニーズの変化にも対応し、コミュニケーション、プレゼンテーション、メディア等の利用方法に応じた空間を提供する。また、図書館等の利用アンケートの集計結果を踏まえ、カフェやラウンジなどの休憩空間を併設するなど、学生の要望を具体化する形での整備にも取り組む。

バリアフリー環境の整備については、全てのキャンパスに車椅子対応のスロープ、エレベータ、トイレを備え、紀尾井町キャンパスを除き障害者用の駐車スペースも確保している。また、ノートテイカーの学生ボランティアあるいは介護福祉士資格を有する教育職員の生活支援を通じて、修学面におけるバリアも可能な限り解消する。

【教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取組】

本学は、学術情報システム部を主管部署として、情報倫理規程に基づき学内ネットワークに係る利用基準及び情報倫理基準を定め、学生便覧に掲載している。その中で、遵守事項並びに法律上の禁止事項を明示しており、新入生向けのオリエンテーションや新任教員研修時に詳細説明し、インターネットの正しい利用方法やマナー、情報セ

セキュリティ対策等について学内での周知を徹底させる。また、本学独自の JIU ネットワーク利用マニュアルを作成し、大学ホームページにて公開している。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。
また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1

図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ◆図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ◆国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ◆学術情報へのアクセスに関する対応
- ◆学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点2

図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

【図書館、学術情報サービス提供のための体制整備、及びそれらの機能状況】

現在、全てのキャンパスに図書館を設置しており、2020（令和2）年度の大学全体の所蔵数は、図書 307,102 冊、雑誌 404 タイトル、電子ジャーナル 29,126 タイトル等である。蔵書構築にあたっては、各学部・研究科より選出した委員からなる図書委員会を設置し、各専門領域の意見と要望を反映させることで、本学の教育及び研究に必要な蔵書構成と蔵書数を整える。

電子ジャーナルについては、幅広い分野のタイトルを選定・収集しており、JIU 電子ジャーナル AtoZ のシステムを用いることで、本学が契約する電子ジャーナル（Nature、ScienceDirect、ACS（American Chemical Society）、ProQuest、OUP(Oxford University Press)、Wiley 等）のジャーナルタイトルを ABC 順に表示し、ディスカバリー・サービスで統合検索して掲載論文を閲覧できる。

データベースについては、CiNii や Web of Science などの二次情報、EBSCO host や J-STAGE などのアグリゲータ系電子ジャーナル、朝日新聞の聞蔵Ⅱビジュアルなどの新聞記事データベースを中心に、基本的なデータベース・ツールを提供し、電子書籍も積極的に収集する。

国内外の学術情報の相互提供システムの構築に関しては、国立情報学研究所（NII）の NACSIS-CAT/NACSIS-ILL や Online Computer Library Center, Inc. (OCLC) といった図書館間ネットワーク等に参加するとともに、私立大学図書館協会や大学図書館コンソーシアム（JUSTICE）等の加盟館として、国内外を問わず他大学・機関と様々な図書館間相互協力を推進する。

利用者の利便性については、蔵書検索システムである水田記念図書館 OPAC (Online Public Access Catalogue) システムにより、学内外に向けて蔵書情報等を提供する。

同システムは、他機関の検索サイト「CiNii Books」、「CiNii Articles」、「IRDB」、「NDLサーチ」、「WorldCat」とリンクし横断検索などの機能を備える。また、各々のキャンパスで電子ジャーナル及び学術情報データベースの利用講習会を開催し、利用方法や活用事例を紹介することで利用促進に努めるほか、大学ホームページでの情報公開と併せて公式 Twitter による情報発信を行い、新規サービスや電子資料収集の方法などを掲載した図書館だよりを定期的に発行する。近年では、国立国会図書館デジタル化資料送信サービス、図書郵送貸出サービス、電子図書館「LibrariE(ライブラリエ)」サービスの導入等により、利便性の更なる向上と利用者増に繋げている。

図書館の利用環境については、多くの利用者の多様なニーズへの対応に配慮しており、日曜日・祝日・本学創立記念日（4月28日）、及び春夏冬の休業期間中の一定期間を除く日を開館日とする。平日は、キャンパスごとに開館時間を設定し、東金キャンパスでは20時、安房キャンパスでは19時、社会人対応の大学院修士課程を擁する紀尾井町キャンパスでは21時50分まで利用可能である。土曜日は毎週開館し、9時から17時まで利用できる。座席は、全学で902席（東金775席、紀尾井町72席、安房55席）を設け、情報検索設備として全学で99台（東金67台、紀尾井町17台、安房15台）のパソコンを設置する。2019（令和元）年度の累積入館者数は3館合計で180,741人を数えたが、2020年度は8,142人に留まる。これは新型コロナ禍による構内立ち入り制限やオンラインサービス普及の影響による。今後は、図書の宅配サービスや電子図書の充実を図ることで、利用者の新しいニーズに応えていく。

【図書館、学術情報サービス提供のための専門的な知識を有する者の配置】

司書資格を有するレファレンス担当者は、利用者の学習・研究・調査等の目的に応じて必要な情報・資料を提供するだけでなく、一部の図書館リテラシー教育や図書館ガイダンスにも携わるほか、年間行事の企画立案や広報活動等の図書館運営にも参画する。選書・収書においては、教員（研究者）による専門分野の選書は、大学の教育・研究を特徴付ける蔵書構築をもたらす。一方で、図書館員による選書は、利用動向を踏まえつつ分野構成のバランスを取り、さらに蔵書を点検・再構築することで、魅力ある蔵書資料を保持する役割を果たす。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1

研究活動を促進させるための環境及び条件等の整備

- ◆大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ◆研究費の適切な支給
- ◆外部資金獲得のための支援体制の整備

- ◆研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ◆ティーチング・アシスタント (TA)、リサーチ・アシスタント (RA) 等の教育研究活動を支援する体制
- ◆安全保障輸出管理体制の構築と学内における諸規程の整備

【支援環境・条件等の整備による教育研究活動の促進】

○研究に対する基本的な考えの明示

本学は、中期計画において、本学を特色付ける研究領域の再構築、研究成果の創出、その成果の国内外への公表、そして社会に貢献する研究環境の創出を掲げる。重点項目として、(1) 研究成果の「創出」と「発信」、(2) 研究資金力の強化を挙げ、総合大学ならではの多様な研究力を引き出す研究環境、及び学際的協力体制の整備を進める。本学は、研究費・外部資金の獲得、研究室等施設の整備、教育研究活動の支援体制、安全保障輸出管理体制の整備などを、教員の研究活動支援のために必要な環境あるいは条件とみなし、それぞれの見直し、充実に努める。

○研究費・外部資金の獲得

本学は、研究水準の維持・向上、研究の高度化に資することを目的として、専任教員に個人研究費及び研究旅費を交付し、個別の日常的な研究活動を助成する。これに加えて、学長所管研究費研究奨励金制度を設ける。同制度は、本学教員が個人または共同で行う特定の学術研究を発展させ、もって本学の研究水準及び学部教育の向上を目的とするものである。また、2020（令和2）年度より、新たに学長経費事業助成制度を創設し、中期計画の達成、例えば学部・研究科、部局等の教育改革や地域貢献の更なる促進をサポートする。

外部資金獲得に向けた支援体制の一環として、全学組織としての研究支援推進センターを設置する。当該センターは、外部資金に係る情報等を一元的に収集・管理して教員に迅速に提供し、それらの申請に際しての内容説明や申請書類作成等の支援を行う。加えて、産学官の連携事業あるいは共同研究、受託研究等を推進し、各種の支援体制の更なる充実を目指す。

○研究室等施設の整備

教員研究室は、全てのキャンパスに設けており、室内には基本備品を配置する。教授及び准教授は一人1部屋、助教は共同研究室（二人1部屋）を原則とし、大学設置基準に準拠する形で全ての教員に研究室を割り当て、研究や教育指導の質の確保を図る。また、東金キャンパスにおいては、各学部の研究教育施設を可能な限り棟ごとにまとめている。具体的には、主にA棟にメディア学部の研究ラボ、C棟に福祉総合学部理学療法学科の実習・実験施設、K・L・M棟に薬学部の実習・実験施設及び薬学く

すり文化資料室、N棟に看護学部の実習・実験施設を設置しており、引き続きキャンパス内における研究拠点の集約化に努める。

○教育研究活動の支援体制

本学は、教員の出校日を週5日とし、うち講義の配置日は4日で、研究日を1日設けることで研究時間を確保する。また、本学業務規則第84条において、責任コマ数を半期6コマと定め、過度な授業負担を抑制することで適切性を担保する。なお、定めに従って、大学院生のTA（前出 p.65）を活用することができる。

研究に専念できる期間として、主に夏季休業期間の約30日間、冬季休業期間の約14日間、2月・3月の授業及び試験期間外の約30日間、合わせて約74日間／年が該当する。また、教育研究活動に係る能力の向上や、本学の教育、研究及び大学行政への貢献を目的として、海外派遣制度を設ける。

○安全保障輸出管理体制の整備

本学は、安全保障輸出管理の基本方針を定め、適切な管理体制を構築・整備することにより、本学における輸出管理を確実にを行い、もって国際的な平和及び安全の維持の観点から我が国の教育研究機関として国際的責任を果たす。研究機材や化学物質、微生物等の輸出（海外渡航時の持ち出し）、海外の政府や各国の研究機関・団体・企業等が関係する受託研究や共同研究、海外等の企業への技術指導、海外からの研究員や留学生等の受け入れ、研究過程での海外研究者とのデータや資料の交換等、外為法に基づく安全保障貿易管理上の規制対象については、経済産業省への許可申請に伴う学内手続きを明確に定めるとともに、不用意な輸出（流出）や持ち出し及び提供（漏洩）が生じないように努める。

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1

研究倫理、研究活動の不正防止に関する取組

- ◆学内諸規程の整備
- ◆教員及び学生に対するコンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施
- ◆研究倫理に関する学内審査機関の整備

【研究倫理遵守のための措置・対応】

本学は、「研究活動における不正防止及び不正行為への対応等に係る規程」、「研究倫理に係る規程」、「利益相反に係る規程」等の定めに基づき、研究活動を推進する。このことは、研究者自身の規律、また研究機関や教員間コミュニティの自律を基本とするものであるが、学部長あるいは研究科長等のコンプライアンス推進責任者がリーダー

ーシップを発揮し、研究活動及び研究費等の運営・管理に係る不正行為の防止、公正な研究活動の推進等に向けて、広く研究活動に携わる者を対象として、求められる倫理規範の修得を目的とする研究倫理教育を定期的実施する。加えて、研究倫理に係る規程の適正な運用と併せ、研究倫理に反する行為、不当または不公正な扱いを受けた者からの相談、あるいは研究者自身に対する侵害行為等に係る対応を目的として、外部委員を交えた全学的な研究倫理委員会を設置する。当該委員会は、研究者に対し、本学において実施しようとする研究が、法的もしくは倫理的、社会的な問題を引き起こすことがないように、必要な措置を講じることを周知するとともに、啓発活動に係る計画を策定、実施する。2019（令和元）年度より、本学の専任教員及び研究支援に従事する事務職員に対して、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）のeラーニング・プログラムの受講を義務付けるなど、研究倫理の遵守に向けた措置を適切に講じている。

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているか。

評価の視点1

適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究等環境の適切性についての点検・評価の実施

評価の視点2

点検・評価結果に基づく改善・向上

【適切な根拠に基づく教育研究等環境の適切性についての点検・評価】

本学は、教育研究等の環境整備にあたり、総務部を主管部署として、学術情報システム部及び学生支援部等とも連携しながら、それぞれの所掌領域に応じたキャンパス環境の適切性を日常的に点検する体制を整えている。

施設、設備等の維持・管理については、総務部が各種法令等で必要とされる定期点検を実施する。総務部は、この定期点検の結果を、修繕や管財部門で実施する更新計画の優先順位に反映させる。安全管理については、学内設備管理委託企業及び学内警備委託企業と提携する形で綿密な維持・管理体制を敷いており、年次計画のもとで実施する施設・設備の保守点検、休業期間も含めた日常的な学内巡回等により、安全面及び衛生面の問題を速やかに把握する。

情報基盤等の環境整備については、学術情報システム部が各種基準やマニュアルを整備し、大学ホームページやオリエンテーションにて普及啓発を図ることで、学生及び教職員に対して安全・安心な情報ネットワークの利用環境を提供する。定期的開催する全学的な情報科学実施委員会において、より質の高い教育研究活動の実現を目指す企画を立案し、各学部・研究科から吸い上げた意見や要望の検討、また効果測定

も併せて行うことにより、全学規模での PDCA サイクルを機能化させている。

図書館等の学習環境の整備については、各学部・研究科より選出した委員からなる図書委員会により、各専門領域の意見や要望を踏まえて幅広い分野から選定・収集し、本学の教育及び研究に必要な蔵書構成と蔵書数を実現する。電子ジャーナル、データベース契約については、利用統計に基づく利用頻度の可視化に取り組み、図書委員を通じて各学部・研究科の教員に周知するとともに、電子ジャーナル、データベース講習を実施することで、利便性に対する認識の向上に努める。

研究活動については、研究倫理に係る規程に基づき、全学的な研究倫理委員会を設置する。当該委員会の下に研究倫理審査委員会を置き、本学における研究の実施またはその継続の適否、その他研究に係る必要な諸事項について、外部委員を交えて、倫理的及び科学的な観点からの審査を実施することで適切性を確保する。また、研究支援推進センターは、論文投稿数や外部資金の受け入れ状況等、経年での比較分析、他大学との比較、ベンチマークの設定等を可能とする定量分析のための項目を実績評価の指標として設け、継続的な自己点検・評価活動に結び付ける。

【点検・評価結果に基づく改善・向上】

本学は、中期計画や創立 30 周年記念事業と連動させて、時代に適した教育研究環境の整備に取り組む。2022（令和 4）年 4 月に、安房キャンパスで展開してきた観光学部の教育組織を東金キャンパスへと移転し、千葉県東金市の郊外型キャンパスと東京都千代田区の都心型キャンパスに教育研究資源を集約する。その中で、これまで以上に多層的な教育を展開し、総合大学ならではの強みの一層の可視化を図る。また、施設改修の観点から、紀尾井町キャンパスにおいては、2 号棟の建て替えに着手する。2022 年 4 月に予定する同棟の竣工により、人と情報のシームレス化、いわゆる専門分野という垣根を越えた本学の新たな拠点として、学生が知識と感性を互いに刺激し合える最新の教育研究環境を提供する。

オンラインを活用する今日的な教育・研究に耐え得るネットワーク環境及び基盤整備について、その必要性をいち早く捉え、2018（平成 30）年度より 2 カ年計画で学内ネットワークの伝送能力の向上、ファイアウォールの更新によるセキュリティ強化、無線 LAN のアクセスポイント増設等に着手し、着実に実現させてきた。また、新たに Office365 や manaba といったツールを全学的に導入することで、時代の流れを取り入れた学習環境を整え、より質の高い教育研究活動の実現に繋げている。

学生の課外活動を支える基盤整備として、水田記念球場（千葉県東金市）におけるロッカールームとウエイトルームの改装、東金キャンパス・グラウンドのソフトボール場及び陸上トラックの整備等を実現した。引き続き、スポーツ振興運営委員会による構想と整備計画に基づき、課外活動環境の更なる改善・向上に注力する。

各種の図書資料や購読タイトルの選定は、経年の閲覧回数や他大学における購読状

況を指標として、個別の運用改善やサービス向上は、入退館データや利用者アンケートの結果等、各種の統計データを指標として判断する。また、利用者の意見や要望に応える形で、ラウンジサービスの拡充も進める。

科学研究費を含む外部資金の獲得に係る支援として、研究支援推進センターは、申請実績や集計データを学部・研究科にフィードバックするとともに、新たな研究支援プログラムの案内及び解説、現行制度に係る意見交換等を主導し、支援制度の更なる充実に繋げる。

(2) 長所・特色

図書館の業務計画及び運営、図書館資料の収集については、「水田記念図書館に係る規程」に基づき図書委員会にて審議し、図書館の利便性及び学生サービスの向上を目的として、職員が幅広い連携を図ることで恒常的な改善に取り組む。

研究の質の維持・向上を目的として、教員一人当たりの基盤的研究費（基礎額）を確保しつつ、外部資金の申請・獲得の増加を目指して、教員及び組織の評価結果を教員個人研究費に反映させる分配システムを導入する。この基礎額をベースとして、外部資金の獲得や研究業績の状況に応じて加算・減額することで、外部資金への応募・獲得に対するインセンティブを高めるほか、教育方法の改善、地域連携による研究、高度な学術共同研究等、特色のある学術活動への助成システムを整えていく。

(3) 問題点

不確実性が増す現代社会においては、各種情報サービスが多様化する一方で、情報セキュリティに係る問題も生じやすくなる。引き続き、電子化の推奨、利便性の高い学修環境及びツールの整備を進めるとともに、学生がトラブルに巻き込まれることを最大限回避すべく、ネットワーク利用に係る正しい知識とモラルの意識付けを導入期教育として徹底させる。具体的には、学生支援部と入試部が連携して、リスク教育とコンプライアンス意識の醸成を一体化させたプログラムを作成し、manabaによる入学前教育として運用する予定である。

今後に向けて、学生及び教職員をはじめとする施設利用者の意見や評価を新たな整備計画に反映させるために、施設整備に係る評価システムの構築は欠かせないと考えられる。現在、評価の指標や評価方法について検討しており、2022（令和4）年度からの運用を目指して準備を進めている。

大学教員が取り組むべき教育・研究・公務は、大学運営にとっていずれも重要なものであるが、大学教育の質の担保及びニーズの多様化が進む中で、教育と公務の比重が増大している。また、公務の負担が特定の教員に集中する傾向を看取れることから、この点を改善する仕組みの構築について更に検討を重ねる。

(4) 全体のまとめ

本学は、教育研究環境の整備に係る方針を定め、各々のキャンパスの特性や教学展開を活かした環境整備を実現する。当該方針に基づき、キャンパスの施設・設備や情報ネットワーク環境等の整備、図書館や学術情報サービスを提供する体制整備等、本学の学生及び教職員の諸活動に配慮した学内環境の整備に引き続き取り組む。

施設・設備等の維持・管理、整備等については、ネットワーク環境の強化と新メールシステムの導入により、ユーザーの利便性を向上させるとともに、情報システム運用管理の責任体制を明確化し、情報セキュリティへの対応を強化する。また、施設のバリアフリー化、安全管理の徹底、環境に配慮した取組等を更に推進し、その成果を点検・評価する。さらに、学生の能動的学習を促進するため、図書館にラーニングコモンズを配置する。グローバルキャンパスの実現に向けて、学生サービスの日・英 2 言語対応、事務組織における外国籍職員の配置、国際学生寮のサービス拡充にも努める。

図書館資料と利用環境の整備については、各学部・研究科の意見等を選書に反映させ、本学の教育研究に資する蔵書構築に努め、水田記念図書館 OPAC システムにより、学内外に向けて蔵書情報等を提供する。今後は、最新設備を導入し、効率化させた資源を学習支援やレファレンスサービスの向上に役立てる計画である。なお、全てのキャンパスの図書館の利用者データとアンケート調査結果に基づき、引き続き図書館の利用環境の改善に努める。

研究活動を促進させるための整備として、研究支援推進センターを新たに設置し、科学研究費を含む外部資金の獲得に向けた施策として、本学独自の研究助成制度である学長所管研究費の抜本的な見直しも行うなど、教育研究活動の支援体制及び環境の整備を着実に進めている。研究倫理に関しては、2019（令和元）年度より本学の専任教員及び研究支援業務に従事する事務職員に対して、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）の e ラーニング・プログラムを活用した研究倫理教育プログラムの受講を義務付けるなど、研究倫理の遵守に向けた措置を適切に講じている。

以上のように、本学は、掲げる理念・目的を踏まえて教育研究等整備に係る方針を明示・共有し、それに基づいて施設・設備等の継続的な整備に取り組む。その適切性についても、各学部・研究科あるいは学生をはじめとする利用者の声を踏まえつつ、定期的な点検・評価に基づき改善・向上に取り組む。その成果として、本学は、良好な教育研究等環境を提供できていると判断する。

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1

大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

【社会連携・社会貢献に関する方針の明示】

本学は、高い倫理観の下、地域社会や国際社会のニーズに対応した先端的教育の提供及び研究の推進をもって、地域にあっても日本全国はもちろん、世界の様々な出来事を深い問題意識を持って理解し、他者と協働して活躍できる人材を育成する。また、本学が掲げる教育目標の中で、本学が立地する地域社会と緊密な関係を保ち、産学民官の協働による地域の活性化、及び文化の振興に貢献する「地域密着型」の総合大学を目指すことを明示する。併せて、社会との連携・協力に係る方針として、「地域の公共団体・福祉施設・企業や海外協定校等との連携を強化し、本学の教育研究上の成果を積極的に発信し社会に還元することで、国際社会・地域社会に根差す大学としての地位を確立する。加えて、公開講座、シニア・ウェルネス大学、エクステンション講座、コミュニティ・カレッジ等を通じて、本学の知的資源を積極的かつ持続的に社会に還元し、生涯学習を促進する」ことを掲げ、大学ホームページにて公表している。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取組を実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1

国内外の学外組織（大学、研究機関、企業等）との適切な連携推進体制の構築

評価の視点2

社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3

地域交流、国際交流事業への参加

【学外組織との連携推進体制の構築】

本学は、産学連携及び地域社会との連携による教育研究の推進を図る全学的な組織として、地域連携推進センターを設置する。また、地域社会や企業・医療機関との協働による学びを地域基盤型教育（前出 p.25）と位置付け、13の自治体や80社以上の

企業等と連携する形で、学生の発想力を活かした課題解決、及び地域活性化に取り組む。本学がメインキャンパスを置く千葉・東金-九十九里地域はもとより、日本古来の文化や歴史を伝える観光地としての安房鴨川をはじめ南房総エリアを含む房総半島地域、また東京・千代田区紀尾井町周辺の都心地域と、首都圏においてもタイプの異なるコミュニティ環境に立地する3キャンパスを擁する本学ならではの特色を活かし、持続可能なまちづくりに貢献できる人材の育成に資する体制を整えてきた。さらに、千葉・外房エリアを中心に、小・中・高等学校及び大学との教育連携活動や高大接続授業にも積極的に取り組み、学生の学びに繋げる体制を整えている。

海外の教育研究機関との連携促進を図る組織として、国際教育センターがその役割を担う。当該センターは、世界30カ国195大学・機関とのネットワークを活用し、締結協定に則した形で教育・研究、留学の派遣・受け入れ、職員交流等に係る互恵的関係を管理・統括する体制を整えている。また、紀尾井町キャンパスには中欧研究所を設置し、本学が2007（平成19）年より交流を深めているハンガリーをはじめ、チェコ、ポーランド、スロバキアを合わせたヴィシエグラド4カ国（V4）との連携を強化するとともに、高等教育研究機関として中欧研究の奨励、中欧地域との学術交流・共同研究を推進し、広く国際交流を支える人材の育成に努める。これらのほかに、1992年の開学以来、様々な形での交流を継続してきたアメリカ・カリフォルニア大学リバーサイド校には、教員をレジデントディレクターとして派遣・常駐させる。このレジデントディレクターは、各種留学プログラムに係る調整役、また現地でのアドバイザー教員としての役割を果たし、学生にとって安全・安心な留学環境の整備に寄与する。

【社会連携・社会貢献活動による教育研究活動の推進】

本学は、地域に係る教育研究及び社会貢献活動等を促進する地域連携推進センターを設置し、(1) 産業と観光の振興、(2) 地域の活性化とまちづくり、(3) 健康の増進と福祉の充実、(4) 地域人材の育成、(5) 地域と連携した学術研究、(6) インターンシップ等の現地学修や生涯学習に係る活動の支援等に取り組む。「地域連携運営委員会に係る規程」に基づき、当該センター内に地域連携運営委員会を組織し、地域社会における産業・観光の振興や福祉の充実等、持続可能なまちづくりに向けた取組や、各学部の特性を活かした企業や医療機関、地域社会等との連携事業を展開する。

研究活動では、大学が創出した教育・研究上の成果を積極的に還元し、社会の課題解決に貢献するという方針に基づき、本学の研究成果や保有する知的財産に係る情報を様々な機会を通じて積極的に学外へ提供する。地域基盤型教育の一環として、学部の枠組みを超えて地域の課題解決に取り組む「域学共創プロジェクト」、専門職連携教育である「IPE99」、実社会での共同プロジェクトに参加する「JIU 産学連携教育事業」等を展開し、研究交流を通じた地域社会との連携を更に強めていく。

本学は、教育資源とキャンパス設備を市民に広く開放し、1992（平成4）年より自

治体との連携による「公開講座」、2006年より「シニア・ウェルネス大学」、2013年より「コミュニティ・カレッジ」の運営を通して、地域連携型の教育活動及び社会貢献活動に継続的に取り組む。また、近隣的高等学校を対象として、語学、福祉、情報、デザイン等、多岐にわたる分野での高大連携プログラムを実施するほか、小・中・高等学校及び大学との教育機関連携を展開する。

【地域交流、国際交流事業への参加】

○地域連携事業

東金キャンパスでは、地域の診療所や薬局、訪問看護・訪問介護ステーション、高齢者・障害者施設等と連携して、福祉・看護・薬学の3学部連携による専門職連携教育「IPE99」を推進する。具体的には、患者講演会、高齢者疑似体験、患者背景創作ケアプログラムワークショップ、チームケア論・模擬事例検討ワークショップ等、多職種連携を実地体験できる機会を設けて、高齢化が進む医療過疎地域に貢献できる医療・福祉人材の育成に取り組む。2019（令和元）年度より、地域と大学が未来をともに創る「域学共創プロジェクト」を起動させ、魅力あるまちづくりへの組織的な参画を開始したところである。東金市に加え、隣接する山武市、大網白里市、九十九里町の3市1町との連携を深めるための意見交換会を開催し、地域が抱える課題を共有するとともに、官と学の結び付きを活かした地域活性・地方創生活動を展開する。

千葉県有数の観光地である鴨川市に立地する安房キャンパスでは、観光学部が「地域」と「国際」を軸とした実践的なプロジェクトを展開する。具体的には、2015年より道の駅「鴨川オーシャンパーク」との連携事業を立ち上げ、道の駅から観光振興をテーマに、サイクルツーリズムの企画運営やカフェマップの作成等に取り組む。また、東日本旅客鉄道株式会社（JR 東日本）千葉支社との共同企画「駅からハイキング」の取組が、観光庁の2019年度「産学連携による観光産業の実務人材確保・育成事業 先進的な実践授業事例」に選出されるなど、多彩な産学共同・官学共同事業を地域社会や企業とともに創出し、将来の観光クリエイターを目指す人材の育成に寄与する。

東京・千代田区との連携強化に取り組む紀尾井町キャンパスでは、「千代田学」に係る区内大学等の事業提案制度を活用した学官協働のフィールドスタディをはじめ、同区の社会福祉協議会が推進する車いすステーションを同キャンパスの1号・3号棟に開設したことを契機として地域ボランティア活動を推進するほか、地区の清掃活動や合同パトロール等の同区の施策にも積極的に協力する。また、2年に1度執り行われる日枝神社の例大祭「山王祭」では、近隣企業や地元平川二丁目町会と合同で神輿渡御に参加し、伝統文化を通じた地域交流の場を盛り上げる。加えて、都市型キャンパスとして産学連携に積極的に取り組み、日活株式会社や株式会社サンミュージックプロダクション、バロックジャパンリミテッドなど多数の企業と提携し、メディア学部と経営情報学部を中心に、多彩な取組を展開している。

○国際連携事業

本学は、日本・カナダ学術コンソーシアム（JACAC）に加盟しており、2011（平成23）年度より、日加戦略的留学生交流促進プログラムの一環として開催される「日本・カナダ学生フォーラム」に、毎年、本学学生を派遣する。当該フォーラムは、JACAC加盟大学の学生の相互交流を促進し、日加両国の友好と学術交流の発展に寄与するために開催される。約10日間にわたって、両国の学生が環境問題や持続可能性に係る問題等、地球規模のテーマについて意見交換し、相互理解を深める。毎年、日本あるいはカナダで交互に開催され、2022年2月には、本学が担当して当該フォーラムを開催する予定である。

本学は、2019（令和元）年11月に、世界130カ国以上、1,400を超える機関が参加する国連アカデミック・インパクト（UN Academic Impact: UNAI）に加盟した。国際大学として、教育的観点からみた達成目標を定めつつ、国連SDGsへの取組をはじめとするグローバルな教育研究活動の発展・充実に努める。これらとも連動させて、2019年12月に、関西国際大学、九州国際大学、長崎国際大学、そして本学の4大学による「国際大学間の未来ネットワーク」を立ち上げ、「SDGsのインパクトと「国際」大学のこれから」をテーマとする国際大学フォーラムを紀尾井町キャンパスにて開催した。今後の活動予定として、2020年11月に開催された定期総会による議を経て、「コロナ禍で浮き彫りになった国際大学の課題と挑戦、学生目線で見ると「ニューノーマル時代のオンライン授業」の実力」をテーマとする第2回目の国際大学フォーラムを2021年6月に開催する。

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているか。

評価の視点1

適切な根拠（資料、情報）に基づく社会連携・社会貢献の適切性についての点検・評価の実施

評価の視点2

点検・評価結果に基づく改善・向上

【適切な根拠に基づく社会連携・社会貢献の適切性についての点検・評価】

本学は、全学的な地域連携運営委員会を組織し、本学の社会連携・社会貢献事業の運営に係る事柄について審議する。各事業の実施主体からの成果報告、事業区分ごとに実施するアンケート調査、自治体や企業等との意見交換等により得られる改善点や要望等を集約し、総括的な事業報告書を作成する。この報告書に基づいて改善・向上を図り、年度末には目的に照らした達成度や適切性を検証した後、次年度の事業計画

書を学長に提出する。学長は、これを大学運営会議に諮り、必要に応じて執行部会議あるいは大学院委員会にて審議するなど、PDCA サイクルを機能させている。

【点検・評価結果に基づく改善・向上】

地域社会が大学に対して何を期待するのか、大学は地域社会にどのような貢献ができるのかを把握・検証することで、本学の教育や研究、そして社会連携等に係る活動に新たなニーズを取り込み、相互の関連付けを図りつつ、社会連携・社会貢献の活性化を目指す。特に、本学の取組を恒常的に発信して地域社会に対する説明責任を果しているか、その結果として信頼関係を更に強化し相応の評価と支援を得るという好循環を形成できているか、これらに係る検証を踏まえて本学の存在意義を示し、地域課題の解決に向けた持続可能な連携体制の更なる強化を図る。

(2) 長所・特色

本学は、果たすべき社会的役割の一環として産学官連携を位置付け、そのための調整・牽引役として地域連携推進センターを設置する。当該センターは、地域社会との窓口として機能する。特に、多様なアプローチで地域ニーズを発掘し、産学官の「ニーズ・シーズマップ」を作成するとともに、共同研究・受託研究等の実績の維持・向上に努めながら、自治体、企業、医療機関、研究機関、大学コンソーシアム等との協力・連携体制の構築に取り組む。併せて、地域住民等との協働の緊密化を図るため、本学施設の一般開放や見学受け入れを促進するとともに、公開講座やコミュニティ・カレッジの運営、水田美術館による貴重資料の展示会開催等を継続的に実施する。

国際大学である本学が有する高度な言語運用能力やノウハウ等を活用する機会の一つとして、本学は、東金市及びメディフォン社と三者連携協定を締結し、市内で増加傾向にある在住外国人（家族を含む）の日常生活に係る案内、また生活支援、緊急支援に資する情報を、やさしい日本語や英語、イラスト等で伝えることに取り組み、安心して暮らせる環境づくりに貢献する。

また、国際大学間の連携強化を図り、新たに大学間コンソーシアム「国際大学間の未来ネットワーク」を形成し、大学の国際性に係る学術的な発信力強化、これからの教育・研究・留学等に係る領域で、SDGs の視点も含めた連携・協働の可能性を国内外の教育機関に示す取組に力を入れていく。

(3) 問題点

本学は、様々な形での研究交流を活発に行っているが、受託研究の件数あるいは知的財産の実施許諾や譲渡等に係る実績を増やす、という課題があると認識している。今後、地域の研究ニーズ等に対応し得る、産学官の連携による学際的な研究会の立ち上げを検討するとともに、地域特性に基づく研究、学際的・分野横断的な研究等、本

学の強みとなる独創的研究テーマを設定し、実効性のある活動を全学的に展開する。

これまで、社会連携事業等に継続的に取り組んできたことにより、ノウハウや情報が蓄積され、学内外での協力体制が整い、当該事業に係る活動がより効率的で洗練されたものとなっている。当該事業の更なる展開を図るためには、継続的な予算の確保、担い手の補充等が重要な課題となる。学生が主体となる事業の場合、基本的に上級生から下級生へと引き継がれるが、大学の組織特性や地域環境、そしてニーズに合わせて、支援の幅と厚みを増すための工夫が必要であると認識している。

(4) 全体のまとめ

本学は、社会連携・社会貢献に係る「社会との連携・協力に係る方針」を定め、大学ホームページにて公表している。当該方針に基づき、各々の学部・研究科及びセンターが、地域の自治体や企業等と連携した多彩な事業に取り組む。また、地域連携推進センターを中心に、「シニア・ウェルネス大学」や「エクステンション講座」等の生涯学習に係る取組のほか、千葉県内の5市町で実施する「公開講座」、九十九里地域での福祉・看護・薬学からなる専門職連携教育プログラム「IPE99」等、活発な地域連携活動を展開する。さらに、中期計画では「地域連携・社会貢献力」の強化を掲げており、地域の公共団体、福祉施設、企業のほか海外協定校等との連携を更に強め、本学の教育研究上の成果を積極的に発信し社会に還元することにより、「地(知)の拠点」としての中核機能の拡充に向けて邁進する。

本学の社会連携・社会貢献の適切性については、各々の取組における実施組織が主体となり、自己点検・評価を毎年度実施する。地域連携運営委員会は、それらを取りまとめる形で事業報告書を作成する。この報告書に基づいて改善・向上を図り、年度末には目的に照らした達成度及び適切性を検証した後、次年度事業計画書を作成し、学長に提出する。学長は、この次年度事業計画について大学運営会議等で審議・決定し、適切に運営する。

以上のように、本学は、掲げる理念・目的等を踏まえた社会連携・社会貢献に係る方針を明示し、それに基づき学外組織と連携し、社会貢献や地域交流に係る事業に取り組むとともに、教育研究成果を広く学内外に配信する。また、その適切性について、評価指標を定めて定量的に評価する仕組みや、地域住民から直接評価を受ける機会を設けることにより、客観的かつ継続的な点検・評価を行い、その結果を基に、定める基準に照らして良好な社会連携・社会貢献を実現していると判断できる。

第10章 大学運営・財務 第1節 大学運営

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1

大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2

学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

【大学の理念・目的の実現に必要な大学運営に関する方針の明示・周知】

本学は、建学の精神及び教育理念を踏まえて、本学の中・長期にわたるビジョンを定め、これらのビジョンの実現を目指して中期計画を策定し、具体的な活動を展開する。併せて、「管理運営に係る方針」を明示し、円滑な大学運営に努める。これらについて、各構成単位における会議体や大学ホームページ等により、学内構成員に対して広く周知している。

管理運営に係る方針

- ①明確な意思決定プロセスや権限・責任体制の下、持続的な発展を見据えた大学運営を行う。
- ②本学の諸規程等に基づき、透明性・公正性・機能性を備えた管理運営に努める。
- ③大学運営に係る資質及び職能等の向上に資する研修を事務職員に対して定期的実施し、健全な大学運営と持続的な改善・改革に取り組むことができる体制の構築・拡充に努める。
- ④本学の教育・研究の充実・発展に向け、財務基盤の強化及び安定を図り、健全な財政運営に努める。明確な意思決定プロセスや権限、責任体制の下、持続的な発展を見据えた大学運営を行う。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1

適切な大学運営のための組織の整備

- ◆学長の選任方法と権限の明示
- ◆役職者の選任方法と権限の明示
- ◆学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ◆教授会の役割の明確化
- ◆学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ◆教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ◆学生、教職員からの意見への対応

評価の視点2

適切な危機管理対策の実施

【適切な大学運営のための組織の整備・実施】

本学は、関係法令や大学運営に係る方針に基づき、大学運営組織を適切に整備する。学長及び役職者の選任方法や権限については「学長選出に係る規程」を定め、業務規則第3条に基づき、学長の選出及び任命手続きについて明示する。具体的には、学長推薦委員会において単数または複数の候補者を選考し、常務理事会を経て理事長より理事会へ推薦し、理事会において決定の上、理事長が任命する。また、教育職員の職務規程第3条の2には、「学長は、学務を掌り、所属職員を監督する」ことを定める。さらに、学部長や研究科長等、役職者の任免も、当該の規程に基づきこれを行う。

本学は、学長による意思決定や執行等の整備、学長との関係を含む教授会の役割について、2015（平成27）年の学校教育法等の改正に伴い、当該年度に一部変更・施行した学則等の諸規程においてこれを明示した。学長が司る教育研究に係る事項、学長が副学長に権限を委譲する事項、教授会が学長に意見を述べることができる事項等について規定し、教職員に向けて学内イントラネットにて公開している。

大学と法人組織（理事会等）の権限及び責任の明確化、大学のガバナンスという点について、学校教育法に定める寄附行為及び「学校法人城西大学寄附行為」、「学校法人城西大学業務規則」の定めに基づきこれを行う。

学生や教職員からの意見への対応という点について、まず学生に対しては、在学生意識調査等の結果や水田奨学生等との懇談会での意見を踏まえて学生生活の実態を把握した上で、改善に向けた意見や要望に応える。教職員に対しては、部局単位でのFDやSDをはじめ、新たな事業計画に対する全学的な意見集約を踏まえるなどして、より緻密な施策を練り上げる。また、教職員が帰属する会議体や委員会を出発点として、提示された意見等は上位組織での審議を経て、大学運営会議に諮ることができる。このようにして、全学の要望を吸い上げる仕組みを機能化させながら、個々の計画の具体化、推進に努める。

【適切な危機管理対策の整備・実施】

本学は、国際大学、総合大学としての社会的責任を果たすため、構成員一人ひとりがリスクマネージャーとしての自覚を持ち、学内外のリスクに対応できる実践的なリスクマネジメント体制を確立するとともに、社会の公器としての個人及び組織のコンプライアンスの高度化を目指す。そのために「危機管理に係る規程」を定め、大学で想定されるリスク（業務、情報セキュリティ、コンプライアンス、イベント等）を把握し、全学的なリスクマネジメント・システムの構築を進める。また、別に「防災管理に係る規程」を定め、自然災害に強いキャンパスを目指して、国や地方公共団体レベルの防災対策との連携も図りながら、総合的に学内システムの点検・見直しを進め、シミュレーションに基づく実践的な訓練を実施する。学長を委員長とする防災委員会は、防災・防火を中心的に担う人材の養成、リスクマネジメント要項及び防火・防災マニュアルの改訂・普及、関連規程の整備、備蓄計画の策定・執行、緊急地震速報受信システムの導入等に取り組む。これらの点について、毎年度、達成度を確認し、それを踏まえて次年度の方針を策定する。

点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点1

予算執行プロセスの明確性及び透明性

◆内部統制等

◆予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

【予算編成・執行の適切な実施】

本学は、「学校法人城西大学経理規程」に基づき、予算統括責任者の意見を徴して理事長が予算編成方針を作成し、理事会においてこれを決定する。予算編成にあたっては、単年度における事業の基本的な考え方や、各組織における諸計画の進捗状況等の総括を踏まえて部局ごとに原案を作成し、経理課長、学長、法人本部事務局長による査定（ヒアリング）を実施することで内部統制を図る。

日常的な予算管理・執行に際しては、財務システムを使用する。学内諸規程に則った予算執行の承認・決裁、配分予算を超える執行の防止、予算残高や執行明細等の各種照会等、当該システムが備える機能を駆使して、厳格かつ効率的な予算管理を行う。

監査については、「監事監査規程」に基づく監事監査、「内部監査規程」に基づく内部監査、「私立学校振興助成法第14条第3項」による公認会計士または監査法人による監査を行うなど、監査を適切に実施する体制を整備している。また、これら監査の相互的な連携を強化するために、監事が意見を交換し合える監事会を開催し、内部監査に係る実施状況の報告等を行う。

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点1

大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ◆職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ◆業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ◆教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ◆人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

【大学運営に係る適切な事務組織の整備、及びその機能状況】

本学は、戦略的・機動的な大学運営による更なる躍進を目指して、効率的かつ効果的な事務機構の再構築、及び多様な能力を活かせる人事処遇システムの導入に着手したところである。採用システムの点検・整備、「事務局等職員評価実施規程」に基づく職務遂行能力及び職務実績の評価制度の導入、業務分掌の再設計及び指示命令系統の明解化を進めるとともに、長年の慣習の打破にも繋がるナレッジマネジメントを導入し、ノウハウの共有化と高度化を推進する。併せて、「事務局人事基本方針」を策定し、人材の確保・育成・活用と評価システムの活用に重点をおいて、大学という組織における人事マネジメントに取り組む。

本学は、教育職員と事務職員双方の職責を踏まえた上で、協働して大学運営に取り組む体制を整えている。この教職協働については、相互的な確認を経た上で、中期計画の策定に際しても多くの事務職員の参画を実現した。中期計画の策定に限らず、委員会やプロジェクト等にも正式なメンバーとして事務職員が加わり、大学運営において重要な役割を担う。また、体制整備という点からは、教務、入試、国際等の各部局に、教育職員の部長とともに事務職員の事務部長あるいは次長を配置し、事務職員も重要な意思決定に携わる。

事務職員の業務評価については、個々の能力開発・育成、これらを通じた組織の活性化を目的として位置付け、その旨を規程として定め、評価結果は給与処遇、人事配置、研修派遣等を決定する際に参考指標として活用する。また、事務職員評価の結果と併せ、個別の面談記録や職務経験等、多角的に人事情報を収集・蓄積してデータベース化し、広範かつ中・長期的視点からこれを活用する。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点1

大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

【SD等の組織的实施による教職員の意欲・資質の向上】

本学は、「事務局人事基本方針」において、事務職員研修の目的を、資質向上・能力開発による業務遂行の効率化・高度化、組織の活性化、そして個々人のキャリア形成と定める。人事担当部署は、事務職員の育成制度や各種育成施策を再整備し、各種施策を実施する。各々の目標や養成するスキル等を明確にした上で、階層別、目的別に内容・方法、実施場所等を体系化し、それらを有機的に組み合わせて計画・実施する。今後は、大学ホームページに事務職員向け研修の専用ページを開設し、研修資料のほか各種情報を公開するとともに、派遣研修等に係る報告会を開催して成果を共有する。また、事務職員の自己啓発を目的とする個人またはグループの活動を奨励する措置を講じ、事務職員の更なる成長支援に取り組む。

本学は、事務局長を中心とするSD委員会を置き、事務職員として必要な知識・技能の習得、能力・資質の向上と併せ、大学を取り巻く状況や関係法令等、情報の収集・分析により得た知見を提供・共有する機会を設けることで、研修内容の充実と適切性を確保する。

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているか。

評価の視点1

適切な根拠（資料、情報）に基づく大学運営の適切性についての点検・評価の実施

評価の視点2

監査プロセスの適切性

【適切な根拠に基づく大学運営の適切性についての点検・評価】

本学は、全体のPDCAサイクルの機能化を目的として、中期計画と連動させながら事業計画に取り組み、その自己点検の結果を次期の事業計画に反映させる。また、事業と予算の一体的評価に向けて、経理課長、学長、法人本部事務局長による査定（ヒアリング）を別個に実施し、各組織における諸計画の進捗状況等の総括を踏まえた点検・評価を行う。

【監査プロセスの適切性】

監査については、監事による監事監査、公認会計士による会計監査に加え、事務局長等で構成する内部監査調査部門による内部監査を実施する。また、法人組織に内部監査室を設け、当該部署が責任主体となり検証を行う。学内各組織は、各々が策定する年度計画に基づき業務監査及び財務監査を受け、その際の指摘事項に対して速やかに改善に取り組むこととする。

【点検・評価結果に基づく改善・向上】

本学は、改正私立学校法に基づく中期計画による大学運営、並びに責任明確化の義務付けを踏まえ、事務局の組織改編、及び課題遂行との有機的連携を図るための本格的な配置管理を実施した。また、中期計画に掲げる課題の解決に向けて、効率的かつ効果的な戦略展開を実現するIR体制を整備し、基礎となる教育活動データの収集・分析に着手するとともに、事務職員の研修等、受講履歴の管理や研修内容の体系化を進めていく。さらに、「事務局等職員評価実施に関する内規」を定め、能力評価及び目標達成度評価の結果を踏まえた助言・指導により、事務職員一人ひとりの力量向上に努める。

（2）長所・特色

事務局の組織改編に伴い、教育職員と事務職員が双方の職責を踏まえ、協働して大学運営に取り組む体制整備を進めている。事業計画の策定や様々な政策立案に加えて、プロジェクトや委員会においても、多数の事務職員がメンバーとして参画する。また、教務、入試、国際等の各部門には、教育職員の部長とともに事務職員の事務部長あるいは次長を配置しており、職員も意思決定において重要な役割を担う。そして、教育、研究、社会連携等、様々な現場において、教育職員と事務職員は協力して業務に取り組む。大学を取り巻く情勢の変化や全学的な課題に対応するため、「事務局人事基本方針」を策定することとし、人材の確保・育成・活用と評価システムの活用に重点をおいて、大学という組織における人事マネジメントを実践する。

（3）問題点

大学運営における発展的な課題として、防災のみならず大学を取り巻くリスク全体への対応を検討する取組の推進が挙げられる。本学は、組織全体として一体的にコンプライアンスを推進しており、自らの社会的・公共的使命を自覚し、法令の遵守に留まらず、相互の人権を尊重し、高い倫理観を持って行動することを達成目標の一つとする。本学構成員としての行動規範を明示することで、未然のリスク管理に力を尽くすとともに、社会的存在としての期待・責任に反することがないように、誠実かつ公平・公正な大学運営に取り組む。

(4) 全体のまとめ

本学は、建学の精神及び教育理念を踏まえ、中・長期の目標とするビジョンを設定しており、これらのビジョンの実現に向けた中期計画を策定し、具体的な活動を展開する。併せて、「管理運営に係る方針」を明示し、本学の諸規程等に基づき、透明性・公正性・機能性を備えた管理運営に努める。中期計画や事業計画を適切に実行するために、学長及び役職者や教授会の役割・権限等を明確化し、組織や諸規程の整備に並行して取り組む。2015（平成 27）年度の学校教育法の改正に伴い、学則等の諸規程を一部変更・施行し、学長による意思決定や執行等について、また学長との関係を含む教授会の役割等を明確化した。

大学業務を遂行する事務体制については、効率的かつ効果的な事務機構の再構築、及び多様な能力を活かせる人事処遇システムの導入に着手することで、戦略的・機動的な大学運営を目指す。ナレッジマネジメントを導入し、ノウハウの共有化と高度化を推進するとともに、本学の優先課題を踏まえた適材適所の公正な人事配置を実現するために、「事務局人事基本方針」を策定した。この方針に従って組織における人事マネジメントに注力し、人材の確保・育成・活用と併せて、評価システムの活用を重点項目に掲げて取り組む。事務職員評価の結果に加え、面談記録、職務経験等の多角的な人事情報の収集・蓄積を行い、それらをデータベース化し、中・長期的かつ広範に活用する。

以上のように、本学は、掲げる理念・目的、また将来等を見据えた中・長期計画を実現するための大学運営方針を明示し、適切な大学運営のための規程整備や権限・役割を明確化している。また、本学の課題に柔軟に対応するための事務組織を整え、教職協働や SD の推進、定期的な点検・評価等により、効率的かつ効果的な大学運営に取り組んでいると判断できる。

第10章 大学運営・財務 第2節 財務

(1) 現状説明

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1

中・長期的な財政計画の策定

評価の視点2

当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

【中・長期的な財政計画の策定、財務に関する指標等の設定】

学校法人城西大学は、2018（平成30）年5月に中期財務計画（2018-2022）を定め、達成すべき財務目標及び具体的な施策を明示した。また、予算統括責任者の意見を徴して理事長が予算編成方針を作成し、理事会での承認を経て、学内組織に周知を徹底する。本学は、中・長期にわたり健全な帰属収支を維持し、基本方針とする財政基盤の確立の実現に向けた具体策として、学生生徒等納付金のほか、寄附金及び補助金の安定的確保に向けた努力、安全性を第一とした着実な資産運用収入の確保等に取り組むこととする。

なお、数値設定できる財政指標による2020（令和2）年度決算の状況は下表の通りであり、全ての指標で水準を確保できている。

評価項目	財政指標	2020年度 決算
＜フローに関する指標＞		
経常収支差額比率 (=経常収支差額÷(教育活動収入+教育活動外収入))	プラス の維持	3.6%
＜ストックに関する指標＞		
引当特定資産Ⅰ保有率 (=引当特定資産Ⅰ÷(第2号～第4号基本金+退職給与引当金))	100%	100%
引当特定資産Ⅱ保有率 (=引当特定資産Ⅱ÷減価償却額累計額)	50%～ 100%	59.2%
流動比率 (=流動資産÷流動負債)	200%以上	235.9%
純資産構成比率（自己資金構成比率） (=純資産÷総資産)	85%以上	94.4%

※特定資産Ⅰは、第2号基本金、第3号基本金、第4号基本金及び退職給与引当金に対応する特定資産であり、特定資産ⅡはⅠ以外の特定資産とする。

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1

大学の理念・目的及びそれに基づく中期計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の視点2

教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点3

外部資金等の獲得強化に向けた取組み

【大学の理念・目的及びそれに基づく中期計画等を実現するための財務基盤の確立】

過去5カ年度（2016-20）の本学の経営状況は、「事業活動収支計算書関係比率・消費収支計算書関係比率」に示す通りである。全国平均（「令和2年度版 今日の私学財政」（日本私立大学学校振興・共済事業団））と比べて、収入面では学納金比率が高く、補助金比率が低い傾向にある。したがって、教育研究の高度化を推進する上で科研費等外部資金への申請を積極的に行うことを中期財務計画に掲げ、学納金への依存軽減を目指す。支出面では、経費節減に取り組む一方で、教員組織整備計画及びキャンパス環境の整備計画等に基づく教育環境の基盤整備を進めており、人件費及び教育研究経費比率が年々増加傾向を示す。その影響により、本学の事業活動収支差額比率（帰属収支差額比率）は低下傾向にあったが、人件費・教育研究経費・管理経費について、予算編成方針にて具体的な改善取組を明示し、2020年度において改善された。

同5カ年度における財政状況は、貸借対照表関係比率の通りである。資産の構成を全国平均と比べると、固定資産の構成比率が高い。これは、施設の整備事業を行いつつ、将来的・永続的な教育研究環境の維持のために必要となる資金（引当特定資産（固定資産））を並行的に形成していることによる。結果として、流動資産構成比率は低減した一方で、流動比率や前受金保有率にみる通り、負債に対する資産の流動性は十分に保たれている。資産の取得源泉の構成比において、純資産構成比率（自己資金構成比率）は、全国平均を上回る高い水準を維持する。

【教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み】

安定的かつ持続的に教育研究活動を展開しつつ、財政の健全性を維持していく上で、中期計画及び事業計画を反映した中期財務計画、及び年度ごとに定める予算編成方針の両輪をもって、適正な運営を図ることが重要であると認識している。

予算は、基本収支試算による中期の見通しを踏まえて編制しており、その中で支出予算においては、経常的な予算とは別に、教育強化推進予算、奨学金予算、広報戦略予算等の予算枠と、事業計画の重点施策を推進する予算枠を設け、中期計画と連動さ

せながら事業の遂行を促進する。また、建設事業等に係る予算は、中期財務計画の施設整備関連支出として、各種教育インフラの施設整備計画（5カ年・10カ年）の実現に向けた事業費を予算編成に反映させる。

【外部資金等の獲得強化及び経費削減等の取り組み】

学納金以外の収入強化対策としては、寄附金等の募集施策と資金運用施策を中心に展開し、併せて産官学の連携・協力による競争的な補助金や受託研究等の多様な外部資金の獲得に努める。また、本学同窓会との協働により卒業生から幅広い支援を得ており、基金の一部を学生の課外活動を推奨する制度や、創立30周年記念事業等に活用する。併せて、寄附システムの整備、専用ホームページの開設、決済手段の拡充、寄附者を表彰する制度の導入等、寄附者の多様なニーズへの対応や寄附者との繋がりを保持するための仕組み・制度の強化に取り組む。

経費削減の取組については、経常的な物件費支出の約半分を占める業務委託費をその対象とし、入札制度による競争原理の導入を徹底させるとともに、単価や仕様の見直しにも取り組む。また、入試広報活動に関しては、過去3カ年度の入試広報活動の効果を検証し、時代に適合したSNSをはじめとする広告媒体を活用する形式への転換を図り、経費の見直し、大幅な削減を進める。

（2）長所・特色

本学は、これまで一定の経常収支黒字を確保してきており、新型コロナ禍の影響を受けつつも、入学定員充足による安定した学納金収入を実現し、教職員体制の整備による人件費増の状況下にあっても、黒字幅を前年度よりも上昇させた。今後、施設・設備の建替・更新に伴う支出が見込まれており、財務規律を堅持しながら、本学の持続的発展を確たるものとする必要がある。本学の強みを束ねつつ、これまでの枠組みの抜本的な組み換えに努めることを改善の要とし、事業の重点化、総合力の発揮、組織活力の向上を目指す。

（3）問題点

中期目標（2016-2020）を総括する過程において、事業と予算を一体的に評価し、全学でそのプロセスや結果を共有する仕組みの整備が十分でないことを課題として認識した。現在は、教育研究活動の遂行と財源確保の両立を図るための仕組みを更に高度化するという観点から、事業の目的に対して、予算の配分・執行が効果的に寄与したか否かを客観的に判断するため、大学運営会議を構成する学長・副学長、事務局長等を含む教職員で検証し、各予算編成部局とのヒアリングを実施することとした。この過程を通して、事業及び予算の拡充や縮減等を適切に判断する機能の強化を目指す。

(4) 全体のまとめ

本学は、中期財務計画及び予算編成方針の下で事業運営、財政運営を行い、教育研究活動の遂行と財政確保の両立を目指す。現在の財政状況においては、収支差額のプラスを安定的に確保するとともに、財政運営上で設定した指標や他大学との比較に照らして、適切な資産構成の水準を維持できている、教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立している。

中期計画及び事業計画を着実に遂行しつつ、財政の健全性・安定性を維持するために、収入強化施策及び経費節減施策、事務業務効率化等に継続して取り組む。併せて、今後の課題として、事業の目的に対して予算の配分・執行が効果的に寄与したか否かを客観的に評価する仕組みの確立を通じて、教育研究と財政の均衡を踏まえた大学運営機能の更なる強化に努める。